

弘前市一般廃棄物処理基本計画

【計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度】

(素案)

令和 7 年 12 月

弘前市

(注) 本計画書は、令和 8 年度の公表を予定しており、関連計画や施策など、
令和 8 年度以降の事業（新規含む）を前提に記載している箇所があります。

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	1
1.3 関連計画.....	2
1.4 計画期間.....	3
1.5 ごみ処理行政の動向.....	4
1.5.1. 国の動向.....	4
1.5.2. 青森県の動向.....	5
1.6 広域的取組の推進.....	6
1.7 計画の進行管理.....	7
第2章 弘前市の概要	8
2.1 地理・地形.....	8
2.2 市街地等の状況.....	9
2.3 気候.....	10
2.4 人口・世帯数.....	11
2.4.1. 人口の推移.....	11
2.4.2. 人口構造.....	12
2.4.3. 世帯数.....	13
2.5 産業の動向.....	14
2.5.1. 産業構造.....	14
2.5.2. 事業所数・従業者数.....	16
2.6 土地利用状況.....	17
2.7 水環境、水質保全に関する状況.....	18
第3章 ごみ処理基本計画	20
3.1 ごみ処理基本計画策定の流れ.....	20
3.2 ごみ処理の現状.....	21
3.2.1. ごみ処理の経緯.....	21
3.2.2. ごみ処理の体制.....	23
3.2.3. ごみの発生量と資源化量の推移.....	31
3.2.4. 廃棄物処理システムによる比較.....	46
3.2.5. ごみの減量、再利用、再生利用、資源化の実績（前回計画の施策と取組状況）.....	47
3.2.6. 廃棄物分野の温室効果ガス発生量.....	52
3.3 前回計画の検証.....	54
3.3.1. 前回計画における数値目標及び達成状況.....	54
3.3.2. 前回計画のごみ処理施設整備計画の実施状況.....	57
3.4 「ごみ減量・リサイクルに関するアンケート」の調査結果（概要）.....	58
3.5 本市におけるごみ処理の課題.....	60

3.6 ごみ処理の基本理念と基本方針.....	61
3.7 ごみ発生量及び処理量の将来予測（推計）.....	62
3.7.1. 将来予測（推計）の流れ.....	62
3.7.2. 人口推計.....	63
3.7.3. 推計結果（BAU ケース：現状のまま推移した場合）.....	64
3.7.4. 数値目標の設定.....	68
3.7.5. 推計結果（目標を達成した場合）.....	70
3.7.6. 【参考】推計結果（BAU ケースと目標達成時）の比較.....	74
3.8 目標達成に向けた個別施策.....	77
3.8.1. 個別施策の実施方針.....	77
3.8.2. 目標達成に向けた個別施策.....	78
3.9 ごみ処理施設整備計画.....	88
3.9.1. 中間処理施設.....	88
3.9.2. 最終処分施設.....	88
第4章 生活排水処理基本計画.....	89
4.1 生活排水の排出及び処理の状況.....	89
4.1.1. 生活排水処理等の現状.....	89
4.1.2. 前回計画の検証.....	95
4.1.3. 課題の分析.....	96
4.2 生活排水処理基本計画.....	97
4.2.1. 基本方針.....	97
4.2.2. 生活排水の処理計画.....	98
4.2.3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	100
4.2.4. 住民に対する広報・啓発活動.....	102

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年 4 月に「弘前市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 28 年度から 37 年度）」を策定し、計画の改訂を経て、【みんなで創る 持続可能な「循環のまち弘前」】をごみ処理の基本理念とし、循環型社会の形成に向けて各種取組を進めてきました。その結果、目標の一つである「1 人 1 日当たりのごみ排出量」のうち、家庭系ごみについては、令和 5 年度に目標を前倒しで達成し、改善が図られましたが、一方で、家庭系と事業系を合わせたごみ排出量は依然として全国・県平均を上回っており、全国共通の指標であるリサイクル率についても低迷が続いています。

ごみの減量化・資源化を進めるためには、市民・事業者・行政の 3 者の協働による減量化・資源化を進めていく効果的な取組が必要不可欠であり、さらに踏み込んだ施策の検討や、新たな基本目標の設定が求められます。

また、生活排水処理については、生活排水処理率が全国平均と同水準であり、着実に向上していることから、引き続き全市域において水洗化を進めるとともに、生活雑排水の未処理放流を減少させるため、地域レベルでの取組が必要となります。

一方、国においては、平成 28 年 9 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、計画の策定にあたっては、ごみ処理のみならず、低炭素社会や自然共生社会の観点等、環境保全の視点から温室効果ガスの排出量の削減について配慮することが示されました。

また、令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、資源の枯渇や廃棄物の増加を防ぐため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から、資源を効率的・循環的に有効利用する持続可能な循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行が政策の柱として位置づけられたことから、地方公共団体においても、徹底的な資源の有効活用・再生材の利用拡大等の資源循環システムの構築が求められています。

これらを踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的[※]に基づき、長期的視点に立った基本方針を明確にした上で、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

※：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月公布、環境省）

（目的）第 1 条 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月改定、環境省）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月、厚生省）に基づき、本市における一般廃棄物の処理に関する計画として定めるものです。また、「弘前市総合計画」及び「弘前市環境基本計画」を上位計画とし、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、本計画では、主に一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する具体的事項は、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画で定めます。

1.3 関連計画

本計画は、環境関連法令（「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」等）に基づき、国や青森県で策定される環境関連計画（「環境基本計画」、「循環型社会形成推進基本計画」、「第5次青森県循環型社会形成推進計画（予定）」等）や本市の上位・関連計画（「弘前市総合計画」、「弘前市環境基本計画」等）と整合を図りつつ策定します。

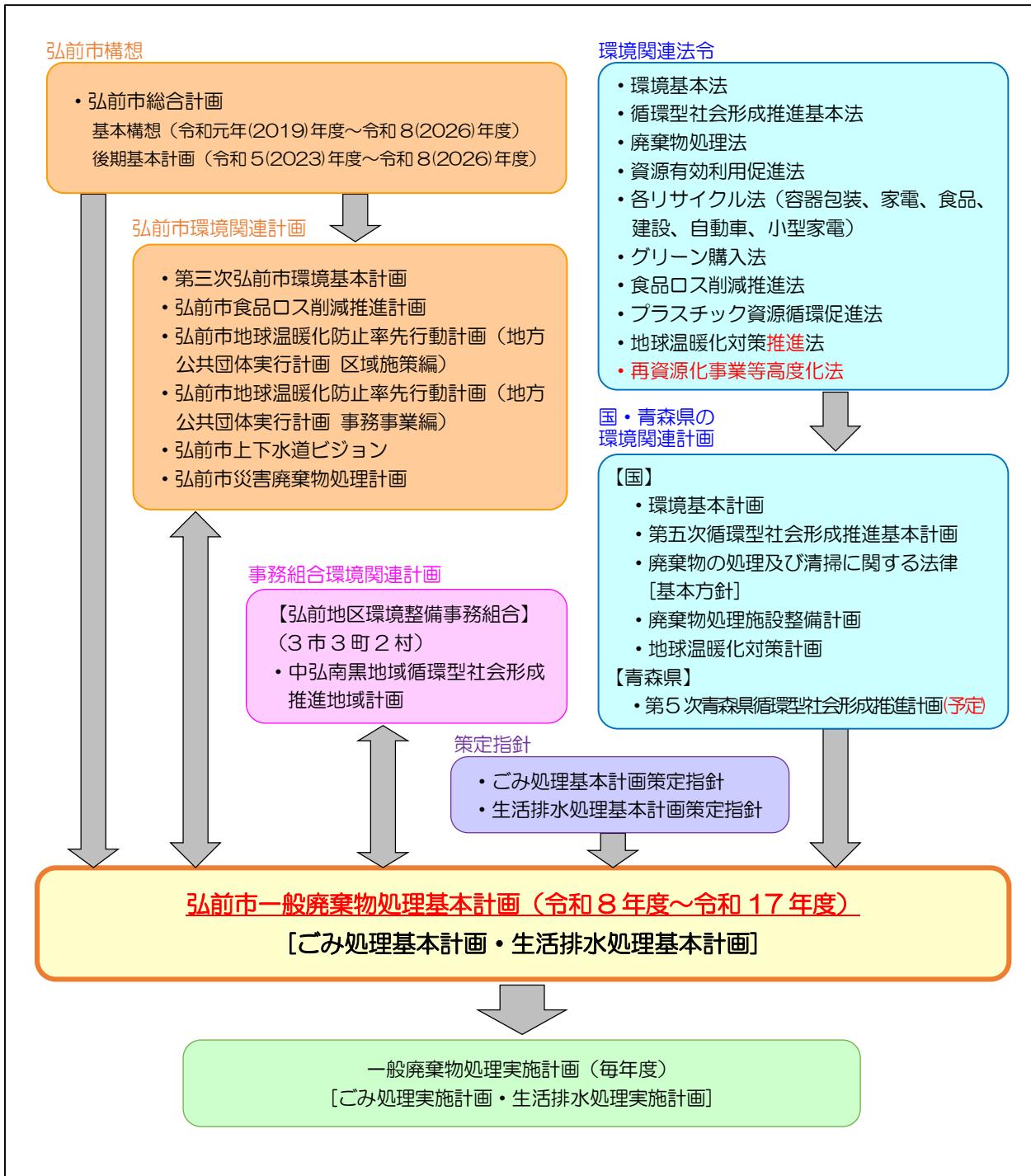


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画と関連法令・計画との関係

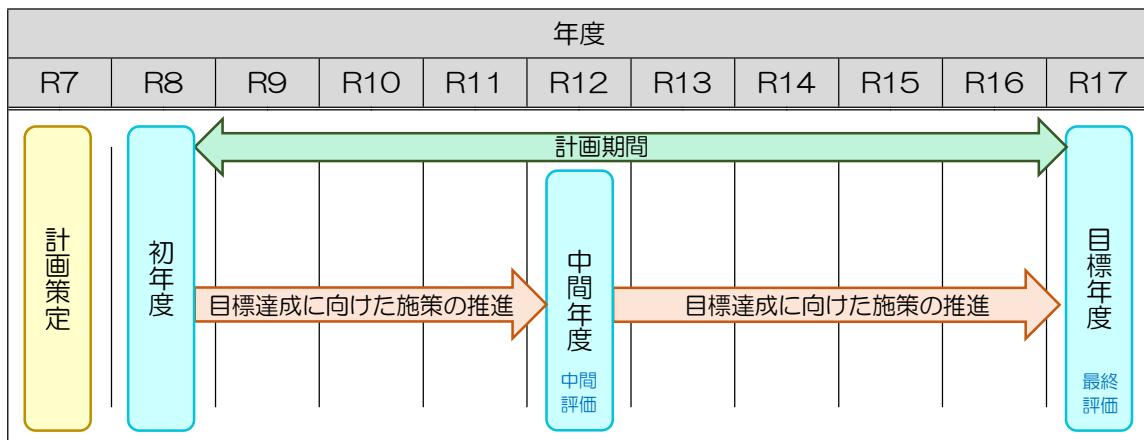
1.4 計画期間

本計画は、令和8年度を初年度、令和17年度を最終目標年度とし、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としています。

また、令和12年度を中間目標年度に設定し、ごみ減量化などの進捗や計画に掲げる各施策の進捗、事業内容などについて評価を行うとともに、必要な改定を行います。

その他、国の政策転換や社会経済情勢の大きな変化など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

表 1-1 計画期間



1.5 ごみ処理行政の動向

1.5.1. 国の動向

国は、循環型社会の形成と推進に向けて、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、併せて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の改正のほか、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を一体的に整備しました。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、4度の見直しを経て、令和6年には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会の実現に向けて国が講すべき施策が示されました。併せて、令和7年には同計画に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」が示され、2030年（令和12年）度を目標年次として数値目標を設定しています（表1-2）。

近年の、我が国の廃棄物に関する問題として、リサイクル、食品ロス、プラスチックの大量廃棄があげられます。

これらの課題解決に向け、リサイクルの取組を推進するため、平成12年に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」を完全施行し、平成13年に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、平成25年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」、**令和4年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」**を施行するなど、物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

また、食品ロスの削減に向けては、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、同法に従い「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示されました。第1次基本方針（令和2年）では、家庭系及び事業系の食品ロスを平成12年度比で半減させることを目標とし、消費者、生産者、事業者の役割が示されました。第2次基本方針（令和7年）では、事業系食品ロスの削減目標を前倒しで達成したことを踏まえ、事業系食品ロスを平成12年度比で60%減とする目標を設定しました。

なお、「地球温暖化対策推進法」に基づき令和7年に改定された「地球温暖化対策計画」では、脱炭素につながる豊かな暮らしを目指す「デコ活」の一環として、食べきりによる食品ロス対策、ごみの削減・分別による資源循環の促進を位置付けています。また、製品・サービスのバリューチェーン及びライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の削減を進め、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行に向けた各種取組の実施により、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出・吸収量ゼロ（ネット・ゼロ）を目標に掲げています。

さらに、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が令和7年に施行され、再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を促進するための基本方針を策定し、再資源化事業等の高度化に係る認定制度を創設するなど、脱炭素化と資源循環産業の発展を一体的に目指すこととしています。

表 1-2 廃棄物処理基本方針で示される数値目標（一般廃棄物処理基本計画に関連するもの抜粋）

項目	目標値（目標年度：令和 12 年度）
ごみの総排出量	令和 4 年度比約 9%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 478 グラム
一般廃棄物の出口側循環利用率	約 26%
1 人 1 日当たりのごみ焼却量	約 580 グラム
最終処分量	令和 4 年度比約 5%削減

出典：『『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』の変更について』（令和 7 年 2 月、環境省）

1.5.2. 青森県の動向

青森県では、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、平成 18 年 3 月に「青森県循環型社会形成推進計画（第 1 次計画）」を策定して以降、令和 3 年 3 月には第 4 次計画を策定し、様々な取組を行ってきました。

また、平成 20 年度から「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民運動の気運づくりとして、フォーラムなどによるごみの減量やリサイクルに関する普及啓発事業を実施したほか、レジ袋削減推進に関する協定の締結やごみの効率的な回収と資源化を推進するための古紙リサイクルエコストーションの設置、オフィス町内会の設立などを実施しました。また、県内におけるプラスチックごみの削減及び資源循環に向けた一人ひとりの行動をより一層促進するため、令和 2 年 5 月に「あおもりプラごみゼロ宣言」を行いました。

一方、ごみ処理の現状は依然として全国下位に低迷しており、より一層の、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、第 5 次青森県循環型社会形成推進計画（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）を策定し、**施策の方向性**として次の点を掲げています。

- ・行政・民間事業者等各主体の連携強化による 3R+ の推進（3R 推進に加え、再生可能資源への代替やリユースの促進などによる循環経済への対応を踏まえた取組の拡大・実践の促進）
- ・市町村が抱える地域課題の解決
- ・プラスチック資源循環の推進
- ・食品ロスの削減対策の推進

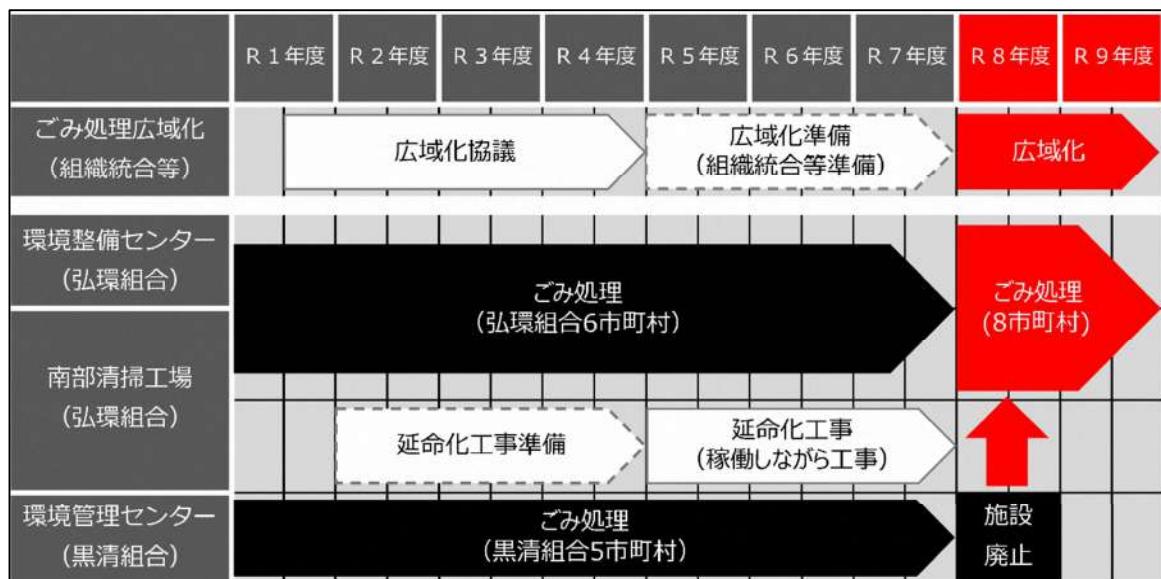
1.6 広域的取組の推進

弘前市のごみ処理は、2市3町1村（弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村）で構成する一部事務組合「弘前地区環境整備事務組合」にて、中間処理（焼却処理、破碎、選別、梱包）を行ってきました。

令和元年10月に「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」が処理区域を合わせた一つの区域としてごみ処理の検討を行うため、3市3町2村（弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村）で構成する「津軽地域ごみ処理広域化協議会」を設置し、令和8年度から同8市町村によるごみ処理の広域化が開始されました。

ごみ処理の広域化により、ごみ処理施設の集約・廃止による処理費用の削減やごみ処理に係る人員配置の効率化等の効果が期待できます。また、圏域で統一した新分別区分「プラスチック資源」を設け、プラスチック一括回収を行うことにより、再資源化の推進とともに脱炭素化が図られます。

ごみ処理の広域化によるコスト削減・ごみの減量化・再資源化の効果を最大化するために、本計画を実施するにあたっても、関係市町村との連携を強化し、より効率的・効果的な施策を推進する必要があります。



出典：弘前市HP（「津軽地域ごみ処理広域化協議について」

https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyo/seibi/hirokan-kurosei_koikika.html

図 1-2 広域化スケジュール

1.7 計画の進行管理

本計画の基本目標の達成状況や施策の実施状況などについて、PDCA サイクル(PLAN・DO・CHECK・ACTION という事業活動の「計画」・「実施」・「評価」・「改善」の循環)に基づく進行管理を行います。

進行管理にあたっては、各年度の進捗状況について、弘前市廃棄物減量等推進審議会へ報告・審議を行うとともに、ホームページなどで公表し、情報の共有を図ります。

また、審議会等で議論された目標達成に必要な施策の見直しや新たな施策の実施などについては、毎年度策定する「弘前市一般廃棄物処理実施計画」に反映させ、推進していきます。

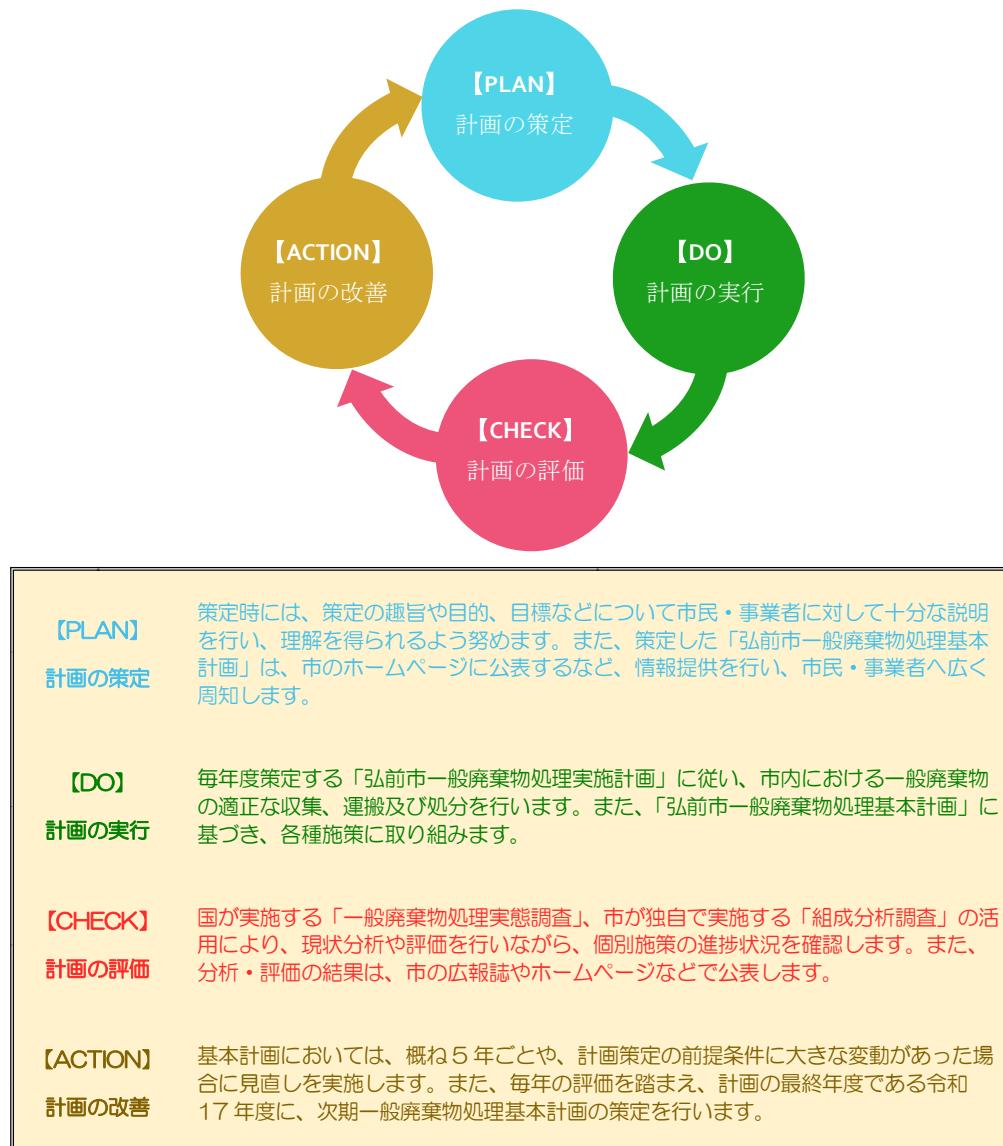


図 1-3 PDCA サイクルの概念

第2章 弘前市の概要

2.1 地理・地形

本市は、平成 18 年 2 月 27 日に旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村が合併し、新たな弘前市として誕生し、令和 8 年で合併 20 周年を迎えます。青森県南西部の広大な津軽平野の南部に位置し、本市の総面積は 524.2 km² となっており、県全体の 5.43% を占めています[※]。

東に奥羽山脈の八甲田連峰を、西に県内最高峰の秀峰岩木山を望み、南には、秋田県にまたがり世界自然遺産に登録されている白神山地が連なっています。

山々に抱かれた平野部においては、白神山地に源を発し、津軽平野を縦断し十三湖を経て日本海へ注ぐ県内最大流域面積の一級河川岩木川が、約 30km において緩やかに北流しています。

この岩木川には、平川、浅瀬石川などが合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯となっています。また、平野に連なる丘陵地帯には、基幹農産物であるりんご園地が広がっています。さらに、その地域を取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

※ 出典：令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調（7 月 1 日時点）国土地理院技術資料

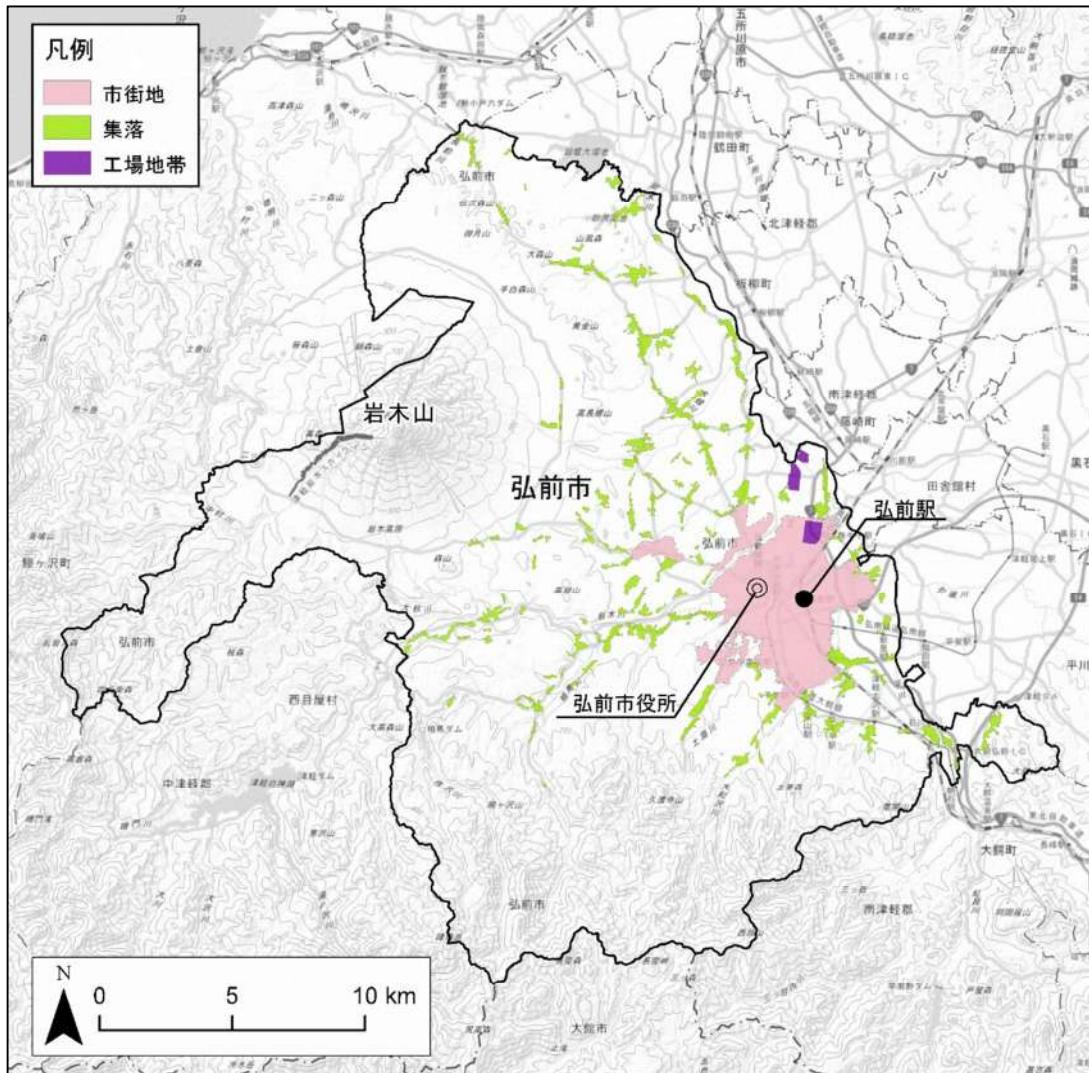


図 2-1 弘前市周辺の地理・地形

2.2 市街地等の状況

本市における市街地等の状況は図 2-2 に示すとおりです。

市街地は弘前市の東側に集中し、弘前駅を中心に広がっています。工場が立地する工業地帯は市街地及び市境に立地しています。また、市街地の周りには集落が存在しています。



備考：上図は「都市交通調査・都市計画調査」(国土交通省)及び空中写真等をもとに作成した。

図 2-2 弘前市の市街地等の状況

2.3 気候

本市における気候の推移（平成 27 年～令和 6 年）は、表 2-1 に示すとおりです。また、令和 6 年の月別の気温及び降水量を図 2-3 に示します。

過去 10 年間において、最高気温は 39.3°C（令和 5 年 8 月）、最低気温は -11.0°C（平成 30 年 2 月、令和 3 年 1 月）を記録しました。また、年間降水量は 969.5～1,699.5mm で推移しています。

表 2-1 弘前市における気温の推移

（弘前地域気象観測所：平成 27 年～令和 6 年）

	気温 (°C)			平均降水量 (mm)
	平均気温	日最高気温	日最低気温	
平成 27 年	11.3	35.7	-7.3	969.5
平成 28 年	11.0	35.8	-7.2	1,065.5
平成 29 年	10.5	35.1	-8.3	1,397.0
平成 30 年	10.9	35.1	(最低:2 月)-11.0	1,608.5
令和元年	11.4	36.0	-8.8	1,071.0
令和 2 年	11.5	36.7	-8.2	1,433.5
令和 3 年	11.3	35.6	(最低:1 月)-11.0	1,201.5
令和 4 年	11.1	34.9	-8.4	1,699.5
令和 5 年	12.3	(最高:8 月)39.3	-10.4	1,239.0
令和 6 年	12.1	34.0	-6.4	1,216.5

備考：各項目は、以下のとおり集計している。

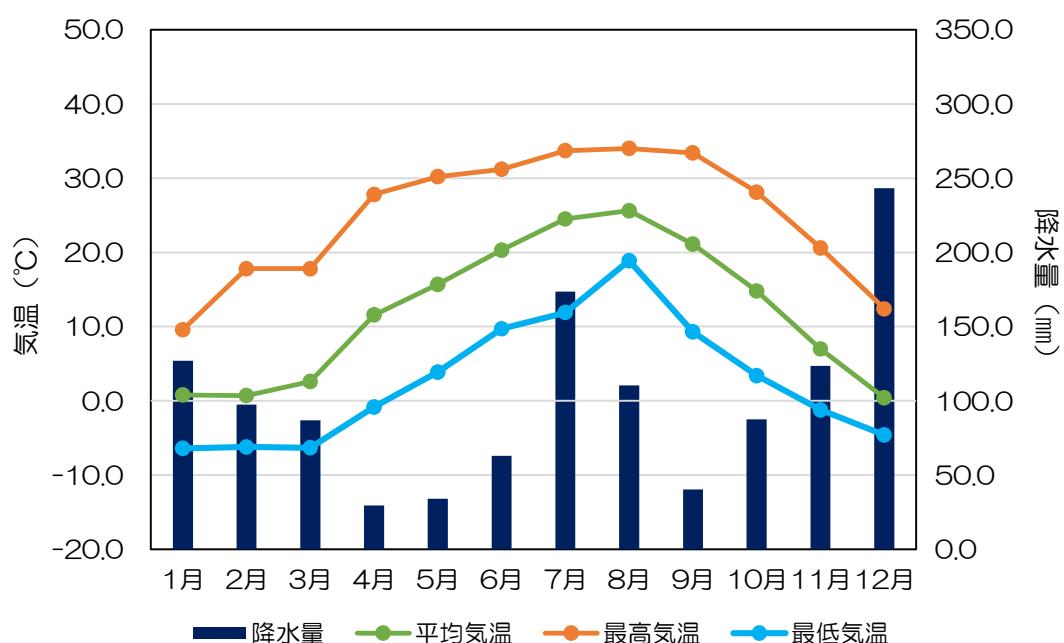
平均気温…日平均気温の平均値

日最高気温（日最低気温）…最高気温（月最低気温）の平均値

降水量…月合計雨量の平均値

極値…観測所で記録した最高気温または最低気温

出典：気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)



出典：気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

図 2-3 弘前市における気温の推移 (令和 6 年)

2.4 人口・世帯数

2.4.1. 人口の推移

本市の人口推移は、表 2-2 及び図 2-4 に示すとおりです。

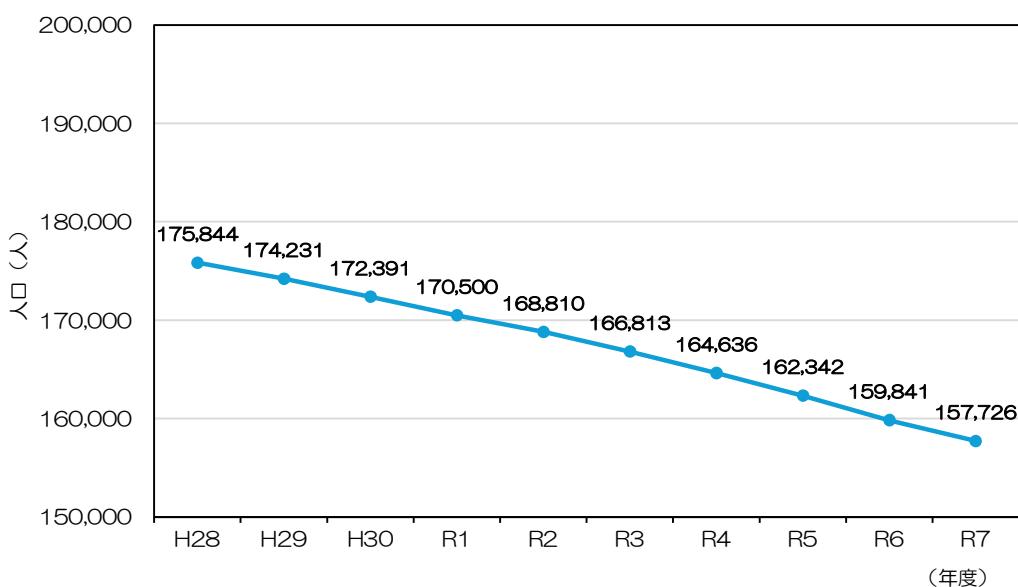
令和 7 年 10 月 1 日現在、本市の人口は 157,726 人となっており、平成 28 年度と比較すると、約 18,000 人減少しています。また、令和 7 年度の前年度比人口減少率は -1.32% となり、令和 6 年度から約 2,100 人減少しています。

表 2-2 弘前市の人口の推移（各年度 10 月 1 日時点）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口 (人)	175,844	174,231	172,391	170,500	168,810	166,813	164,636	162,342	159,841	157,726
増減数 (人)	—	-1,511	-1,613	-1,840	-1,891	-1,690	-1,997	-2,177	-2,294	-2,115
増減率 (%)	—	-0.92	-1.06	-1.10	-0.99	-1.18	-1.31	-1.39	-1.54	-1.32%

備考：増減数及び増減率は、前年度比である。

出典：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）



出典：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日時点）

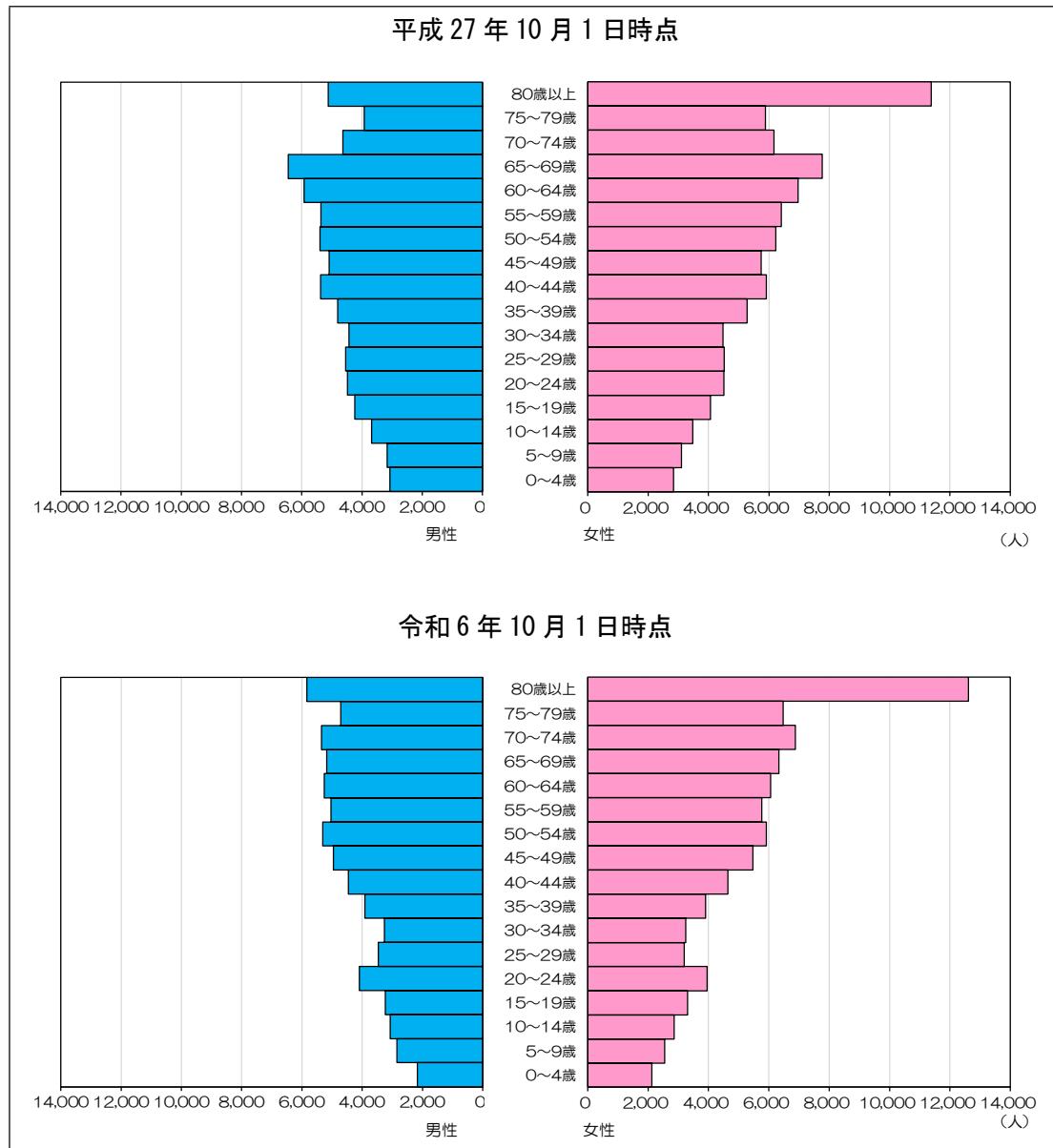
図 2-4 弘前市の人口の推移（各年度 10 月 1 日時点）

2.4.2. 人口構造

本市の平成 27 年度と令和 6 年度の人口構造は、図 2-5 に示すとおりです。

男性の人口は、平成 27 年度では 65 歳～69 歳の年齢層が多いのに対し、令和 6 年度は 80 歳以上の人口が多くなっています。

一方、女性の人口は、平成 27 年度、令和 6 年度ともに 80 歳以上の年齢層が多い状況が続いており、令和 6 年度は 80 歳以上の人口が 12,000 人を超え、他の年齢層の人口が減少しています。



備考：1. 年齢不詳を除く。

2. 推計人口のため、前出の住民基本台帳の人口と一致しない場合がある。

出典：青森県の推計人口-年報（青森県、各年度 10 月 1 日時点）

図 2-5 弘前市の 5 歳階級別人口

2.4.3. 世帯数

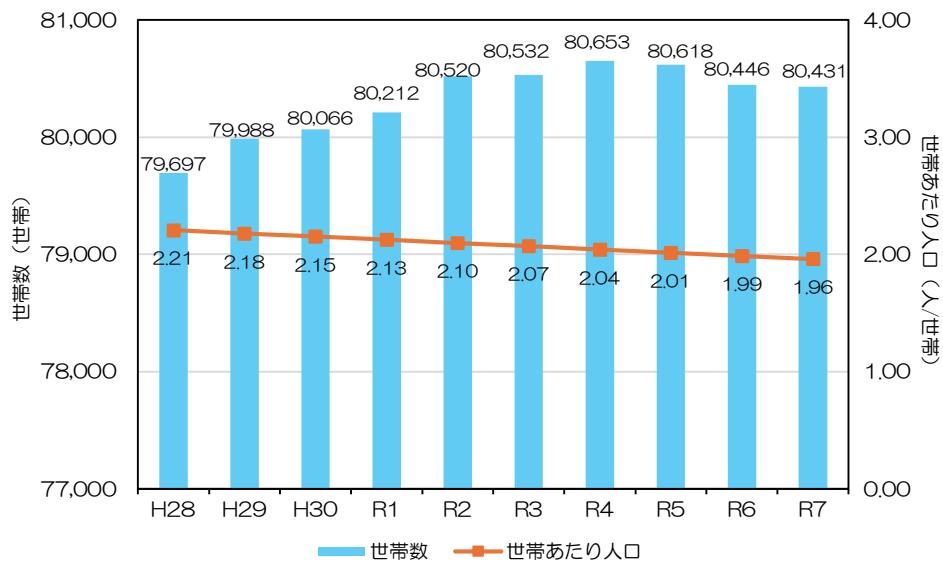
本市の世帯数の推移は、表 2-3 及び図 2-6 に示すとおりです。

世帯数は平成 28 年度以降増加傾向にありましたが、令和 5 年度から減少に転じています。また、世帯当たりの人口は平成 28 年度以降減少しており、令和 6 年度には 2.00 人/世帯を下回り、1 世帯あたり 1.99 人、令和 7 年度は 1 世帯あたり 1.96 人となっています。

表 2-3 弘前市の世帯数の推移（各年度 10 月 1 日現在）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
世帯数 (世帯)	79,697	79,988	80,066	80,212	80,520	80,532	80,653	80,618	80,446	80,431
増減数	—	291	78	146	308	12	121	-35	-172	-15
増減率	—	0.37%	0.10%	0.18%	0.38%	0.01%	0.15%	-0.04%	-0.21%	-0.02%
世帯当たり人口 (人/世帯)	2.21	2.18	2.15	2.13	2.10	2.07	2.04	2.01	1.99	1.96
増減数	—	-0.028	-0.025	-0.027	-0.029	-0.025	-0.030	-0.028	-0.027	-0.026
増減率	—	-1.28%	-1.15%	-1.28%	-1.37%	-1.20%	-1.45%	-1.35%	-1.33%	-1.30%

出典：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）



出典：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）

図 2-6 弘前市の世帯数の推移（各年度 10 月 1 日現在）

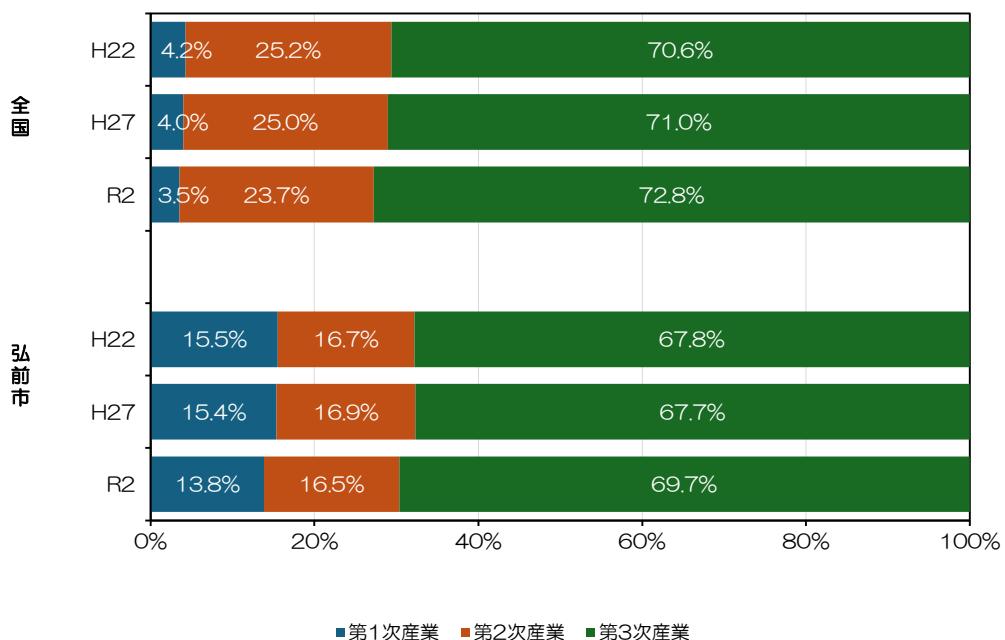
2.5 産業の動向

2.5.1. 産業構造

産業別就業人口割合の推移は、図 2-7 及び表 2-4 に示すとおりです。

本市の産業別就業人口の割合は、平成 22 年から平成 27 年にかけては横ばいでいたが、平成 27 年から令和 2 年にかけては第 1 次、第 2 次産業の割合が縮小し、第 3 次産業が拡大する傾向にあり、第 3 次産業が全体の約 7 割を占めています。

また、全国の産業別就業人口割合と比較すると、本市は第 1 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低い状態です。



出典：令和 2 年国勢調査、平成 27 年国勢調査、平成 22 年国勢調査

図 2-7 弘前市の産業（3 部門）別就業人口割合（15 歳以上就業者）

～トピック 弘前市のりんご産業～

本市は、全国に比べて第 1 次産業の就業者の割合が高く、日本有数のりんごの産地となっており、令和 5 年の市町村別農業産出額の果実部門において、平成 26 年の統計開始以来、10 年連続で突出して全国第 1 位を誇っています。

本市のりんご産業は、食料品や飲料等の製造業、運送業のほか、宿泊業やサービス業などの関連産業にも波及効果をもたらす、市の経済全体を支える重要な基幹産業です。

一方で、本市のりんご販売農家数は減少傾向で、基幹的農業従事者における 65 歳以上の割合も上昇しており、生産基盤の脆弱化が懸念されています。こうした状況に対応し、安定した果樹生産を維持するため、新規就農者の育成、補助労働力の安定確保、省力樹形やスマート農業の導入による生産性向上等の様々な取組が進められています。

表 2-4 弘前市の産業別就労人口割合（15歳以上就業者）

産業大分類	構成比 (%)					
	全国			弘前市		
	H22	H27	R2	H22	H27	R2
A～R 全産業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	4.2%	4.0%	3.5%	15.5%	15.4%	13.8%
A 農業・林業	3.9%	3.7%	3.3%	15.5%	15.4%	13.8%
B 漁業	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
第2次産業	25.2%	25.0%	23.7%	16.7%	16.9%	16.5%
C 鉱業・採石業・砂利採取業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D 建設業	8.0%	7.8%	7.5%	6.6%	6.7%	6.4%
E 製造業	17.1%	17.1%	16.2%	10.0%	10.3%	10.0%
第3次産業	70.6%	71.0%	72.8%	67.8%	67.7%	69.7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%
G 情報通信業	2.9%	3.0%	3.5%	0.7%	0.7%	0.8%
H 運輸業・郵便業	5.7%	5.5%	5.6%	4.0%	3.5%	3.5%
I 卸売・小売業	17.5%	16.1%	15.8%	17.0%	16.0%	15.9%
J 金融業・保険業	2.7%	2.6%	2.4%	2.1%	2.1%	1.9%
K 不動産業・物品賃貸業	2.0%	2.1%	2.2%	1.1%	1.1%	1.2%
L 学術研究・専門・技術サービス業	3.4%	3.4%	3.8%	1.8%	1.9%	1.9%
M 宿泊数・飲食サービス業	6.1%	5.8%	5.5%	5.8%	5.6%	5.4%
N 生活関連サービス業・娯楽業	3.9%	3.7%	3.5%	4.0%	3.7%	3.7%
O 教育・学習支援業	4.7%	4.8%	5.1%	6.2%	6.2%	6.5%
P 医療・福祉	10.9%	12.6%	13.7%	14.4%	15.7%	16.9%
Q 複合サービス事業	0.7%	0.9%	0.8%	0.8%	1.1%	1.0%
R サービス業（他に分類されないもの）	6.1%	6.4%	6.8%	5.0%	5.2%	5.6%
S 公務（他に分類されるもののを除く）	3.6%	3.6%	3.6%	4.3%	4.5%	4.8%

出典：令和2年国勢調査、平成27年国勢調査、平成22年国勢調査

2.5.2. 事業所数・従業者数

本市における平成 28 年及び令和 3 年の事業所数及び従業者数は表 2-5 に示すとおりです。

平成 28 年から令和 3 年にかけて、事業所数は 8,015 事業所から 7,608 事業所に減少しているものの、従業者数は 75,500 人から 77,072 人に増加しています。

また、産業分類別にみると、いずれの年も事業所数・従業者数ともに「卸売・小売業」が最も多くなっています。

表 2-5 弘前市における産業分類別の事業所数・従業者数（各年 6 月 1 日時点）

産業大分類	事業所数				従業者数			
	平成 28 年		令和 3 年		平成 28 年		令和 3 年	
	実数 (事業所)	構成比 (%)	実数 (事業所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
A～R 全産業 (S 公務除く)	8,015	100.0	7,608	100.0	75,500	100.0	77,072	100.0
A 農業・林業	47	0.6	70	0.9	523	0.7	899	1.2
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業・採石業・砂利採取業	2	0.0	2	0.0	15	0.0	13	0.0
D 建設業	575	7.2	569	7.5	4,699	6.2	4,703	6.1
E 製造業	385	4.8	338	4.4	9,276	12.3	8,868	11.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1	13	0.2	207	0.3	187	0.2
G 情報通信業	50	0.6	54	0.7	496	0.7	718	0.9
H 運輸業・郵便業	141	1.8	145	1.9	3,524	4.7	3,997	5.2
I 卸売・小売業	2,185	27.3	1,961	25.8	17,290	22.9	17,560	22.8
J 金融業・保険業	160	2.0	156	2.1	1,858	2.5	1,702	2.2
K 不動産業・物品賃貸業	561	7.0	425	5.6	1,432	1.9	1,247	1.6
L 学術研究・専門・技術サービス業	252	3.1	261	3.4	1,299	1.7	1,375	1.8
M 宿泊数・飲食サービス業	1,170	14.6	1,033	13.6	7,242	9.6	6,171	8.0
N 生活関連サービス業・娯楽業	886	11.1	874	11.5	3,612	4.8	3,448	4.5
O 教育・学習支援業	262	3.3	261	3.4	4,133	5.5	3,819	5.0
P 医療・福祉	802	10.0	855	11.2	13,430	17.8	15,147	19.7
Q 複合サービス事業	65	0.8	61	0.8	985	1.3	887	1.2
R サービス業(他に分類されないもの)	467	5.8	530	7.0	5,479	7.3	6,331	8.2

備考：表内の下線は、事業所数もしくは従業者数が最も多い産業分類を示す。

出典：令和 3 年、平成 28 年経済センサス活動調査（各年 6 月 1 日時点）

2.6 土地利用状況

本市における土地利用状況の推移は表 2-6 及び図 2-8 に示すとおり、田、畑、山林で全体の約 5 割を占めており、土地利用の状況に大きな変動は見られません。

本市の土地利用は、大きく、都市部、農村部、山間部の 3 つに区分されます。都市部は、旧弘前市と旧岩木町の市街地部分で、旧弘前市の市街地は、さらに中心市街地とその周辺に広がる市街地に分かれます。旧津軽藩の城下町を中心とした中心市街地には、公共施設や商業施設、住宅などが複合的に立地しています。

一方、周辺市街地では、住宅を中心とした土地利用がなされるとともに、区画整理が行われた城東第五地区や安原第二地区の中心部や幹線道路の沿道には商業施設が立地し、工業団地を中心に工場・倉庫などの集積も見られます。

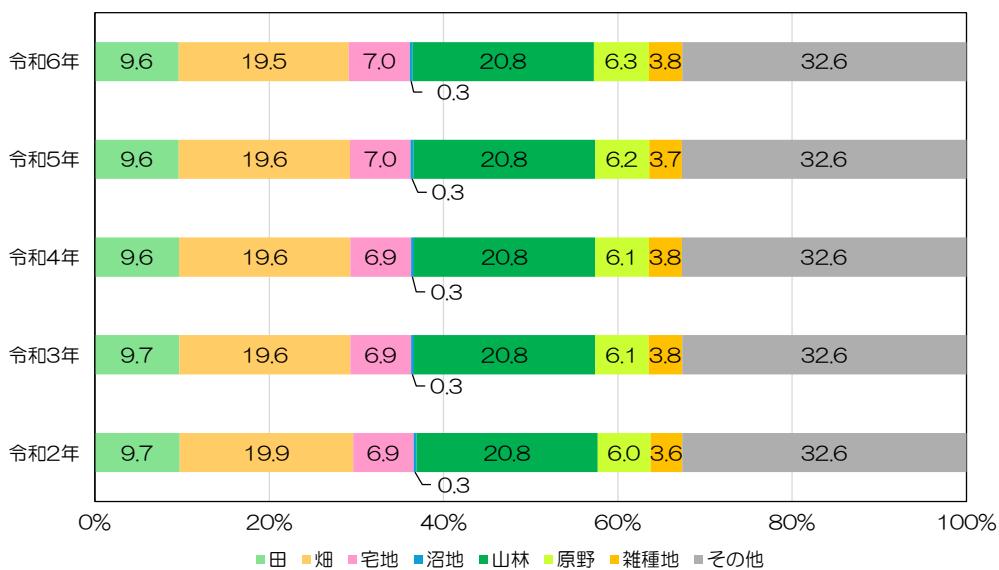
農村部は、低地の水田と台地・丘陵地のりんご園を中心とした農地が広がり、その中に大小の集落が点在しています。また山間部は、丘陵地および山地からなり、水源涵養や自然景観としての役割を果たしています。

表 2-6 弘前市の土地利用状況の推移

単位：上段…土地利用面積 (km²)、下段…土地利用割合 (%)

	総面積	土地利用割合 (%)							
		田	畑	宅地	沼地	山林	原野	雑種地	その他
令和 2 年度	524.2	50.99	104.07	36.32	1.80	108.95	31.69	18.94	170.69
		9.7	19.9	6.9	0.3	20.8	6.0	3.6	32.6
令和 3 年度	524.2	50.67	102.84	36.36	1.80	108.97	32.00	20.12	170.72
		9.7	19.6	6.9	0.3	20.8	6.1	3.8	32.6
令和 4 年度	524.2	50.54	102.96	36.43	1.79	108.94	32.14	19.86	170.87
		9.6	19.6	6.9	0.3	20.8	6.1	3.8	32.6
令和 5 年度	524.2	50.40	102.79	36.50	1.79	108.94	32.70	19.51	170.89
		9.6	19.6	7.0	0.3	20.8	6.2	3.7	32.6
令和 6 年度	524.2	50.24	102.31	36.54	1.79	108.95	32.91	20.09	170.71
		9.6	19.5	7.0	0.3	20.8	6.3	3.8	32.6

出典：「固定資産の価格等の概要調書等報告書-土地-」（令和 2 年度～令和 6 年度、青森県総務部市町村課）



出典：「固定資産の価格等の概要調書等報告書-土地-」（令和 2 年度～令和 6 年度、青森県総務部市町村課）

図 2-8 弘前市の土地利用状況の推移

2.7 水環境、水質保全に関する状況

(1) 水道水源

本市の水道水源は、表流水と地下水を利用しておらず、中でも岩木川の表流水が総取水能力の51%を占めています。また、津軽広域水道企業団からも受水可能となっており、水源は浅瀬石川ダムとなっています。

(2) 河川の水質

a. 岩木川水域

国土交通省及び青森県では公共用水域の水質調査を行っており、岩木川水系では岩木川、平川及び浅瀬石川等の計15河川を対象とした調査が行われています。

市内の観測地点（上岩木橋、安東橋、幡龍橋、平川橋、西田橋）における生物化学的酸素要求量(BOD)の測定結果は表2-7に示すとおり、類型指定されている地点のBODは各年とも環境基準を満たしています。

表2-7 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(岩木川水系)

(単位: mg/l)

水域名	調査地点	環境基準に 係る類型	日間平均値の75%値				
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
岩木川	上岩木橋	A類型	0.9	0.6	0.8	0.7	0.6
	安東橋		0.6	0.7	0.7	0.6	0.5
	幡龍橋		2.0	1.7	1.7	1.3	1.8
平川	平川橋	A類型	0.9	1.1	0.8	1.1	0.8
土淵川	西田橋	類型なし	1.2	0.9	1.6	1.3	1.3

備考: 1. 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ [$0.75 \times N$ (日間平均値のデータ数)] 番目のデータ値をもって75%値とし、それが環境基準値を満足しているものを達成地点とする。

2. 類型ごとの環境基準は、以下のとおり。

AA: 1.0mg/l以下、A: 2.0mg/l以下、B: 3.0mg/l以下、C: 5.0mg/l以下

出典: 「環境保全の概要」(令和6年度版、弘前市)

b. 市内の河川の水質

市では市内を流れる河川の汚染状況を把握するため、土淵川、大和沢川、腰巻川及び寺沢川を対象とした水質調査を実施しています。

各河川の調査地点（梨の木、弘盛橋、西川岸橋、大久保橋、新狼森橋、千年橋、城東高田橋、稻荷橋）における生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果は、表 2-8 に示すとおりです。

これらの河川においては、環境基準に係る類型の指定はありませんが、市内河川における水質汚濁の原因としては、典型的な都市内小河川であるため、河川水の自然涵養が極めて少なく、恒常に流量が少ないとことから、事業場排水及び生活排水による影響を受けやすいことがあげられるほか、下水道未整備地域を残していることも要因の一つとなっています。

表 2-8 生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化（市内の河川）

（単位：mg/ℓ）

河川名	調査地点	環境基準に 係る類型	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
土淵川	梨の木	類型なし	1.95	3.05	1.55	2.00	1.40
	弘盛橋		1.55	1.90	2.90	1.90	1.75
	西川岸橋		1.80	1.15	3.80	1.40	5.10
	大久保橋		4.60	2.10	3.95	1.60	4.30
大和沢川	新狼森橋	類型なし	2.50	0.85	2.55	3.50	1.35
	千年橋		1.35	1.35	1.85	1.35	2.40
腰巻川	城東高田橋	類型なし	3.30	0.90	1.50	1.25	3.35
寺沢川	稻荷橋	類型なし	2.15	1.05	3.05	2.25	1.75

出典：「環境保全の概要」（令和 6 年度版、弘前市）

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理基本計画策定の流れ

ごみ処理基本計画策定の流れは図3-1に示すとおり、現状把握、前回計画の検証を行ったのち、本市のごみ処理課題を抽出します。なお、本計画では、市民及び事業者向けにごみ処理に関するアンケートを実施し、アンケート結果から見える現状も踏まえて課題を抽出します。

続いて、これまでの傾向（トレンド）が今後も続くものとして、ごみの排出量などの予測を行い（BAU [Business As Usual] ケース）、BAU推計結果や今後の新たな取組等を考慮して、目標値を設定します。次に目標を達成した場合の予測を実施し、個別施策を検討した上で、ごみ処理・処分体制の整備方針を策定します。

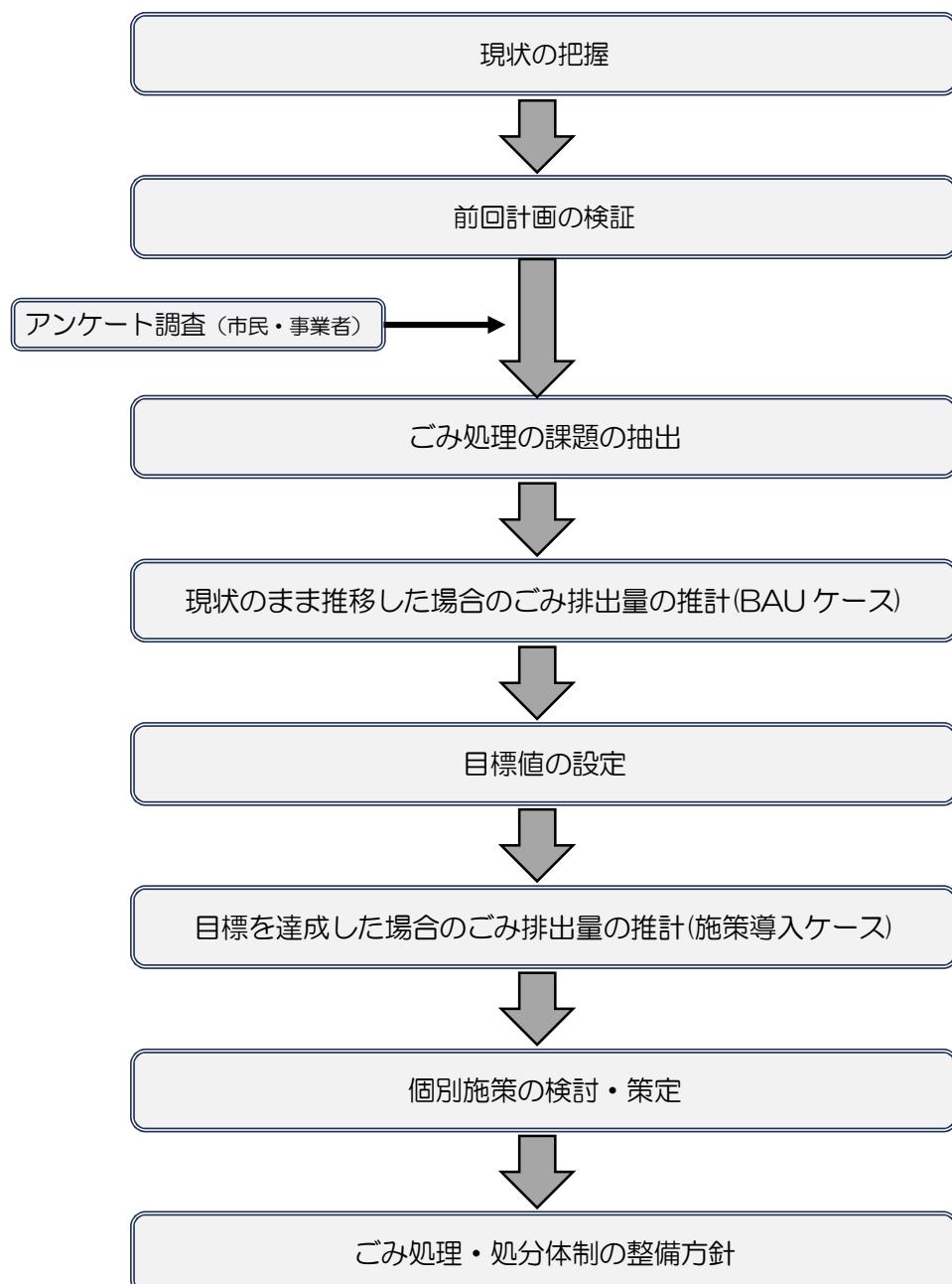


図 3-1 ごみ処理基本計画策定の流れ

3.2 ごみ処理の現状

3.2.1. ごみ処理の経緯

(1) ごみの収集区分と収集方法の経緯

本市における家庭ごみの処理の変遷は、表 3-1 に示すとおりです。

家庭ごみの分別区分は平成 28 年度に 11 区分でしたが、平成 31 年度に「その他の紙」が「雑誌・雑がみ」に統合され 10 区分に、令和 6 年度に「危険ごみ」が追加、令和 7 年度に「有害ごみ」が追加されました。また、収集方法はステーション回収を基本としていますが、ごみ処理施設へ直接搬入することもできます。

資源物の回収ステーション・回収ボックス設置数は、年度により増減していますが、これは主に民間店舗での回収の取り扱いが増減していることによるものです。

表 3-1 前回計画以降の家庭ごみの処理の変遷

	家庭ごみ分別区分	資源物の回収ステーション、回収ボックス設置数（箇所）		
		新聞、雑誌・雑がみ	衣類	小型家電
平成 28 年度	<u>11 区分</u> (かん、びん、紙パック、ダンボール、その他の紙、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ)	5	8	11
平成 29 年度	<u>11 区分</u> (同上)	5	16	11
平成 30 年度	<u>11 区分</u> (同上)	5	16	11
平成 31 年度	<u>10 区分</u> (かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ) 【変更点】「その他の紙」が「雑誌・雑がみ」に統合	5	17	11
令和 2 年度	<u>10 区分</u> (同上)	5	17	11
令和 3 年度	<u>10 区分</u> (同上)	5	17	11
令和 4 年度	<u>10 区分</u> (同上)	5	17	17
令和 5 年度	<u>10 区分</u> (同上)	5	17	17
令和 6 年度	<u>11 区分</u> (かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、危険ごみ) 【変更点】「危険ごみ」追加	4	16	16
令和 7 年度	<u>12 区分</u> (かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、危険ごみ、有害ごみ) 【変更点】「有害ごみ」追加	—	—	—

備考：1. 家庭ごみの収集方法はステーション回収を基本としているが、ごみ処理施設へ直接搬入することもできる。

2. 資源物の回収ステーション・回収ボックスの利用方法は、設置場所に直接持っていく。

出典：「[廃棄物施策の実施状況について](#)」（平成 28 年度～令和 6 年度、弘前市）

(2) ごみ処理施設の整備経緯

弘前地区におけるごみ処理施設の変遷は、表 3-2 に示すとおりです。

本市が加入する「弘前地区環境整備事務組合」は昭和 37 年に発足しました。現在は南部清掃工場（焼却施設）及び弘前地区環境整備センター（焼却施設、資源化施設）が稼働しており、それぞれ平成 4 年と平成 15 年に竣工しました。

また、本市で現在使用されている埋立処分場は弘前埋立処分場（第 2 次施設）第 2 区画で、平成 30 年に埋立を開始しました。

表 3-2 ごみ処理施設の変遷

年月	変遷
昭和 37（1962）年 2 月	弘前地区環境整備事務組合 設立（構成団体は、大鰐町、平賀町、藤崎町、板柳町、旧岩木町、西目屋村、旧碇ヶ関村の 5 町 2 村）
昭和 37（1962）年 6 月	弘前市が加入（構成団体は 1 市 5 町 2 村）
昭和 39（1964）年 8 月	旧相馬村が加入（構成団体は 1 市 5 町 3 村）
昭和 44（1969）年 12 月	ごみ焼却処理を共同処理事務に加える
昭和 46（1971）年 10 月	南部焼却場、北部焼却場竣工
昭和 47（1972）年 8 月	弘前市塵芥焼却場の移管を受け、「中央焼却場」に改称。ごみ焼却施設が 3 カ所となる
昭和 51（1977）年 10 月	中央清掃工場建設工事着工
昭和 53（1978）年 3 月	中央清掃工場竣工
昭和 53（1978）年 4 月	中央焼却場廃止
平成元（1989）年 10 月	南部清掃工場建設工事着工
平成 4（1992）年 3 月	南部清掃工場竣工、南部焼却場・北部焼却場廃止
平成 8（1996）年 6 月	弘前埋立処分場（第 2 次施設）第 1 区画供用開始
平成 10（1998）年 3 月	EC クリーンセンター瑞穂（埋立施設）竣工
平成 12（2000）年 9 月	弘前地区環境整備センター（焼却施設、資源化施設）建設工事着工
平成 15（2003）年 3 月	弘前地区環境整備センター竣工、中央清掃工場廃止 弘前地区環境整備センターの蒸気タービンによる発電開始
平成 18（2006）年 2 月	弘前市、岩木町および相馬村が合併し、新たに弘前市を設置（構成団体は 2 市 3 町 1 村）
平成 20（2008）年 4 月	南部清掃工場の焼却部門の民間委託化
平成 25（2013）年度	組合の方針により、灰溶融炉を廃止
平成 30（2018）年 6 月	弘前埋立処分場（第 2 次施設）第 2 区画供用開始
平成 30（2018）年度	EC クリーンセンター瑞穂が廃棄物受け入れを終了
令和元（2019）年 10 月	津軽地域ごみ処理広域化協議会発足（構成団体は、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村、田舎館村の 8 市町村）
令和 5（2023）年 7 月	南部清掃工場基幹的設備改良工事着工

出典：弘前地区環境整備事務組合 HP (<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyo/seibi/shoukai/>)

「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（平成 28 年 4 月、弘前市）

「弘前市公共施設白書 2023（令和 5 年度版 第 3 章 各施設の状況 11. 供給処理施設」（令和 7 年 3 月、弘前市）

3.2.2. ごみ処理の体制

(1) ごみの分別・排出方法・収集方法

a. 家庭系ごみ

令和7年度における家庭系ごみの分別区分・排出方法は、表3-3に示すとおりです。

令和7年度より「有害ごみ」が新たに設定され、分別区分は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「危険ごみ」、「有害ごみ」、「大型ごみ」、「かん」、「びん」、「ペットボトル」、「紙パック」、「ダンボール」、「新聞」、「雑誌・雑がみ」12分別となりました。

また、令和8年度からは、新たに「プラスチック資源」の分別区分が加わり、13分別となります。

収集方式は、決められたごみ集積所に出されたごみを収集する「ステーション収集方式」を中心としていますが、ごみ集積所を確保することが困難な場所では、各家の前に出されたごみを収集する「戸別収集方式」が取られています（順次ステーション収集方式への移行を図っています）。収集運搬業務は事業者への委託により実施していますが、一部、高齢者等のごみ出しが困難な世帯のごみは、市の直営により収集運搬を実施しています（弘前市ごみ出しサポート事業）。

その他、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみは、古紙類回収ステーションによる拠点回収を行っているほか、「使用済小型家電」や「衣類」については、公共施設などへのボックス設置による回収を行っています。加えて、使用済小型家電については、弘前地区環境整備事務組合の弘前地区環境整備センターへ搬入された燃やせないごみ、大型ごみの中からピックアップ回収を実施しているほか、宅配便回収も行っています。

ごみ袋は市指定のものはありませんが、中身が確認できるように無色透明または半透明の袋に入れて出すこととしています。



写真3-1 使用済小型家電回収ボックスと衣類回収ボックス

表 3-3 家庭系ごみの分別区分・排出方法 (令和8年度)

分別区分	排出方法など	収集回数
1. 燃やせるごみ	無色透明または半透明の袋に入る	週 2 回
2. 燃やせないごみ		月 1 回
3. 危険ごみ		
4. 有害ごみ ^{※1}	蛍光管は購入時の箱やケースに入れ、電池は無色透明または半透明の袋に入る	
5. 大型ごみ	できるだけ「大型ごみ」と表示する	月 1 回
6. かん ^{※2}	無色透明または半透明の袋に入る	月 2 回
7. びん ^{※2}		月 2 回
8. ペットボトル ^{※2}	キャップとラベルは必ず取り外して無色透明または半透明の袋に入る	月 2 回
9. 紙パック ^{※2}	紙ひもで十字に縛るか、無色透明または半透明の袋に入る	月 1 回
10. ダンボール ^{※2}	紙ひもで十字に縛るか、無色透明若しくは半透明の袋またはダンボールに入る	月 1 回
11. 新聞 ^{※3}	できるだけ「行政回収」と明記し、紙ひもなどで十字に縛る	月 1 回
12. 雑誌・雑がみ ^{※3}	紙ひもなどで十字に縛るか、封筒や紙袋などに入れる	月 2 回
13. プラスチック資源	無色透明な袋に入る (指定する大型製品を除く)	週 1 回

※1:「有害ごみ」は令和7年度に新たに追加された分別区分で、対象品目は蛍光管、白熱電球、電池類、小型充電式電池、モバイルバッテリーである。

※2: かん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボールについては、「町会あっせんの無色透明袋」、燃やせるごみについては、「町会あっせんの半透明緑色袋」を推奨している（指定ではない）。

※3: 新聞、雑誌・雑がみについては、「できるだけ白い紙ひもを利用する」こととしている。

b. 事業系ごみ

会社や店舗など事業所から生じるごみの分類は図 3-2 に示すとおり、「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」と「産業廃棄物」に分類されます。これらは、排出者責任に基づき、事業者が適切に区分し、処理する必要があります。

このうち、事業系ごみは市指定の処理施設（「弘前地区環境整備センター」、「南部清掃工場」）にて有料で受け入れていますが、市による収集は行っていません。事業者自ら、または、事業者がごみ収集運搬許可業者に委託し、処理施設に搬入する必要があります。

事業系ごみの分別は、基本的には家庭系ごみの分別ルールに準ずることとしていますが、このうち、適正に分別・洗浄したかん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトルを弘前地区環境整備センターへ搬入※した場合、無料で処理しています。新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールについては、適正に分別し、「弘前市古紙リサイクルセンター」や「古紙類回収ステーション」に持ち込むことにより、無料で回収処理しています。さらに、「弘前地区オフィス町内会」によりダンボール、新聞、雑誌・雑がみを無料で回収するネットワークも構築されており、これらを活用して、事業系ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいます。

なお、産業廃棄物は表 3-4 に示すとおり、20 種類に分類され、県の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ事業者が処理を委託するなど、事業者が適正に処理しなければなりません（市指定の処理施設では受け入れできません）。また、プラスチックごみのように、従業員の個人的な消費により排出される場合は一般廃棄物（燃やせるごみ）、事業所から生じる場合は産業廃棄物（廃プラスチック類）となる例もあるため、注意が必要です。

※：事業所から生じるかん、びん、ペットボトルは、従業員の個人的な消費により排出されるものに限る。

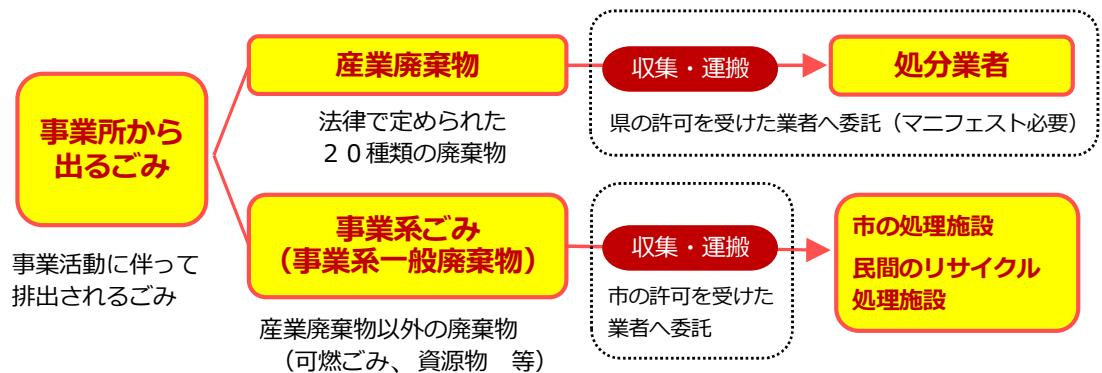


図 3-2 事業所から出るごみの分類

表 3-4 産業廃棄物の種類 (20種類)

産業廃棄物の種類			具体例
すべての業種に共通	1	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら
	2	汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの
	3	廃油	潤滑油、洗浄用油等の不要となったもの
	4	廃酸	酸性の廃液
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物 (発泡スチロール、食品トレイ、マーク容器包装、ペットボトル含む)
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、アルミくず等
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず (建設廃棄物は「がれき類」)、陶磁器くず
	10	鉱さい	スラグ、廃鉄物等
	11	がれき類	建設廃棄物のコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の業種によるもの	13	紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
	14	木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
	19	動物の死体	畜産農業から排出されるもの
20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの (コンクリート固型化物等)		

出典:「事業系ごみ分類早見表」(令和2年1月、弘前市)

(2) ごみ処理方法

ごみ処理施設に搬入されたごみの処理方法は図 3-3 のとおりです。

燃やせるごみは、弘前地区環境整備事務組合が管理・運営する弘前地区環境整備センターと南部清掃工場で焼却後、焼却灰を埋立処分しています。

燃やせないごみ、危険ごみ、大型ごみは、弘前地区環境整備センターで破碎処理後、可燃物・不燃物・鉄・アルミに分別し、その後、分別された可燃物は焼却処理され、処理残さを埋立処分しています。鉄・アルミは、民間の再資源化業者で資源化されています。

有害ごみは、弘前地区環境整備センターで選別して民間の再資源化事業者に持ち込まれています。

かんは、弘前地区環境整備センターでアルミ缶とスチール缶に選別して、圧縮後民間の再資源化業者で資源化されています。

また、びんは、弘前地区環境整備センターで、無色、茶色、その他の色の3種類に選別後、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ、ペットボトルは選別・圧縮後、民間の再資源化業者へ持ち込まれ、資源化されています。

紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみ、プラスチック資源は、民間の再資源化業者に直接持ち込まれ、資源化されています。

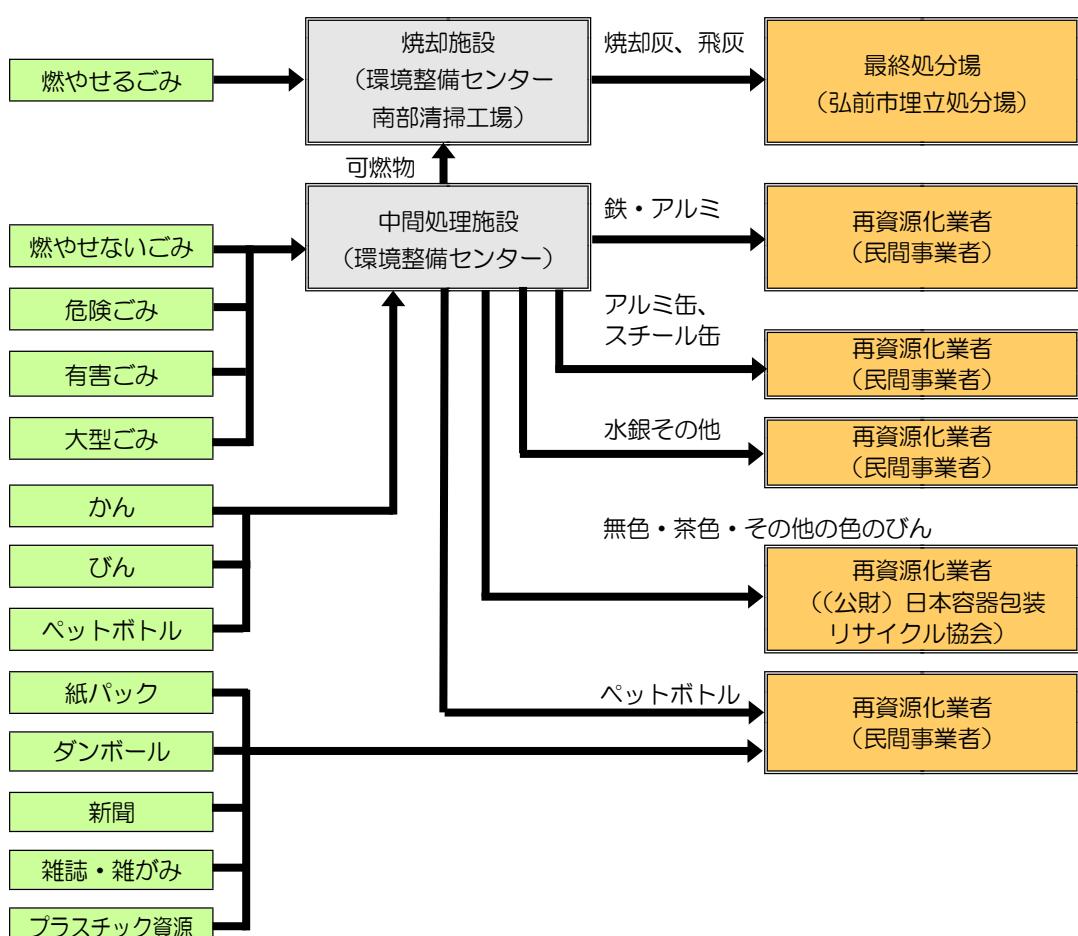


図 3-3 ごみ処理のフロー

(3) ごみ処理施設の整備状況

a. 焼却施設

焼却施設は、弘前地区環境整備事務組合が管理・運営する弘前地区環境整備センターと南部清掃工場があります。

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効活用するため、弘前地区環境整備センターでは蒸気タービンによる発電を行い、南部清掃工場では隣接する温水プールへ熱供給を行っています。これを「サーマルリサイクル」といい、ごみ焼却熱エネルギーを資源として回収しています。

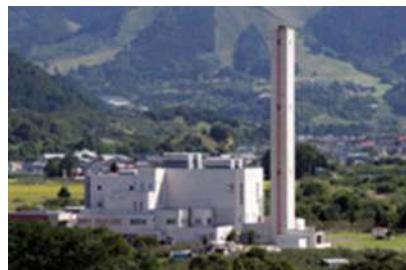
b. 資源化施設

資源物の中間処理は、弘前地区環境整備センターで行っています。処理能力は93 t / 5hで、破碎・選別・圧縮・梱包などの処理を行っています。

燃やせないごみと大型ごみは、破碎後に鉄とアルミを回収し、かん、びん、ペットボトルは、異物や汚れている物を取り除く選別作業や圧縮・梱包などの作業を行っています。回収された資源物は、再資源化業者に引き渡しています。

また、弘前地区環境整備センターには、ごみや環境・リサイクルに関する情報発信施設として、多目的ギャラリーや体験学習室などを備えた「プラザ棟」が併設されており、見学を行うこともできます。

表 3-5(1) ごみ処理施設の整備状況

施設名	弘前地区環境整備センター		南部清掃工場
施設外観			
所在地	町田字筒井 6-2		小金崎字川原田 54
区分	焼却施設	資源化施設	焼却施設
処理能力	246 t / 日 (123 t / 日 × 2 炉)	93 t / 日 (93 t / 5h)	140 t / 日 (70 t / 日 × 2 炉)
処理方式	全連続燃焼式	破碎・選別 圧縮・梱包	全連続燃焼式
運転計画	1日 24 時間の連続運転	1日 5 時間の運転	1日 24 時間の連続運転
供用年月	平成 15 年 4 月		平成 4 年 4 月

出典：「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（令和7年4月、弘前市）

「令和7年度 弘前市一般廃棄物処理実施計画」（令和7年4月、弘前市）

c. 最終処分場

本市には最終処分場として「弘前市埋立処分場第2次施設」が設置されており、第2区画まで整備されています。

そのうち、第1区画はほぼ満杯となっており、現在は第2次第2区画を稼働しています。

表 3-5(2) ごみ処理施設の整備状況

施設名	弘前市埋立処分場第2次施設	
	第1区画	第2区画
施設外観		
所在地	十腰内字猿沢 2397	
総面積	138,000 m ² (全体計画)	
埋立面積	40,000 m ²	39,400 m ²
埋立容量	222,000 m ³	224,000 m ³
残余容量	2,434 m ³ (令和3年12月時点)	158,553 m ³ (令和6年12月時点)
埋立工法	セル方式	
埋立期間	平成8年6月～	平成30年6月～
処理水量	400 m ³ /日	
処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・回転円盤法（酸化+脱窒+再ばつ気） 　　+凝集沈殿処理 　　+高度処理（砂ろ過+活性炭） 　　+滅菌処理 ・汚泥処理（重力濃縮+機械脱水） 	

出典：「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（令和7年4月、弘前市）
「令和7年度 弘前市一般廃棄物処理実施計画」（令和7年4月、弘前市）

(4) 災害等発生時におけるごみ処理体制

発災時においては、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが極めて重要となります。同様に新型コロナウイルスに見られるような感染症の感染爆発が発生した際にも、一般廃棄物処理事業の継続性を確保していくために、平時からの備えが必要となります。

本市においては、災害発生時の廃棄物処理について、「弘前市災害廃棄物処理計画」（令和2年4月策定、弘前市）を策定し、一般廃棄物処理事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を掲載し、有事に備えています。当該計画によると、災害廃棄物処理の基本方針として、以下の4点を掲げています。

災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後における応急対応や早期の復旧・復興を図るため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施するものとする。

(1) 生活環境の保全等

市民の健康への配慮や安全の確保、衛生面や環境面での安全・安心のための対応が必要であることから、災害廃棄物処理の各業務の実施段階において、大気、騒音・振動等に係る環境保全対策及び環境モニタリングを実施する。

(2) 分別・資源化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、災害廃棄物を可能な限り分別、資源化し、最終処分量を低減させる。

(3) 関係機関・関係団体との連携・協力

県、周辺市町村、弘前地区環境整備事務組合、国、民間事業者団体等と調整し、県内外での広域的な処理のための連携・協力体制を整備する。

(4) 計画的な処理

東日本大震災の処理実績を踏まえ、概ね3年以内の処理完了を目指し、目標期間を設定し、計画的な処理を実施する。

出典：「弘前市災害廃棄物処理計画」（令和2年4月策定、弘前市）

また、新型コロナウイルスのような感染症の感染爆発が起こった際については、国から示されている「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月7日環境省通知）※及び「弘前市業務継続計画」を基準として、一般廃棄物処理事業の継続性を確保しています。

※：令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）から5類感染症に変更されましたが、廃棄物処理に係る各主体が感染症対策に取り組む上で有用であることから、引き続き環境省HPでは掲載されています。

出典：環境省HP（「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料」

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html）

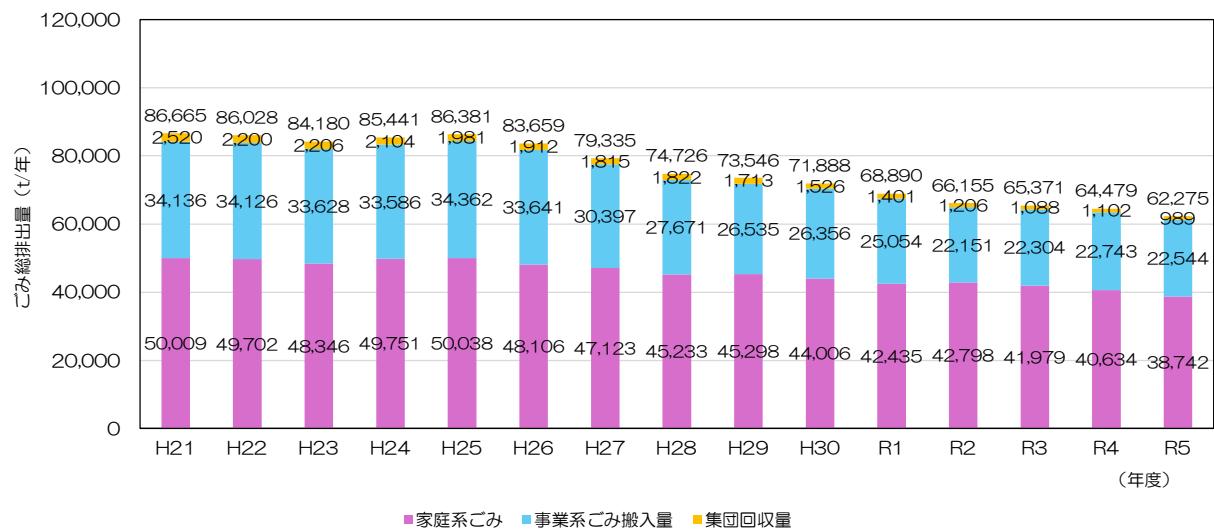
3.2.3. ごみの発生量と資源化量の推移

(1) ごみ総排出量

本市におけるごみ総排出量は、図 3-4 に示すとおりです。

ごみの総排出量は緩やかに減少傾向で推移しており、令和 5 年度は約 6.2 万 t（うち、家庭系ごみ：約 3.9 万 t、事業系ごみ：約 2.2 万 t、集団回収量：約 0.1 万 t）となっています。

ごみの排出割合は家庭系ごみが約 6 割、事業系ごみが約 4 割となっており、経年的にこの傾向は変わっていません。



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

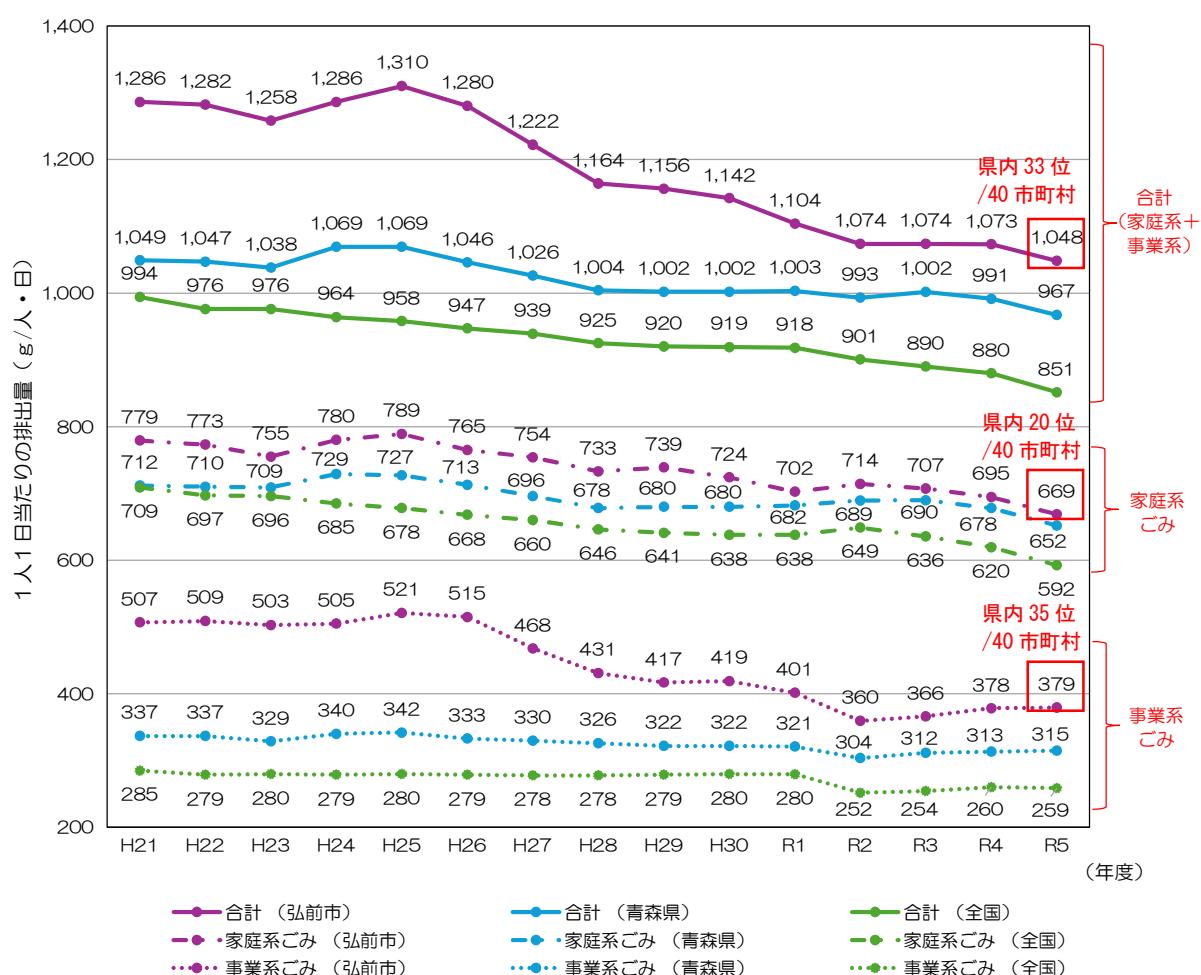
図 3-4 ごみ総排出量の推移

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

弘前市、青森県、全国における1人1日当たりのごみの排出量の推移は、図3-5に示すとおりです。

令和5年度の弘前市における家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量は、平成21年度と比較すると約18%減少していますが、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも全国及び青森県の排出量と比較して多いです。令和5年度時点のごみの排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）は、青森県内40市町村のうち33位となっています。

直近5年の傾向として、家庭系ごみは新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度に増加しましたが、その後は減少しています。事業系ごみは、令和2年度に減少後、増加に転じています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

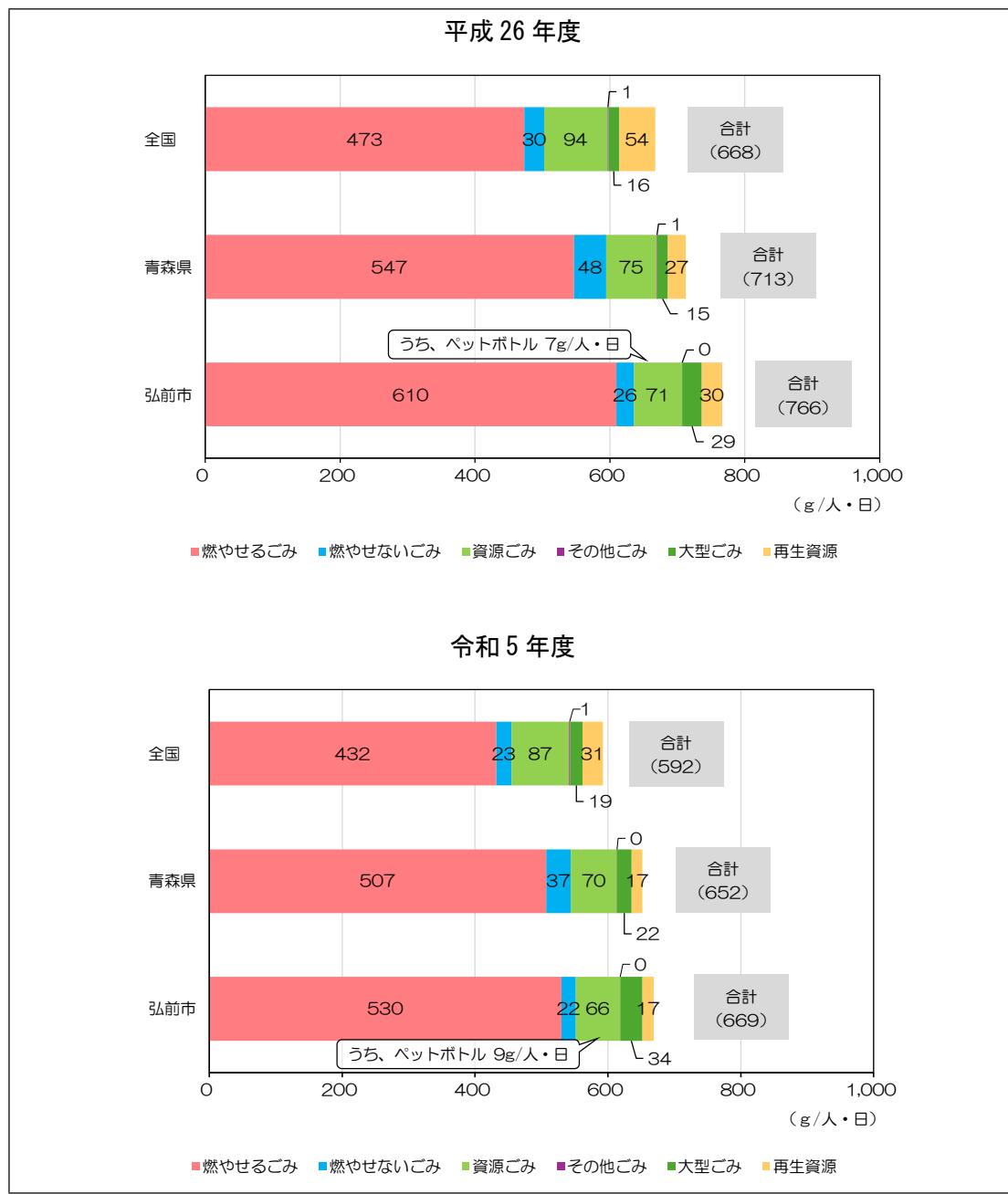
図 3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

a. 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみの内訳）

本市における平成26年度と令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）は、図3-6に示すとおりです。

平成26年度と令和5年度を比較すると、本市の1人1日当たりのごみ排出量は青森県の平均に近づいています。一方、全国平均と比較すると、依然として約100g/人・日の差があります。

内訳別にみると、本市は特に燃やせるごみの排出量が多い状況です。また、大型ごみや資源ごみに含まれるプラスチックは平成26年度から令和5年度にかけて増加しています。



備考：全国データでは、「混合ごみ」の項目があるため、混合ごみは可燃ごみと不燃ごみの量に応じて按分した。

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

「環境保全の概要」（令和27年度版、令和6年度版、弘前市）

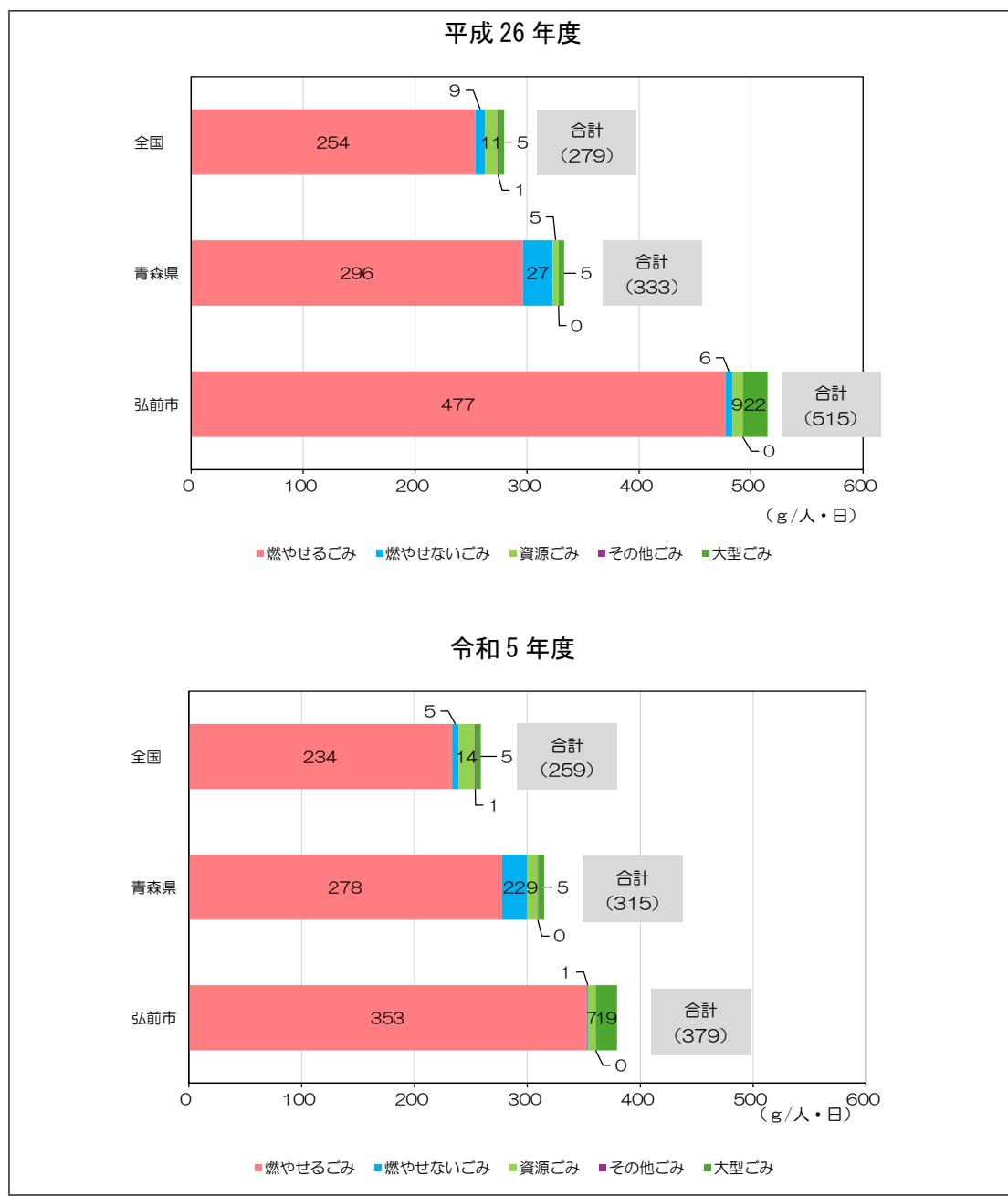
図3-6 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

b. 1人1日当たりのごみ排出量（事業系ごみの内訳）

本市における平成26年度と令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量（事業系ごみ）は、図3-7に示すとおりです。

平成26年度と令和5年度を比較すると、本市の1人1日当たりのごみ排出量は青森県の平均及び全国平均に近づきました。

平成26年度に比べて令和5年度では燃やせるごみの排出量は大きく減少しているものの、依然として排出量の多い項目となっています。



備考：全国データでは、「混合ごみ」の項目があるため、混合ごみは可燃ごみと不燃ごみの量に応じて按分した。
出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

図3-7 1人1日当たりのごみ排出量（事業系ごみ）

(3) ごみ組成

ごみ組成分析調査とは、家庭や事業所から排出される、ごみの中に含まれるごみの種類及び量の割合を調査するとともに、具体的にどのようなごみが、どのように出ているか、また資源化できるものがどの程度含まれているかなどを調査・分析するものです。

本市では、ごみ組成分析調査を定期的に実施し、ごみ処理の課題把握の基礎資料としています。

家庭系ごみ、事業系ごみの組成分析結果は次のページに示すとおり、どちらも厨芥類（生ごみ）が最も多い状況です。厨芥類に含まれる調理くずや食べ残しといった食品ロスについては、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法により、食品ロスの削減に向けた施策をその地域の特性に応じて策定・実施することが地方公共団体の責務とされたことから、家庭系・事業系ともに食品ロス削減に向けた新たな方策の検討が求められています。

また、組成割合が2番目に高いプラスチック類については、令和8年度から開始する「プラスチック資源」の一括回収により、プラスチック資源の再資源化・ごみ減量の推進を図っていく必要があります。



写真 3-2 ごみ組成分析調査の様子



写真 3-3 事業系ごみ展開検査の様子

a. ごみ組成分析調査結果（家庭系ごみ）

平成 27 年度から令和 4 年度までに実施した燃やせるごみの組成調査の結果は、図 3-8 に示すとおりです。

家庭系ごみでは、厨芥類（生ごみ）が全体の約 38%を占めており、なかでも調理くずや食べ残しといった食品ロスが約 33%と大半を占めていました。次いでプラスチック、紙類（リサイクル可）と続きました。

厨芥類は多くの水分が含まれていることから、令和 2 年度から令和 6 年度まで消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ^{※1}」の普及啓発事業を実施しました。このほか、生ごみの減量施策「3 キリ運動」により、食べきり・使い切り・水切り^{※2}の意識啓発に努めており、生ごみの減量化に向けた周知を強化していく必要があります。また、紙類についても資源となるものを正しく分別して排出するよう、あらゆる場面を活用しながら、地道な啓発活動を続けていくことが求められます（生ごみの重さのうち約 8 割が水分と言われています）。

※1：消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」は、土の中のバクテリアの働きで生ごみを分解する家庭用生ごみ処理機である。これまでのコンポストと比べ臭いや虫の発生もなく、また堆肥になるのではなく土に消えてしまうので、使いやすく、生ごみ減量化に有効である。

※2：平成 26 年度に実施した「生ごみ水切りチャレンジモニター事業」によると、水切りによる生ごみ減量効果は平均 7.5%となっており、生ごみの水切りを実施することで、1 人 1 日当たり約 15 グラムの減量が期待できる。

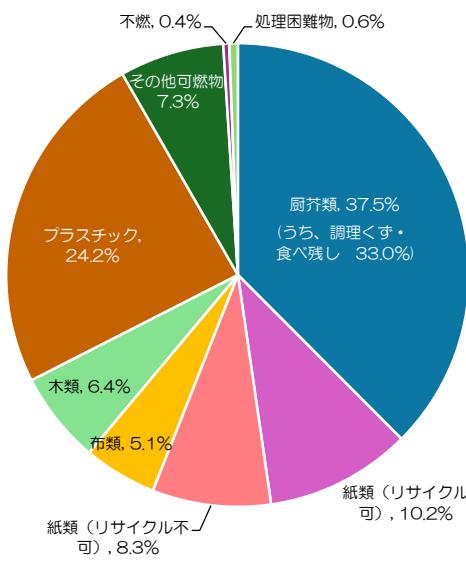


図 3-8 家庭系ごみ組成分析調査結果
(平成 27 年度～令和 4 年度、可燃ごみ)



写真 3-4 厨芥類（生ごみ）減量のための器具

b. ごみ組成分析調査結果（事業系ごみ）

平成 27 年度から令和 2 年度までに実施した燃やせるごみの組成調査の結果は、図 3-9 に示すとおりです。

事業系ごみでは、厨芥類（生ごみ）が全体の約 25%を占めており、なかでも調理くずや食べ残しといった食品ロスが約 22%と大半を占めていました。次いでプラスチック、紙類（リサイクル可及びリサイクル不可）と続きました

食品ロスについては、てまえどりキャンペーン（商品棚の手前から積極的に選ぶ運動）といった減量への取組を実施しているほか、令和 6 年 8 月からは、食品ロス削減マッチングサービス「ひろさきタベスケ」の運用を開始しています。食品をお得に購入したい市民と、食品ロスとなる可能性のある商品を提供したい協力店舗とのマッチングにより、食品ロスの削減を図るもので、今後は、これらの取組をさらに拡大し、より一層の食品ロス削減に努めていく必要があります。

また、平成 28 年 4 月から、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場では「新聞、雑誌・雑がみの受入制限」を実施しているところですが、資源化可能なものが 5 割程度混入しており、分別の徹底や「オフィス町内会^{※3}」への加入促進をはじめとした古紙リサイクルの周知啓発が必要です。

事業活動から排出されるプラスチック類については、基本的に産業廃棄物に分類されることから、展開検査の強化と搬入規制^{※4}を継続し、適正排出を促していく必要があります。

※3 オフィス町内会とは、会員となった事業者の一般古紙を無料で回収する、青森県が設置している古紙回収ネットワーク。

※4 事業系ごみの展開検査と搬入規制分別不十分や産業廃棄物の疑いのある不適正な事業系ごみの焼却施設への搬入を規制するもの。展開検査と合わせて行うことで、適正排出が促され、事業系ごみの減量化・資源化に大きく寄与する。

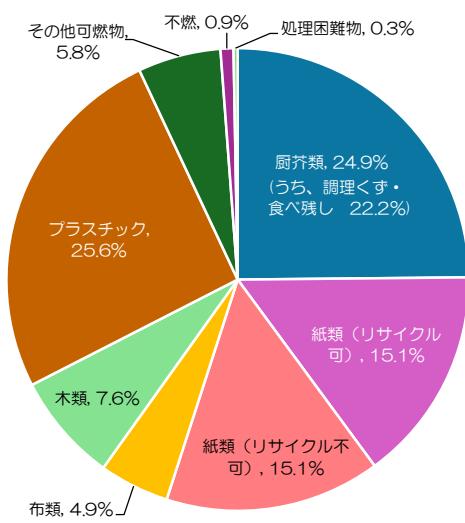


図 3-9 事業系ごみ組成分析調査結果
(平成 27 年度～令和 2 年度、可燃ごみ)



写真 3-5 オフィス町内会
加入案内チラシ

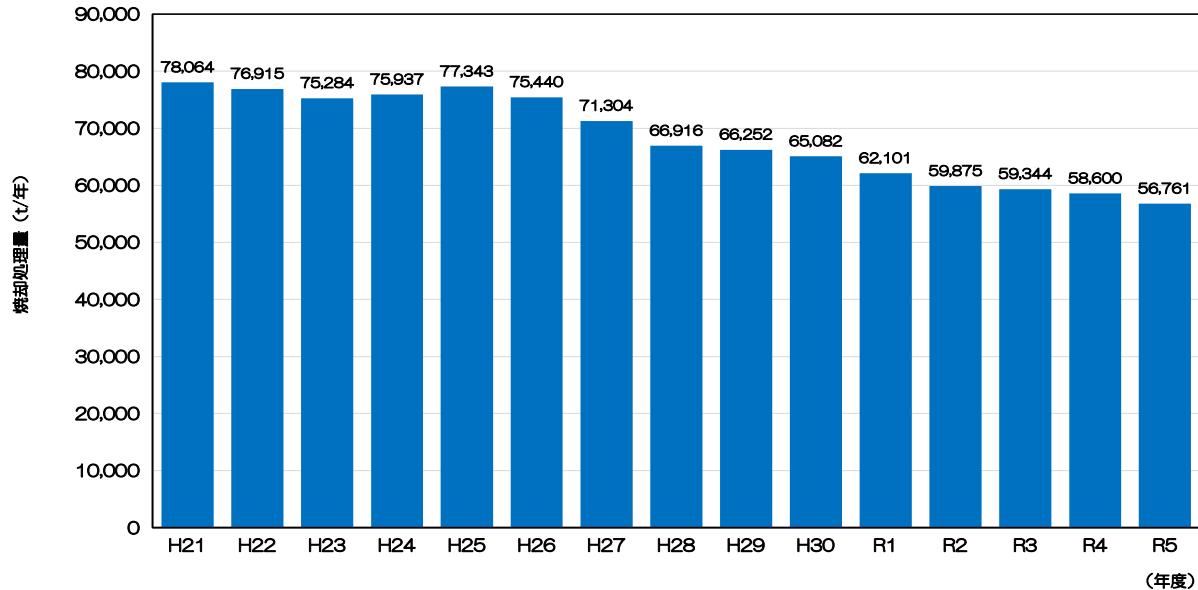


写真 3-6 ひろさきタベスケ
利用案内チラシ

(4) ごみ焼却量

本市におけるごみ焼却量の推移は、図 3-10 に示すとおりです。

令和 5 年度のごみ焼却量は約 5 万 6 千 t となっており、平成 21 年度と比較して約 2 万 2 千 t 減少しています。



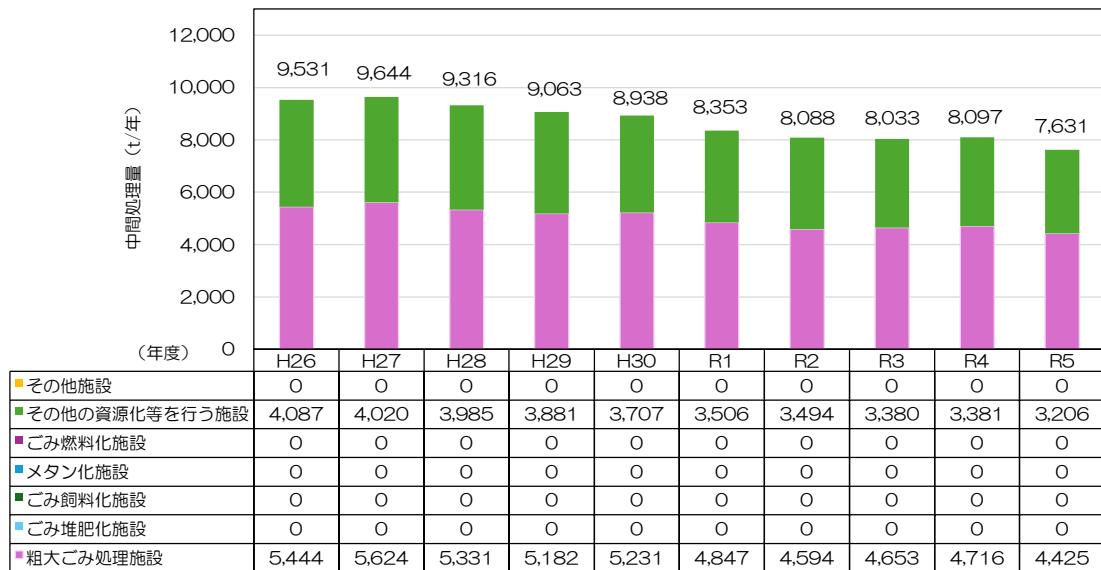
出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

図 3-10 弘前市における焼却処理量の推移

(5) 中間処理量

本市における中間処理量の推移は、図 3-11 に示すとおりです。

令和 5 年度の中間処理量は約 7.6 千 t となっており、平成 26 年度から比較して約 2 千 t 減少しています。なお、中間処理量の内訳は粗大ごみ処理が約 6 割、資源化処理が約 4 割となっており、この傾向は変わっていません。



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

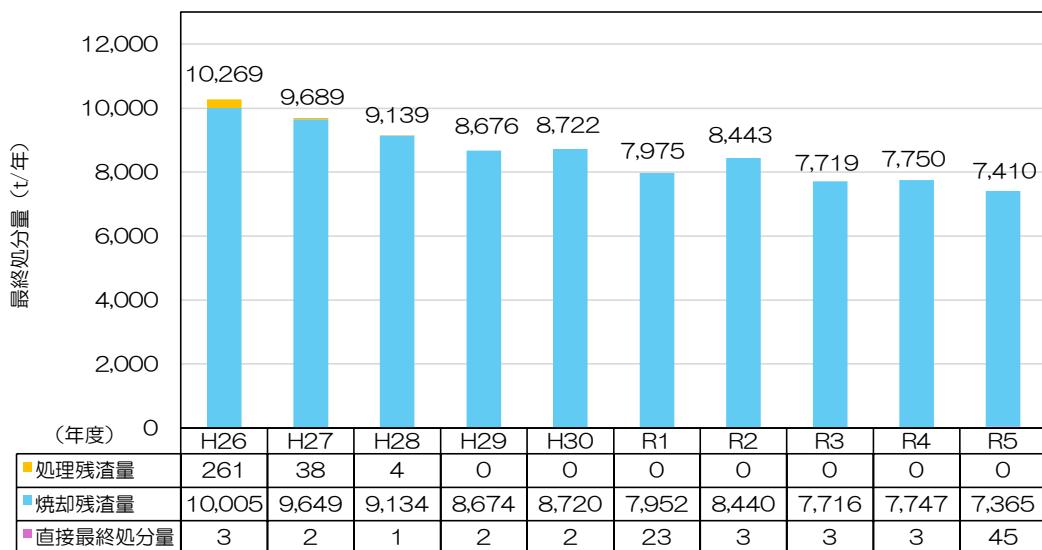
図 3-11 弘前市における中間処理量の推移

(6) 最終処分量

本市における最終処分量の推移は、図 3-12 に示すとおりです。

令和 5 年度は約 7.4 千 t が資源化できないごみとして最終処分（埋立て）処理されており、そのほとんどは焼却残渣（燃え残りや焼却灰）です。

最終処分量は減少傾向にあり、平成 26 年度から令和 5 年度にかけて約 2.8 千 t 減少しています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

図 3-12 弘前市における最終処分量の推移

(7) 資源化量及びリサイクル率

資源化とは、排出されたごみを、そのまま、もしくは処理を行うことで、原料や燃料として再利用することです。

本市で発生したごみの量（「(1) ごみ総排出量」参照）から、資源化できた量やリサイクル率は次のとおりです。

a. 資源化量

本市で発生したごみから資源化できた量（行政回収分）の推移は、図 3-13 に示すとおりです。

資源化量は、直接資源化量^{※1}＋中間処理後再生利用量^{※2}＋集団回収量^{※3}の合計で、本市では平成 24 年度をピークに減少傾向にあり、令和 5 年度の資源化量は 5,469t となっております。

一般に、資源化量はごみの発生量に連動して増減するので、前出の図 3-4 に示すとおり、本市のごみの発生量の減少に伴い資源化量も減少していると考えられます。

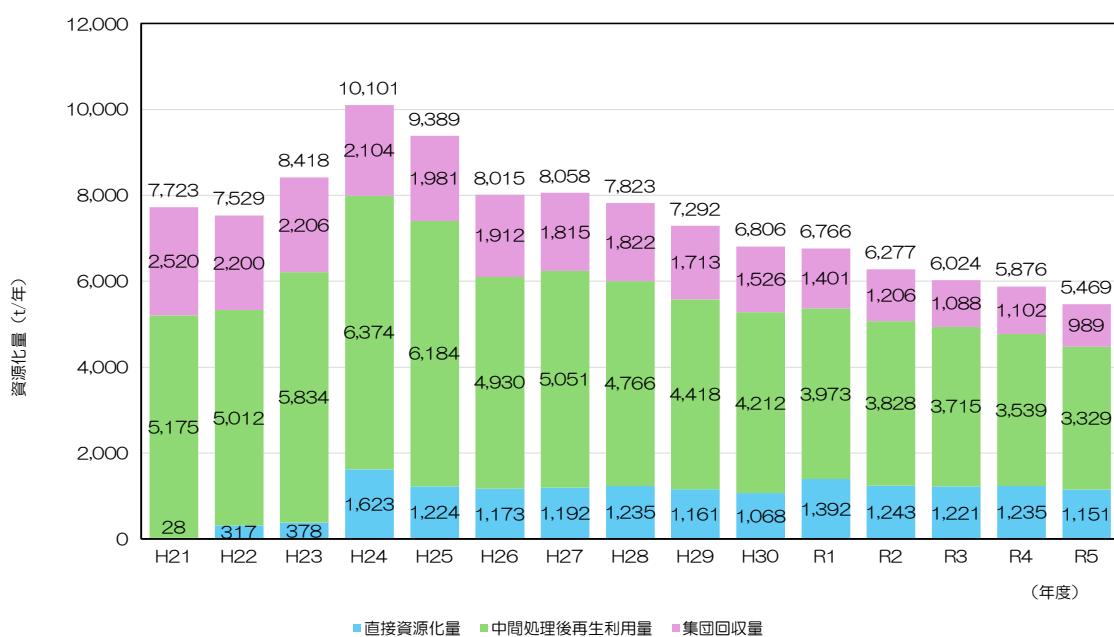
ただ、平成 24 年度から平成 25 年度にかけてはごみの発生量が増加しているにも関わらず、資源化量は減少しています。この背景には、弘前地区環境整備センターの灰溶融炉の廃止が決定されたことにより、金属（溶融メタル）が回収できなくなったことがあげられます。

※1：直接資源化量とは自治体（あるいは委託業者）によって資源化物として収集され、リサイクル業者へ直接引き渡されたごみ量

※2：中間処理後リサイクル量とは焼却処理などの中間処理で発生した残渣のうち資源として利用されたごみ量

※3：集団回収量とは小学校や町内会などの地域団体によって資源物として回収され、リサイクル業者に引き渡されたごみ量

出典：国立開発研究法人国立環境研究所 HP (<https://www.nies.go.jp/kanko/news/35/35-4/35-4-04.html>)



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

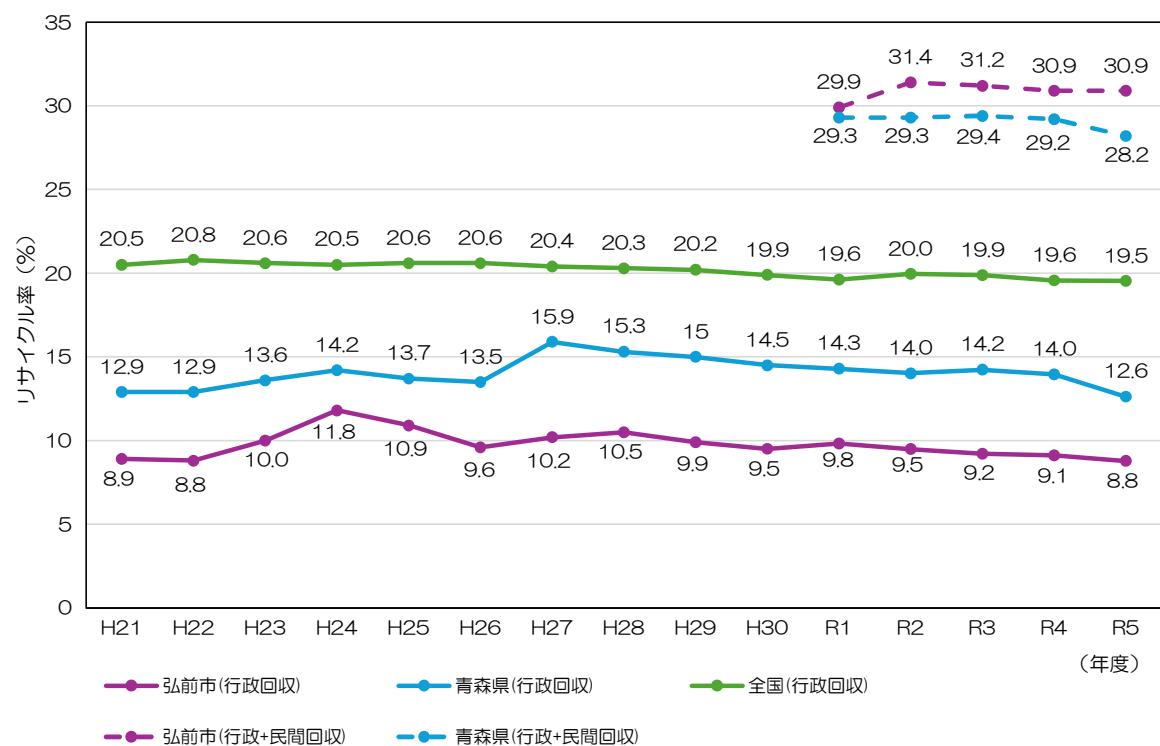
図 3-13 弘前市における資源化量の推移（行政回収分）

b. リサイクル率（資源化率）

弘前市、青森県、全国におけるリサイクル率の推移は、図 3-14 に示すとおりです。

本市のリサイクル率（行政回収）は、平成 21 年度から概ね 10%前後で推移しており、全国の平均（20%前後）及び県平均（13%前後）を下回る状況が続いている。

近年は、スーパーなど民間事業者による回収が活発化しており、本市の実質リサイクル率（行政+民間回収）は、県の平均（28.2%）を上回って推移しています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

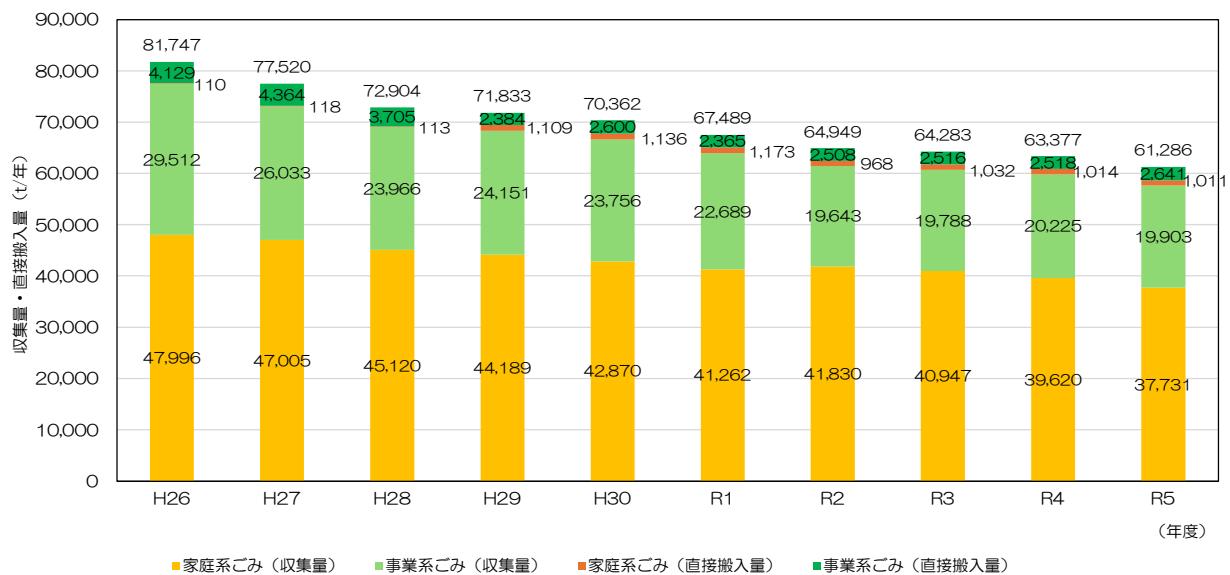
図 3-14 リサイクル率の推移

(8) 収集量・直接搬入量

本市における、収集量・直接搬入量の推移は、図 3-15 に示すとおりです。

前出の「(1) ごみ総排出量」に示すとおり、本市のごみの排出量の減少に伴い、収集量・直接搬入量も減少傾向となっています。

令和 5 年度の収集量・直接搬入量は約 6.1 万 t で、その大部分は収集によるものとなっています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

図 3-15 収集・搬入量（集団回収量を除く）

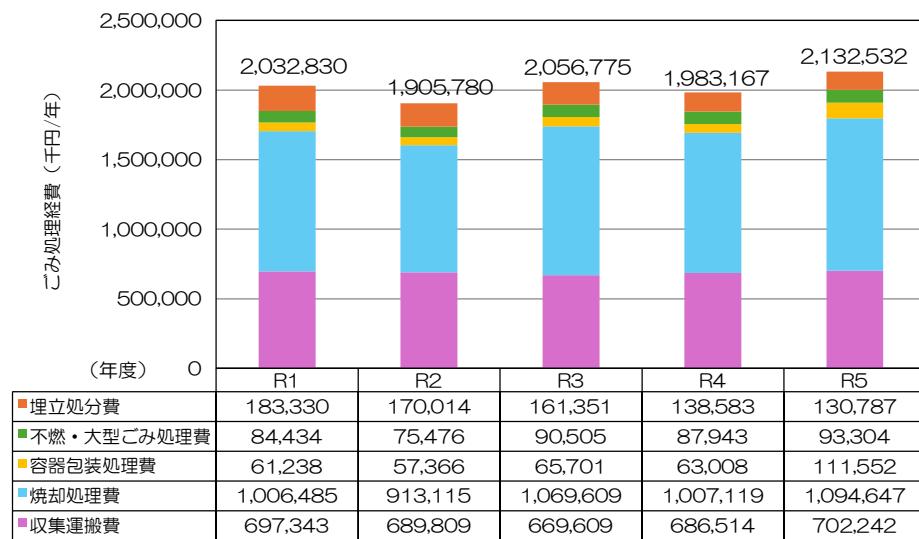
(9) ごみ処理経費

本市における、ごみ処理経費の推移は、図 3-16 に示すとおりです。

本市におけるごみ処理経費は年度により増減していますが、令和 5 年度は直近 5 年間で最も高くなりました。

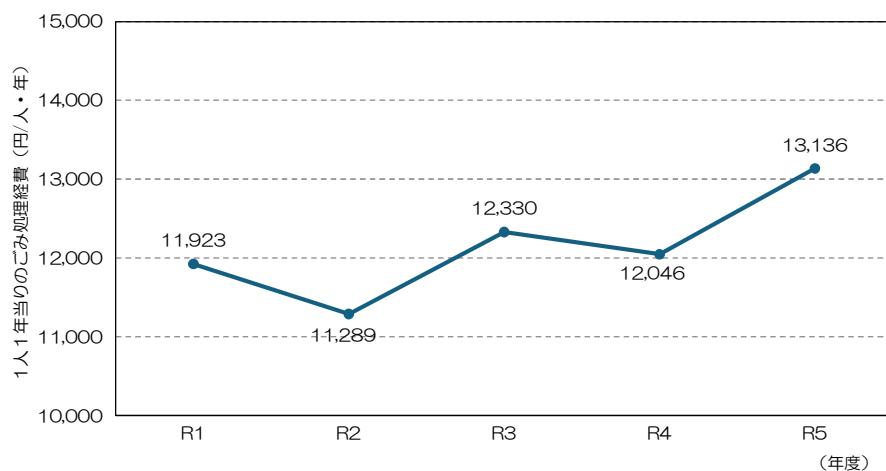
特に容器包装の処理経費が、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて約 1.8 倍増加し、これに伴い、令和 5 年度の 1 人 1 年当たりのごみ処理経費も 13,136 円/人・日となりました（図 3-17）。

本市のごみ処理経費について、引き続き適正に管理し、経費が増加しないよう努めていく必要があります。



出典：「環境保全の概要」（令和 5 年度版、令和 6 年度版、弘前市）

図 3-16 弘前市におけるごみ処理経費の推移



出典：「環境保全の概要」（令和 6 年度版、令和 5 年度版、弘前市）

図 3-17 弘前市における1人1年当たりのごみ処理経費の推移

(10) ごみ処理実績

本市におけるごみ処理実績の推移は、表 3-6 に示すとおりです。また、令和 5 年度のごみ処理実績フローは図 3-18 に示すとおりです。

ごみの総排出量は年々減少傾向にありますが、ごみ処理・処分の割合は経年に大きな変動はなく、直接焼却量が約 80%、中間処理量は 11~12%、直接資源化量は 1.5~2.0% で推移し、直接最終処分量はほとんど発生していません。一方、集団回収量は年々減少傾向にあります。

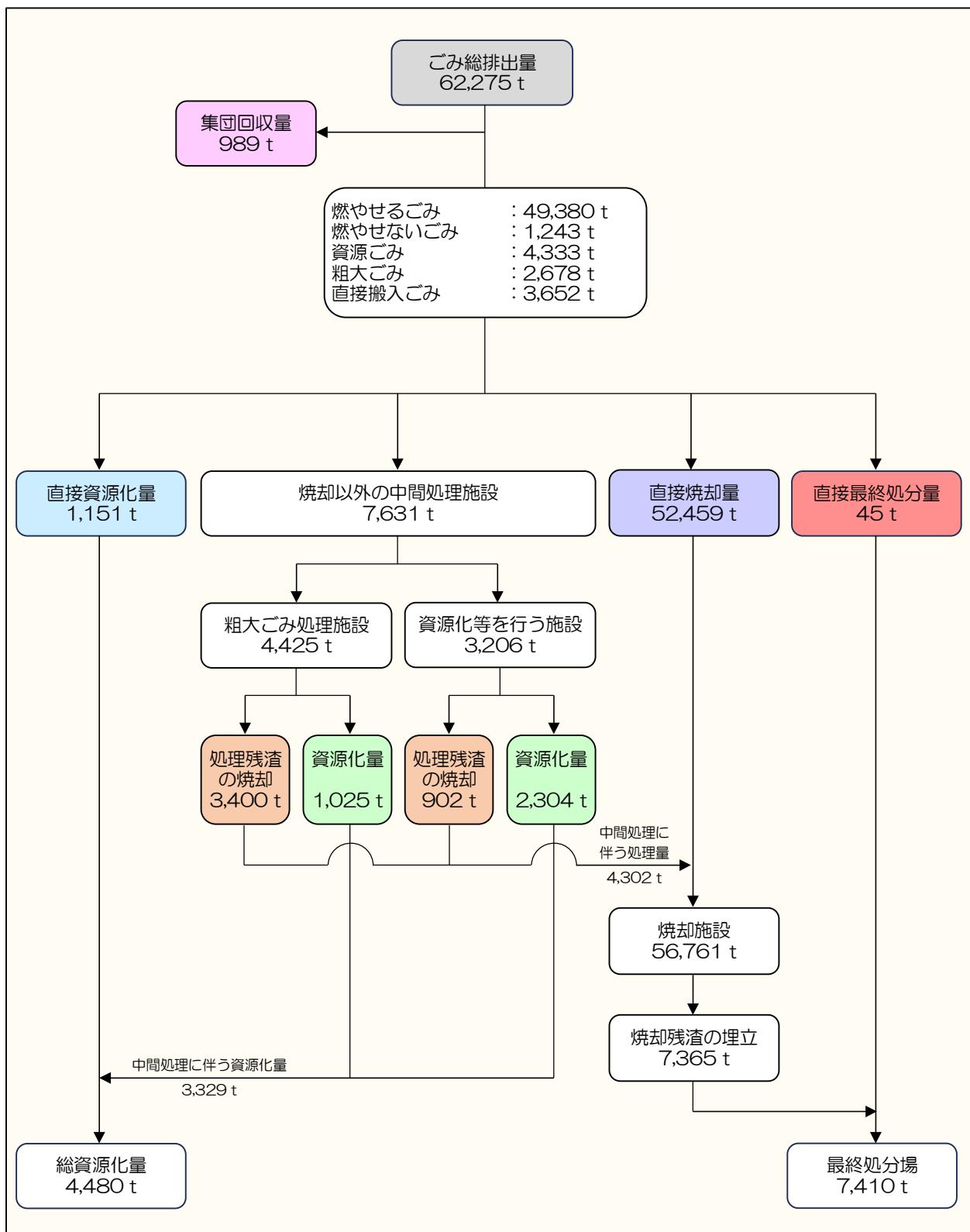
表 3-6 弘前市におけるごみ処理実績の推移

単位：上段…排出量または処理・処分量(t)、下段…排出割合または処理・処分量の割合(%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30*	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ総排出量	83,659	79,335	74,726	73,546	71,888	68,890	66,155	65,371	64,479	62,275
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
処理・処分量	83,659	79,335	74,726	73,546	71,890	68,890	66,155	65,371	64,479	62,275
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
直接焼却量	71,040	66,682	62,352	61,607	60,356	57,721	55,615	55,026	54,042	52,459
	84.9%	84.1%	83.4%	83.8%	84.0%	83.8%	84.1%	84.2%	83.8%	84.2%
中間処理量	9,531	9,644	9,316	9,063	8,938	8,353	8,088	8,033	8,097	7,631
	11.4%	12.2%	12.5%	12.3%	12.4%	12.1%	12.2%	12.3%	12.6%	12.3%
直接最終処分量	3	2	1	2	2	23	3	3	3	45
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
直接資源化量	1,173	1,192	1,235	1,161	1,068	1,392	1,243	1,221	1,235	1,151
	1.4%	1.5%	1.7%	1.6%	1.5%	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%
集団回収量	1,912	1,815	1,822	1,713	1,526	1,401	1,206	1,088	1,102	989
	2.3%	2.3%	2.4%	2.3%	2.1%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%

*：出典によると、平成 30 年度の「ごみ総排出量」と「処理・処分量の合計値」が一致しない。

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

図 3-18 弘前市におけるごみ処理実績フロー（令和 5 年度）

3.2.4. 廃棄物処理システムによる比較

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を公表しており、各市町村が一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価できるようにしています。

この支援ツールを用いて、表 3-7 及び図 3-19 に示すとおり、令和 5 年度における弘前市の実績値と弘前市を含む全国の類似都市（人口 11 万人～22 万人及び類似の産業構造を持つ 17 都市）の平均値から、ごみ処理状況の比較をしました。

その結果、「1 人 1 年当たりのごみ処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は類似都市の平均値と概ね同程度でしたが、その他の項目は平均値を下回る結果となりました。

表 3-7 弘前市及び類似都市におけるごみ処理状況の比較（令和 5 年度）

		1 人 1 日 当たりの ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF 除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1 人 1 年 当たりの ごみ処理経費	最終処分 減量に 要する費用 ^{※4}
類似 17 都市	平均	941(g/人・日)	0.126(t/t)	0.101(t/t)	14,178(円/人・年)	41,370(円/t)
	指標値	100	100	100	100	100
弘前市	実績	1,048(g/人・日)	行政 0.088(t/t) ^{※1} 実質 0.309(t/t) ^{※2}	0.119(t/t)	14,373(円/人・年)	41,177(円/t)
	指標値	88.6	行政 69.8 ^{※1} 実質 245.2 ^{※2}	82.2	98.6	100.5
	R7 目標	950(g/人・日)	0.340(t/t) ^{※3}	0.105(t/t)	設定なし	設定なし
	指標値	99.0	269.8	96.0	—	—

※1：行政回収分の資源回収率。

※2：行政回収分に加え、民間回収分も含めた資源回収率（実質リサイクル率）。

※3：R7 目標の資源回収率は、民間回収分も含めた資源回収率（実質リサイクル率）を示しており、行政回収分を示した類似 21 都市と弘前市実績値を単純比較はできない。

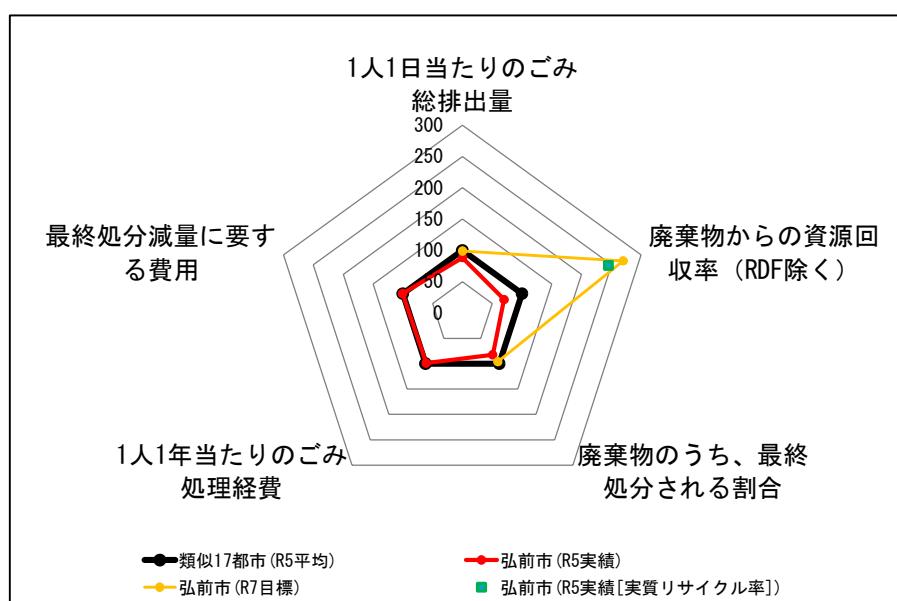
※4：最終処分減量に要する費用 = (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) / (ごみ総排出量 - 最終処分量)

備考：1. 弘前市の類似都市（人口 11 万人～22 万人、類似産業構造）は次のとおり。

北海道帯広市、北海道北見市、青森県弘前市、岩手県奥州市、宮城県石巻市、宮城県大崎市、山形県鶴岡市、栃木県栃木市、栃木県那須塩原市、埼玉県深谷市、島根県出雲市、愛媛県今治市、佐賀県唐津市、長崎県諫早市、熊本県八代市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市

2. 指標値は、値が大きいほど良好な状態を示している。また、類似都市の平均値を 100 としており、対象都市の値が平均値 100 を超えると良好な状態といえる。

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（令和 5 年度実績、環境省）



出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（令和 5 年度実績、環境省）

図 3-19 弘前市及び類似都市におけるごみ処理状況の比較（令和 5 年度）

3.2.5. ごみの減量、再利用、再生利用、資源化の実績（前回計画の施策と取組状況）

行政の役割・取組に関する前回計画の施策と取組状況は、表 3-8(1)～(5)に示すとおりです。

表 3-8(1) 前回計画の施策と取組状況【行政の役割・取組】

項目	施策の内容	取組状況	評価
3Rの推進（普及啓発施策）	ア. 広報誌やインターネット等による情報発信	・以下の方法により、情報を発信しています。 広報誌「広報ひろさき」 ごみに特化した啓発広報誌「なごみ生活」 ラジオ広報 FM アップルウェーブ「行政なんでも情報」 ごみ分別収集アプリ	<input type="radio"/>
	イ. 環境教育の充実	・以下の環境教育を実施しています。 スポートGOMI 大会 (R2～R6 年度累計 349 人参加、123.2kg 回収) 拾い箱プロジェクト (R6 年度 小学生 159 人参加) イベント会場でのエコステーション設置	<input type="radio"/>
	ウ. 出前講座等による周知啓発	・市町会連合会との協働によるごみ減量等啓発活動や出前講座を実施しています。 (実施した出前講座の一例) ホントは知らないごみのお話～減量化って？資源化って？～ 地域のみんなはじめよう再生資源回収運動	<input type="radio"/>
	エ. 3キリ運動の推進	・水キリについては、ごみ全体に占める水分の割合を示すなど、実践の効果や意義が直感的にわかるよう周知を工夫し、繰り返し伝えています。 ・その他、食べキリ、使いキリについても、食品ロスの現状や食材の「賞味期限」と「消費期限」との違いの説明など、効果的な周知啓発に努めています。	<input type="radio"/>
	オ. 「ミニ・キエーロ」の普及推進	・ミニ・キエーロのモニター事業や出前講座での配布を行いました (配布累計 1,014 台)。 ・事業所単位でのキエーロ利用促進に向け、大型の「メガ・キエーロ」を製作し、給食提供のある保育園や飲食店などに配布しました (22 台配布)。	<input type="radio"/>
	カ. 家庭用電動生ごみ処理機の普及推進	・電動式生ごみ処理機の貸与を実施しました。 (R3 年度～R6 年度 累計 14 台)	<input type="radio"/>
	キ. 食品ロスの発生抑制・再資源化の推進	・市内スーパー等の協力を得て、「てまえどり」などの啓発ポスターやポップを店内に掲示してもらうキャンペーンを実施しています (R3.3～R6.9 累計 133 店舗)。 ・3010 運動として飲食店に「食べきり」を啓発するポスターやポップを掲示してもらいました (R2.12～R7.1 累計 182 店舗)。	<input type="radio"/>

備考：評価基準は以下のとおり。

- ◎ …目標を達成、または充実しているもの
- …目標達成に向けて、一定の取組を行っているもの
- ▲ …今後一層の努力または制度改善などを要するもの
- － …評価不能

表 3-8(2) 前回計画の施策と取組状況【行政の役割・取組】

項目	施策の内容	取組状況	評価
3Rの推進 (普及啓発施策)	ク. 新聞、雑誌・雑がみ回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> 古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）のリサイクルを推進するため、市内4カ所の公共施設に回収ステーションを設置し、拠点回収を実施しています。 古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）のリサイクルを推進するため、平成24年度から月1回の行政回収を実施しています。回収した古紙類は、資源回収業者に売払い、市の歳入としています。 	○
	ケ. 事業系ごみの適正分別・適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの適正排出を促進するため、平成27年度より、職員による事業所訪問を実施し、ごみの分別・排出状況を確認し助言・指導を行っています。 市のごみ収集運搬委託業者である弘前環境管理協同組合の協力を得ながら、本来事業系ごみとして排出すべきごみが家庭系ごみとして集積所等に排出されている状況を調査し、排出元を特定・指導を行っています。 	○
	コ. 使用済小型家電リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から圏域市町村（黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）と合同で回収ボックスなどによる回収及び中間処理施設でのピックアップ回収を実施しています。 圏域市町村と定期的に会議を開催し、効率的・効果的な回収方法について協議しているほか、平成28年3月に合同で国の認定事業者であるリネットジャパン株式会社と宅配便回収についての協定を締結しています。 	○
	サ. 衣類回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から市役所などの公共施設に衣類回収ボックスを設置し、家庭で不用になった衣類を回収しているほか、再生資源回収運動の回収品目にも追加しています。 	○
	シ. 民間回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> 行政回収分だけではなく民間回収分によるリサイクルの向上に取り組んでいます。 本市の行政回収+民間回収のリサイクル率（実質リサイクル率）は30.9%（令和5年度）となっています。 	○
	ス. グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市も事業者として、率先して環境にやさしい製品の購入を推進しています。また、地域全体における環境意識の向上に向けてグリーン製品購入の推進に努めています。 	○
	セ. 多量排出事業者に対する減量計画の作成指導	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの発生抑制、減量化を図るため、廃棄物及び清掃に関する法律に基づき、多量排出事業者に対して、減量化計画の作成指導を検討しています。 	△
3Rの推進 (ルールづくりによる施策)	ソ. 焼却施設における展開検査	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの適正排出を促進するため、平成28年度から弘前地区環境整備事務組合が管理・運営する環境整備センターにおいて、搬入される事業系ごみの展開検査を実施しています。 	○

備考：評価基準は以下のとおり。

- ◎ …目標を達成、または充実しているもの
- …目標達成に向けて、一定の取組を行っているもの
- ▲ …今後一層の努力または制度改善などを要するもの
- － …評価不能

表 3-8(3) 前回計画の施策と取組状況【行政の役割・取組】

項目	施策の内容	取組状況	評価
による3Rの推進	タ. 焚却施設における搬入規制	・令和元年12月から搬入規制（分別不十分、産業廃棄物混入）を実施し、事業系ごみの更なる適正排出と減量化・資源化を図っています。	○
3Rの推進（経済的動機付けによる施策）	チ. 再生資源回収運動の推進	・町会・子ども会・PTAなどの団体が、回収の日時・場所を決め、家庭から出る資源物を回収業者に引き取ってもらう自主的なリサイクル活動に対し、回収量1kgあたり4円の報償金を交付しています。	○
	ツ. 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入補助	・家庭から排出される燃やせるごみの約4割を占める生ごみの減量化・資源化を推進するため、町会連合会の斡旋による生ごみ堆肥化容器の購入1基に対し、2,000円の補助金を交付しています。	○
	テ. 焚却灰の資源化	・焼却灰の資源化により、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化が図られることから、焼却灰の有効利用のため、コンクリート資源化などについて検討しています。	—
	ト. 家庭系ごみの有料化等	・本市での実施についてはこれまでの経緯も踏まえ、諮問機関である弘前市廃棄物減量等推進審議会に諮りながら今後も検討していきます。	—
	ナ. 事業系ごみの処分手数料の適正化等	・他の自治体、周辺市町村の動向を注視しながら、有効な制度を検討するとともに、不均衡が生じない料金設定を構成市町村として求めています。	○
3Rの推進（市民や事業者の協力による施策）	ニ. 各市民団体・事業者団体等との協定締結	・ごみ減量化・資源化を進める上でキーポイントとなる、市民・事業者・行政の協働を強化するため、各市民団体や事業者団体と協定を締結し、それぞれの団体の特色に合わせたごみ減量化・資源化施策を展開しています。	○
	ヌ. 廃棄物減量等推進員の活用	・町内のごみ問題を把握し、ごみの適正排出、分別促進、不法投棄防止のための指導等を行うため、各町内会に推進員を配置しています。	○
	ネ. オフィス町内会の推進	・平成22年度に設立された「弘前地区オフィス町内会」は、一般の会社や事務所、官公庁、病院、銀行などの事業所から排出される古紙類を資源回収業者が無料で回収するネットワークです。 ・市では、事業系古紙類のリサイクルを推進するため、広報活動などにより、排出事業者会員の拡大を図っています。平成30年度末からは、各団体との協定の中で、オフィス町内会への積極的な加入を呼びかけています。	○
	ノ. エコストア・エコオフィス制度の普及拡大	・現在の認定店舗・事業者数を更に増やしていくよう事業者に働きかけるとともに市民に対しても本制度を周知啓発し、環境に優しい取組を実施している事業者への理解を深めてもらうように努めています。	○

備考：評価基準は以下のとおり。

- …目標を達成、または充実しているもの
- …目標達成に向けて、一定の取組を行っているもの
- ▲ …今後一層の努力または制度改善などを要するもの
- …評価不能

表 3-8(4) 前回計画の施策と取組状況【行政の役割・取組】

項目	施策の内容	取組状況	評価
ごみ処理体制の効率化	ハ. 収集体制の効率化	・「一般廃棄物収集運搬業務管理システム」の導入を行い、収集体制の効率化に努めています。 ・収集効率の向上・公平性確保のため、現存の毎戸収集方式地区について、折り畳み式収納枠などの運用を検討し、ステーション収集方式への移行に努めています。	○
	ヒ. 最終処分場の維持管理	・弘前市埋立処分場については、平成30年6月から第2次第2区画の運用を開始しています。今後も当面の間の処理容量は確保できますが、新たな埋立地の整備には多額の経費がかかるため、ごみの減量化・資源化を推進し、延命に努めています。	○
	フ. ごみ処理広域化の推進	・R8年度から「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の広域化により、効率的・安定的なごみ処理体制を整備します。	◎
その他	ヘ. 適正処理	・排出されたごみ（一般廃棄物）を衛生的かつ迅速に収集運搬するとともに、資源化が可能なものは資源化業者への引渡しを行います。処理方法等については、環境負荷の低減を図るためのシステムを構築していきます。 ・また、プラスチックごみの一括回収など、新しいごみ処理体制について、国の方針や先進自治体の動向を注視しながら、検討していきます。	○
	ホ. 不法投棄対策	・不法投棄対策は、市民、行政が連携・協働し、ごみ収集前の排出状況の確認、排出時の指導、ごみ収集後の状況確認や集積所の清掃など、ごみ集積所の環境美化を図るとともに、相互の関係性の強化や、不法投棄や不適正排出のしづらい環境づくりを強化するものです。 ・令和元年度からは、防止活動をより効果的にするため、監視カメラの貸与と併せてキャンペーンを実施しています。	○
	マ. 野焼き・不適正処理対策	・市民からの通報やパトロール中などに野焼き・不適正処理を発見した場合は、直ちに現場を確認し、原因者に対してごみの適正処理の呼びかけを行っています。 ・町会と連携し、ごみ集積所への監視カメラ設置や不適正排出防止キャンペーンを実施するなど、地域に密着した活動を通じ、適正処理が促される環境づくりに努めています。	○
	ミ. ごみ出しサポート事業	・高齢者や障がい者など介護が必要な世帯で、ごみ集積所までのごみ出しが困難となっている世帯を対象に、通常の収集とは別に、市の職員が週1回、自宅前まで収集に伺うごみ出しサポート事業を令和2年度から開始し、ごみ出しに係る負担の軽減を図っています。	○

備考：評価基準は以下のとおり。

- ◎ …目標を達成、または充実しているもの
- …目標達成に向けて、一定の取組を行っているもの
- ▲ …今後一層の努力または制度改善などを要するもの
- － …評価不能

表 3-8(5) 前回計画の施策と取組状況【行政の役割・取組】

項目	施策の内容	取組状況	評価
その他	ム. 災害廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に策定した「弘前市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に実施しています。 災害発生時に計画に沿って迅速に行動ができるよう具体的な手順書を作成し関係職員で共有するとともに、市民向けに分かりやすい広報を行い、平時から備えられるよう防災訓練等で周知を図っています。 	<input type="circle"/>
	メ. 処理困難物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月から水銀添加廃棄物の適正な分別・回収の促進を目的に、家庭内に眠っている水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等を回収しています。 	<input checked="" type="circle"/>
	モ. 一般廃棄物処理業の許可の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 本市の今後の事業系ごみの排出量については、人口減少などにより排出量の増加が見込まれず、現状の許可業者の収集運搬能力を上回る見込みがないことから、収集運搬業の新規許可は原則として行っていません。 処分業においても同様に、現行の処理体制で適正処理が確保されていることから新規許可は原則として行っていません。 ただし、今後のごみ排出状況の変動や、資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。 	<input type="circle"/>

備考：評価基準は以下のとおり。

- ◎ …目標を達成、または充実しているもの
- …目標達成に向けて、一定の取組を行っているもの
- ▲ …今後一層の努力または制度改善などを要するもの
- － …評価不能

3.2.6. 廃棄物分野の温室効果ガス発生量

太陽の光は、地球の大気を通過し、地表面を暖めます。暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ放射しますが、大気がその熱の一部を吸収します。これは、大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスが存在するためです。このような性質を持つガスを「温室効果ガス（Greenhouse Gas）」と呼びます。

大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながります※。

ごみ処理、特にごみの焼却においても温室効果ガスの原因となる二酸化炭素が多く発生します。本市における一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量は図3-20に示すとおり、令和4年度は2.3万t-CO₂が排出されています。これは1人1日あたり380gの二酸化炭素を排出していることになり、青森県、全国、15万人～17万人の人口類似都市の平均よりも排出量が多い状況です。（図3-21）。

前掲の図3-10に示すとおり廃棄物焼却量は年々減少している一方で、二酸化炭素の排出量が増減している背景には、ごみ質（組成）が影響しています。例えば、プラスチックは石油由来で炭素含有量が多く、焼却すると大量の二酸化炭素を排出します。本市における燃やせるごみに含まれるプラスチック類は、家庭系ごみ、事業系ごみともに約25%と高い割合となっています（前掲図3-8及び図3-9参照）。地球温暖化の防止に向けて、ごみ処理の観点でも廃棄物の焼却量を減らし、適切な分別により二酸化炭素の排出を抑制していくことが重要です。

※：環境省HP（「温室効果ガス排出量及び吸収量等の算定と報告」<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/overview.html>）より引用。

～再掲～

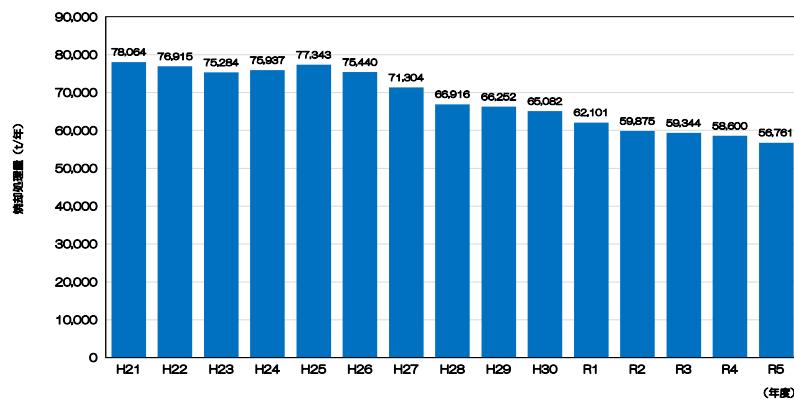


図3-10 弘前市の焼却処理量の推移

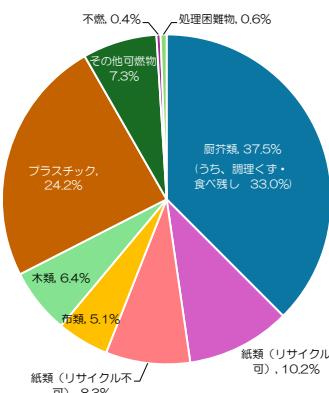


図3-8 燃やせるごみの組成（家庭系）

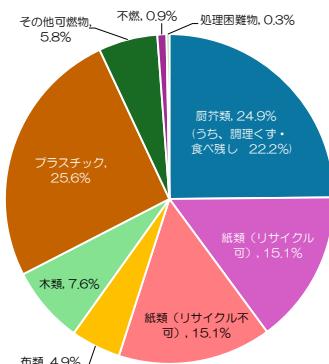
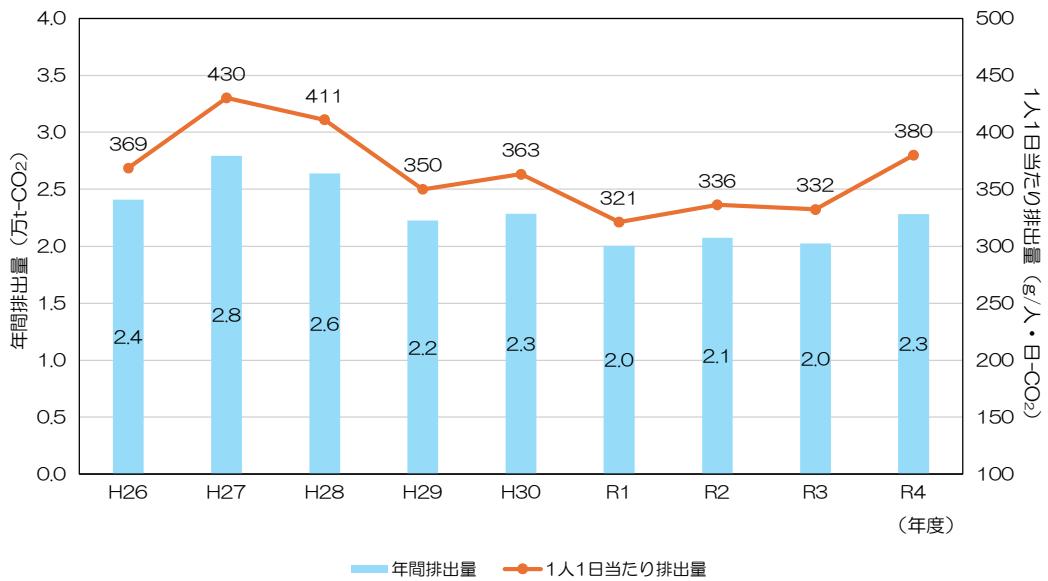
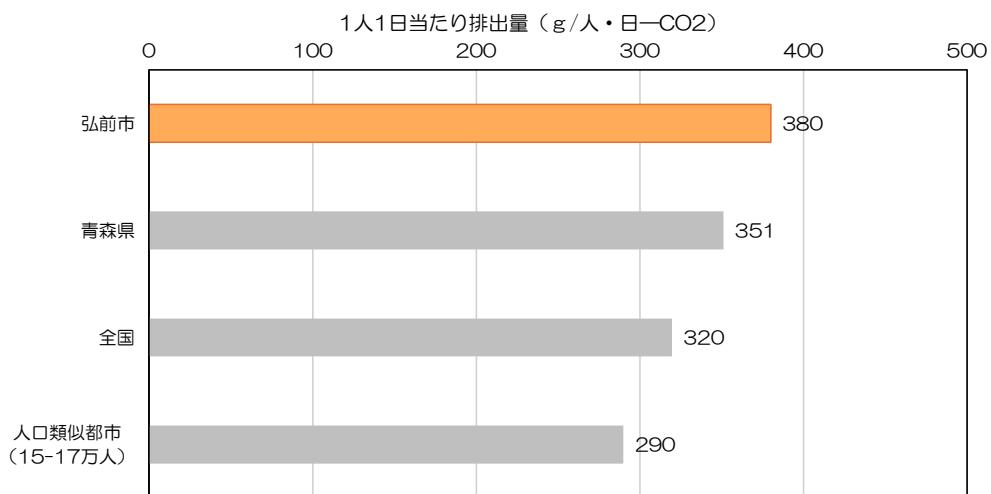


図3-9 燃やせるごみの組成（事業系）



出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）をもとに作成

図 3-20 弘前市における一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量の推移



備考：1. 令和4年度の弘前市の人口は約16.5万人であることから、人口類似都市は15万人～17万人とした。
出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）をもとに作成

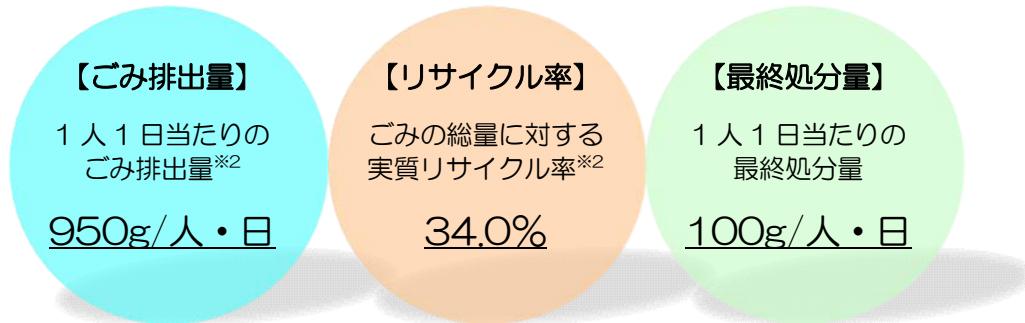
図 3-21 弘前市・青森県・全国・人口類似都市における
一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量の比較（令和4年度）

3.3 前回計画の検証

3.3.1. 前回計画における数値目標及び達成状況

(1) 前回計画における数値目標

前回計画（令和2年度改定）においては、令和7年度に達成すべき目標値として、「ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3項目について、以下のとおり設定していました。



※1：1人1日当たりのごみ排出量は、総量950gのほか、区別別に家庭系ごみ670g、事業系ごみ280gに設定している。

※2：「実質リサイクル率」とは、行政回収分に加え、民間回収分を含めたリサイクル率。

備考：上記の数値目標のうち、「リサイクル率」は、「一般廃棄物処理基本計画」（令和2年度（中間年度）、弘前市）にリサイクル率（行政回収分）25.0%から実質リサイクル率（行政回収分+民間回収分）34.0%に改定された。

図 3-22 前回計画の数値目標

～参考～

計画策定期（平成28年度）に設定した目標値は表3-9、中間年度（令和2年度）に改定した目標値は表3-10に示すとおりです。

中間年度に行った改定により、目標値のうち「リサイクル率」から行政回収に加え民間回収分を含む「実質リサイクル率」に変更しました。

表 3-9 計画策定期（平成28年度）に設定した目標値

	平成25年度 (基準年度)	令和2年度 (中間年度)	令和7年度 (目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,310	980	950
家庭系ごみ(g/人・日)	789	680	670
事業系ごみ(g/人・日)	521	300	280
リサイクル率(%)	10.9	17.0	25.0
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	151	109	100

出典：「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年4月、弘前市）

表 3-10 中間年度（令和2年度）に改定した目標値

	平成30年度 (基準年度)	【改定後】令和7年度 (目標年度)	【当初】令和7年度 (目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,142	950	950
家庭系ごみ(g/人・日)	724	670	670
事業系ごみ(g/人・日)	419	280	280
リサイクル率(%)	9.5	—	25.0
実質リサイクル率(%)	29.5	34.0	—
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	138	100	100

備考：表内の網掛けは、目標値の改定により「リサイクル率」から行政回収に加え民間回収分を含む「実質リサイクル率」に変更となったことを示す。

出典：「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（令和7年4月、弘前市）

(2) 目標の達成状況

直近年度（令和6年度見込み量）の達成状況（実績及び目標値の比較）は表3-11、計画策定年度以降の達成状況は図3-23～図3-25に示すとおりです。

「1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）」については、周知啓発活動と市民の不断の努力が実り、目標値達成が十分に見込まれます。

「1人1日当たりのごみの排出量（事業系）」については、令和元年12月から開始した「事業系ごみの搬入規制」の効果が大きく期待されますが、目標値との乖離が続いている状況です。「2.5.2. 事業所数・従業者数」によると、平成28年から令和3年にかけて従業者数が増加していることから、これが排出量増加の一因と考えられます。

「リサイクル率」は中間年度（令和2年度）に民間回収分を含む「実質リサイクル率」での評価に変更しました。実質リサイクル率の見込み量は、目標値に届いていませんが、目標との差は1.8%となっており、目標達成までわずかです。

「1人1日当たりの最終処分量」については、減量傾向にありますが、目標達成は難しい状況です。最終処分量については、その多くがごみの焼却灰によるものであり、焼却灰発生量の抑制のため、更なるごみの減量化・資源化が求められます。

表3-11 前回計画目標値の達成状況（実績及び目標値の比較、令和6年度見込み）

	① 【実績（見込み）】 令和6年度	② 【目標値】 令和6年度	①-② 実績と目標値 との差	[参考] （目標年度目標値） 令和7年度
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,020	956	+79	950
家庭系ごみ(g/人・日)	651	672	-13	670
事業系ごみ(g/人・日)	368	284	+92	280
リサイクル率(%)	8.8	—	—	—
実質リサイクル率(%)	—	34.0	-1.8	34.0
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	121.3	100	+25	100

備考：1. 「1人1日当たりのごみ排出量(g)」及び「1人1日当たりの最終処分量(g)」は、実績値が目標値よりも小さい値となれば目標達成であることを示す。「リサイクル率(%)」及び「実質リサイクル率(%)」は、実績値が目標値よりも大きい値となれば目標達成であることを示す。

2. 「実質リサイクル率」は、弘前市で行うリサイクルに加え、民間回収を含めた値である。

出典：「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（令和7年4月、弘前市）

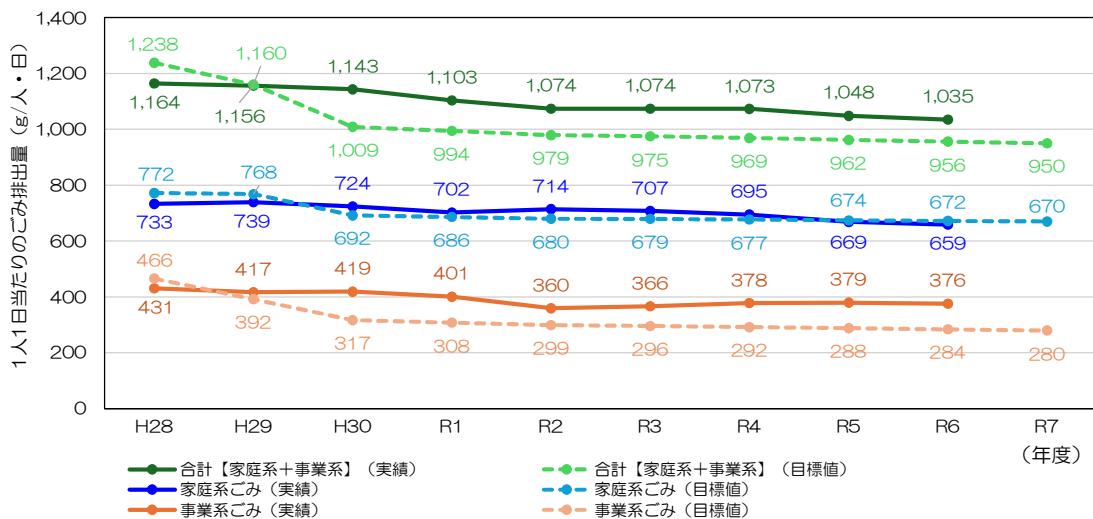


図 3-23 1人1日当たりのごみ排出量の実績と目標値

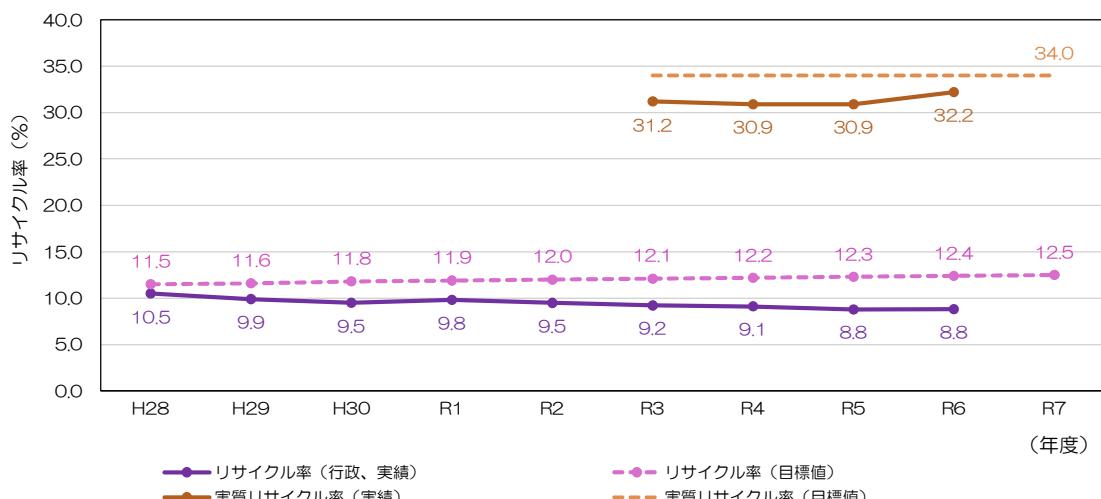


図 3-24 リサイクル率・実質リサイクル率の実績と目標値

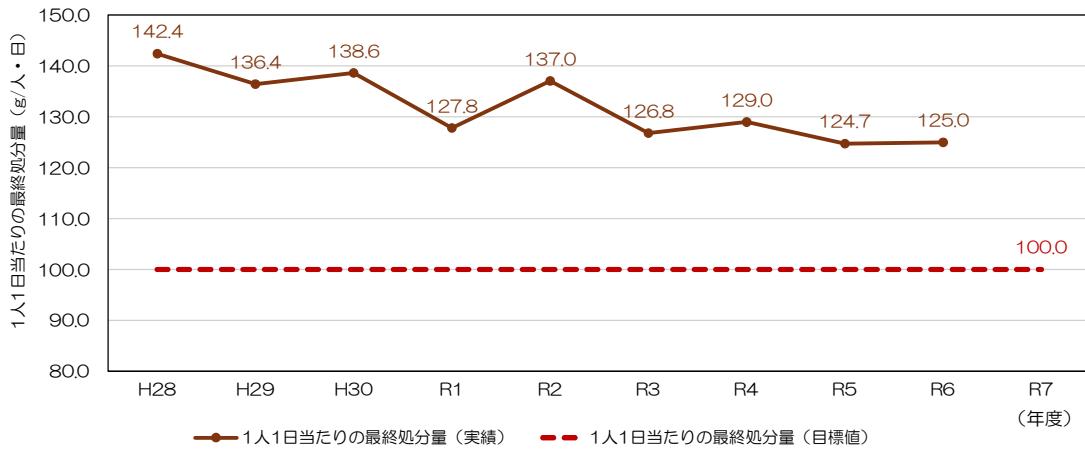


図 3-25 1人1日当たりの最終処分量の実績と目標値

3.3.2. 前回計画のごみ処理施設整備計画の実施状況

(1) 中間処理施設

ごみ排出量やごみ質の予測などを踏まえた施設のあり方を検討するとともに、施設の整備にあたっては、延命化・長寿命化を図っています。

「津軽地域ごみ処理広域化協議会」におけるごみ処理広域化の協議の中では、処理施設の統廃合により費用負担を軽減できるよう、ごみの削減に努めることとしています。

(2) 最終処分施設

a. 最終処分場

弘前市埋立処分場の第2次第2区画の整備により、当面の間、十分な処分容量を確保できますが、新たな整備には、多額の費用がかかるため、ごみの減量化・資源化の推進や焼却灰の資源化などによる延命化を検討しています。

b. 施設維持管理に関する計画

第2次施設における浸出水等処理設備は、第1区画及び第2区画からの浸出水を生物化学的、及び物理化学的処理を行って、計画的かつ衛生的に処理することで、本地域の生活環境及び公共用水域の水質の保全を図っています。

処理方式は、回転円板法（酸化+脱窒+再ばつ気）+凝集沈殿+高度処理（砂ろ過+活性炭）+滅菌となっており、それぞれの処理過程ごとに適切な耐用年数を設定し、計画的に機能保全対策、延命化対策を実施しますが、浸出水等処理設備は、平成8年の供用開始から20年以上経過し、老朽化が進んでいることから、埋立する廃棄物の質・量等を勘案したうえで、適切な処理方法を検討し、改築・更新を進めています。

また、最終処分場の適正管理及び更新時期の把握のため、最終処分場の残余容量について適宜調査等を実施して正確な残余年数を把握し、最終処分場の更新時期を検討しています。

3.4 「ごみ減量・リサイクルに関するアンケート」の調査結果（概要）

本計画の策定にあたっては、市民・市内の事業者を対象に、ごみ排出状況や減量・リサイクルに関する意識調査を行い、その実態や傾向を把握しました。調査結果の概要は以下のとおりです。なお、詳細は別紙「令和7年度 弘前市ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査結果」に記載しています。

(1) 調査対象・抽出方法

市 民：住民台帳に登録されている18歳以上の市民1,000人（無作為抽出）

事業所：市内の民間事業者200件（無作為抽出）

(2) 調査方法

郵送により調査票を発送^{※1}し、回答方法は紙面での回答もしくはWEBによる回答のいずれか選択式としました。なお、回答は無記名方式としています。

※1：調査票は、令和7年8月29日に発送。

(3) 調査対象期間

令和7年9月1日～10月31日^{※2}

※2：アンケート調査期間は令和7年9月26日としていたが、10月31日到着分までを有効とした。

(4) 回収状況

アンケートの回収状況は表3-12に示すとおり、市民412件（回答率41.2%）、事業所92件（回答率46.0%）となりました。

表3-12 アンケートの回収状況

対象	①紙面回答	②WEB回答	①+②合計（回答率）
市 民	302件	110件	412件（41.2%）
事業所	54件	38件	92件（46.0%）

備考：回答率は次のとおり算出

回答率=回答数の合計/発送数×100

（市民回答率=412/1,000×100）

（事業所回答率=92/200×100）

(5) 調査結果概要（ごみ処理に関する意識）

アンケート調査結果の概要（市民及び事業所のごみ処理に関する意識）は、表 3-13 に示すとおりです。

表 3-13 調査結果概要（ごみ処理に関する意識）

対象	意識
市民	<ul style="list-style-type: none">多くの市民がごみの減量化や資源化といったごみ処理問題に高い関心を持っている。ごみの減量化や資源化への取組として、日常生活で取り入れやすい項目は多くの方が実践している。一方、手間と感じたり利便性を重視する声も見られる。本市のごみ問題について、「ごみ排出時のマナーが悪い」、「ごみ分別の意識が低い」と感じている方が多く、ごみ問題に対する個々の意識を指摘する声が多く見られる。市が実施しているリサイクルの取組について、スーパーなどで目に入りやすい内容は認知度が高いものの、馴染みの薄い項目は知らない人が多い。今後の市の施策として、「情報提供や意識啓発」、「不法投棄の取り締まり強化」が重要だと感じている。また、「ごみ収集の有料化」についても検討すべきとの意見も一定数ある。さらに、環境教育を充実させるべき、ごみ処理状況を可視化すべきとの意見もみられた。
事業所	<ul style="list-style-type: none">事業所内でのごみの減量・資源化のため取組を行っている、今後取り組みたいと考えている事業所が多く、ごみの減量・資源化に関心を持っている。事業所から排出されるごみのうち、紙類やプラスチック容器類は、特に排出量が多い傾向にある。排出された古紙類はリサイクル業者に引き渡している事業所が多い。プラスチック類は分別を行っている事業所が多い。食品残さが排出される事業所のうち、調理方法の工夫などで食品残さを減らす取組を行っている事業所もあるが、多くの事業所では特段取組を行っていない。ごみ減量・リサイクルを進めていく上での課題として、分別作業等が手間と感じていたり、従業員に周知・浸透させていくのが大変だと感じている。市が実施しているリサイクルの取組について、オフィス町内会、てまえどりキャンペーン等、特定の項目は認知度が高いものの、認知度が低い項目もある。今後の市の施策として、多くの事業所では「指導強化」、「リサイクル事例紹介」、「ごみ処理に役立つ情報の充実」を実施してほしいと感じている。

(6) アンケート調査結果から見えた課題

アンケート調査結果から見えた課題を、表 3-14 に示すとおり整理しました。

市民、事業所いずれかが持つ特定の課題だけではなく、共通の課題がありますので、市民、事業者、行政の三者協働で本市のごみ処理に参画し、考え実行していく必要があります。

表 3-14 アンケート調査から見えた課題

アンケート調査から見えた課題
<ul style="list-style-type: none">ごみの減量化や資源化に対しての関心は高いものの、資源物のリサイクルについて、「手間がかかる」、「分別がわからりにくい」という声が一定数あることから、<u>市民・事業者が取り組みやすい減量化・資源化の方策を検討し、推進していく</u>必要がある。<u>紙類、プラスチック類、食品ロスの削減</u>といった、生活や事業には欠かせないものの、大きな改善が図れる可能性のある品目について、重点的に削減・資源化に取り組み、ごみ処理全体の改善に寄与させていく必要がある。市一体として、<u>ごみの排出や分別の意識やマナーを向上させる</u>必要がある市の取組（施策）について、全般に認知度を向上させる必要性があるため、<u>情報発信や啓発、環境教育を充実させていく</u>必要がある。

3.5 本市におけるごみ処理の課題

市民・事業者を対象としたアンケート結果及び本市の現状を踏まえた、ごみ処理の課題は以下のとおりです。

表 3-15 本市におけるごみ処理の課題

①排出抑制
<ul style="list-style-type: none">・家庭系ごみのうち、大型ごみやペットボトルの排出量が増加しているため、排出量の減量に向けた取組が必要です。 (大型ごみ : H26 年度 29g/人・日→R5 年度 34g/人・日、ペットボトル : H26 年度 7g/人・日→R5 年度 9g/人・日)・事業系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は、令和 5 年度は県内 40 市町村中 35 位にとどまっており、さらなるごみの減量化に向けた取組が必要です。
②収集・運搬
<ul style="list-style-type: none">・本市では、必要に応じて収集区分の見直しを行っています。引き続き収集区分の見直し検討を行い、リサイクルを推進していく必要があります。・人口の減少に伴い、効率的な収集体制を構築する必要があります。
③中間処理
<ul style="list-style-type: none">・本市の中間処理のうち、大型ごみ処理が 6 割、資源化処理が 4 割となっています。家庭や事業所から排出されるごみの減量と分別の徹底などにより、中間処理のさらなる効率化を進め、リサイクルを推進していく必要があります。
④最終処分
<ul style="list-style-type: none">・平成 30 年より弘前市埋立処分場第 2 次施設が供用開始し、当面は十分な残余容量が確保できていますが、残余容量を可能な限り残していくため、ごみの減量・資源化が重要です。
⑤ごみ処理経費
<ul style="list-style-type: none">・本市のごみ処理経費を引き続き適正に管理し、経費が増加しないよう努めていく必要があります。
⑥特筆すべき事項
【三者協働】
<ul style="list-style-type: none">・減量化・資源化には市民・事業者・行政の協働が必要不可欠です。各主体が取り組みやすく、連携が十分に機能するような施策を検討するとともに、情報発信や意識啓発を強化し、取組を一層推進していく必要があります。
【リサイクル率】
<ul style="list-style-type: none">・本市における民間回収分を含む実質リサイクル率は約 30% と高い割合にあるものの、行政回収分リサイクル率に着目すると 10% 未満と全国・県の平均を下回っており、ごみの資源化、リサイクル率の底上げに向けて、さらなる取組を検討していく必要があります。
【ごみの分別】
<ul style="list-style-type: none">・家庭系ごみの分別区分は、令和 7 年 4 月より「有害ごみ」、令和 8 年 4 月より「プラスチック資源」が新たに加わり、新たな分別区分での適正分別・リサイクルを推進していくことが重要です。・事業系ごみは、「プラスチック類」や「紙類」の分別とリサイクルを推進していく必要があります。
【食品ロス】
<ul style="list-style-type: none">・生ごみに含まれる食品ロスの割合は家庭系ごみで約 33%、事業系ごみは約 22% となっており、食品ロス削減によるごみ減量の余地があります。
【ごみ処理体制の維持・整備】
<ul style="list-style-type: none">・焼却施設は稼働から 30 年以上が経過したものもあり、将来的な維持管理対策の検討が必要です。・災害廃棄物や感染症流行時の対応についても検討が必要です。
【地球温暖化防止への取組】
<ul style="list-style-type: none">・プラスチック類が燃やせるごみに混入することで、地球温暖化の一因でもある二酸化炭素が多く発生します。地球温暖化防止や循環型社会の形成の観点も踏まえ、ごみの減量化・資源化が重要となります。

3.6 ごみ処理の基本理念と基本方針

本市では、平成31年度に地域づくりの指針となる「弘前市総合計画」、令和5年度に「弘前市総合計画後期基本計画」を策定しました。当該計画の中で、ごみの減量化・資源化、温室効果ガスの削減などによる環境保全と循環型社会の実現に向けた取組を推進することとしています。

また、令和3年に策定された「第三次弘前市環境基本計画」においては、「廃棄物の減量化・資源化・再利用の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」を基本施策のひとつとして掲げています。

私たちが快適に暮らしていくためには、豊かな自然環境と清潔で魅力的な都市生活環境を保つことが重要であり、循環型社会の形成を目指した取組が欠かせません。

安心して暮らせるまちを次の世代へつないでいくために、限られた資源を有効に活用し、循環的な利用を促進することで、持続可能な循環型社会を構築するとともに、ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の形成を推進することが求められます。

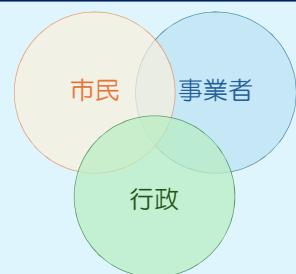
本計画では、基本理念を以下のとおり定め、市民・事業者・行政の三者が協働し、ごみの減量化・資源化を進める主体的な取組を一層推進していきます。

【基本理念】

未来へつなぐ 持続可能な「循環のまち 弘前」

【基本方針1】3者の協働を軸とした取組の実施

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、市全体が一丸となってごみ減量化・資源化に取り組むために、わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るとともに、多くの市民・事業者が主体的に参画できる取組を積極的に実施します。



【基本方針2】減量化・資源化の推進

持続可能な循環型社会を形成するためには、減量化・資源化の推進が重要となります。本計画では市民、事業者、行政が4R[※]を実践することにより、減量化及び資源化の推進に取り組みます。

※：4Rとは、Refuse、Reduce、Reuse、Recycleのごみを減らすためのRではじまる4つの行動です。

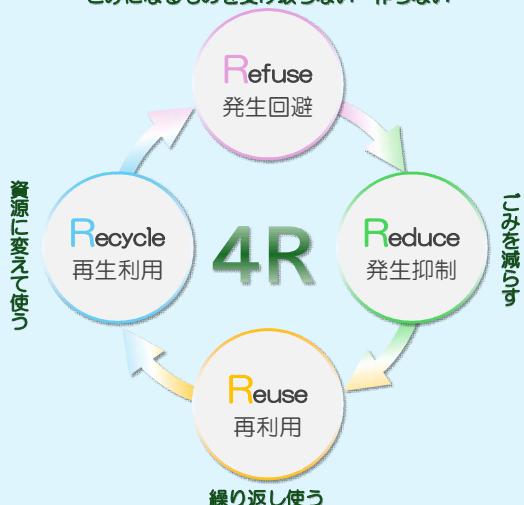
Refuse(リフューズ)：廃棄物の発生回避（ごみになるものを受け取らないことや作らないことです）

Reduce(リデュース)：廃棄物の発生抑制（ごみとなるものを減らす取組です。ものを修理して長く大切に使うことも含まれます）

Reuse(リユース)：再使用（使えるものは廃棄せず何度も使い続けることです）

Recycle(リサイクル)：再生利用（使わなくなったものを、資源やエネルギーに形を変えて再活用することです）

ごみになるものを受け取らない・作らない



【基本方針3】効率的なごみ処理体制の確立

将来の人口減少や施設の老朽化に備えるとともに、ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システム体制の確立を図ります。

3.7 ごみ発生量及び処理量の将来予測（推計）

3.7.1. 将来予測（推計）の流れ

本項では、ごみ処理基本計画の策定の流れを整理します。

前節までは、本市におけるごみ処理の現状、前回計画の検証及び課題を抽出し、本計画の基本方針を示しました。本節では、ここまで整理したデータを踏まえ、将来予測（推計）を行います。

ごみ処理基本計画では、将来のごみ排出量などを予測（推計）します。予測にあたっては、まず、ごみの排出実績や行政区画内人口の実績をもとに、これまでの傾向（トレンド）が今後も続くものとして、ごみの排出量などの予測を行います（BAU [Business As Usual] ケース）。

続いて、BAU 推計結果や今後の新たな取組等を考慮して目標値を設定し、目標を達成した場合の予測を実施します（施策導入ケース）。

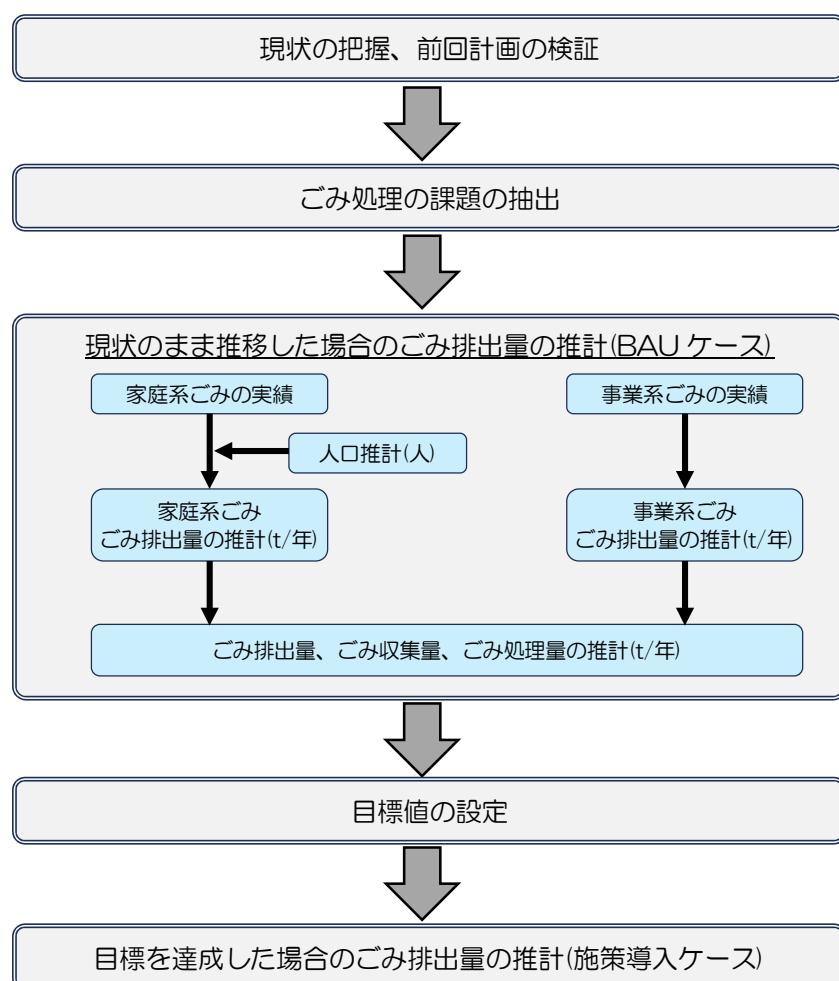


図 3-26 将来推計の流れ

3.7.2. 人口推計

将来人口の推計は、以下の方針で行いました。

- ・実績値は、R6までの住民基本台帳（各年10月1日時点）を用いる。
- ・推計値は、国立社会保障・人口問題研究所より発刊される「報告書『日本の地域別将来推計人口』（令和5年推計）」を用いる。（以下、「社人研」という。）
- ・社人研は、5年ごとの人口が示されているため、示されていない年度の人口については、各年度間を直線回帰で結んで算定する。

推計の結果、本市の人口は減少傾向にあり、令和4年度は約16.5万人であったのに対し、令和12年度に約14.8万人、令和17年度に約13.8万人まで減少すると予測されました。

表 3-16 弘前市の将来人口推計

単位：増減率以外…(人)、増減率…(%)

	実績			予測										
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
住民台帳	164,636	162,342	159,841											
社人研				157,226					147,904					138,286
直線回帰					155,362	153,497	151,633	149,768		145,980	144,057	142,133	140,210	
採用値	164,636	162,342	159,841	157,226	155,362	153,497	151,633	149,768	147,904	145,980	144,057	142,133	140,210	138,286
増減		-2,294	-2,501	-2,615	-1,864	-1,864	-1,864	-1,864	-1,864	-1,924	-1,924	-1,924	-1,924	
増減率		-1.39%	-1.54%	-1.64%	-1.19%	-1.20%	-1.21%	-1.23%	-1.24%	-1.30%	-1.32%	-1.34%	-1.35%	-1.37%

出典：「住民基本台帳」（青森県、各年10月1日時点）

「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計、国立社会保障・人口問題研究所）

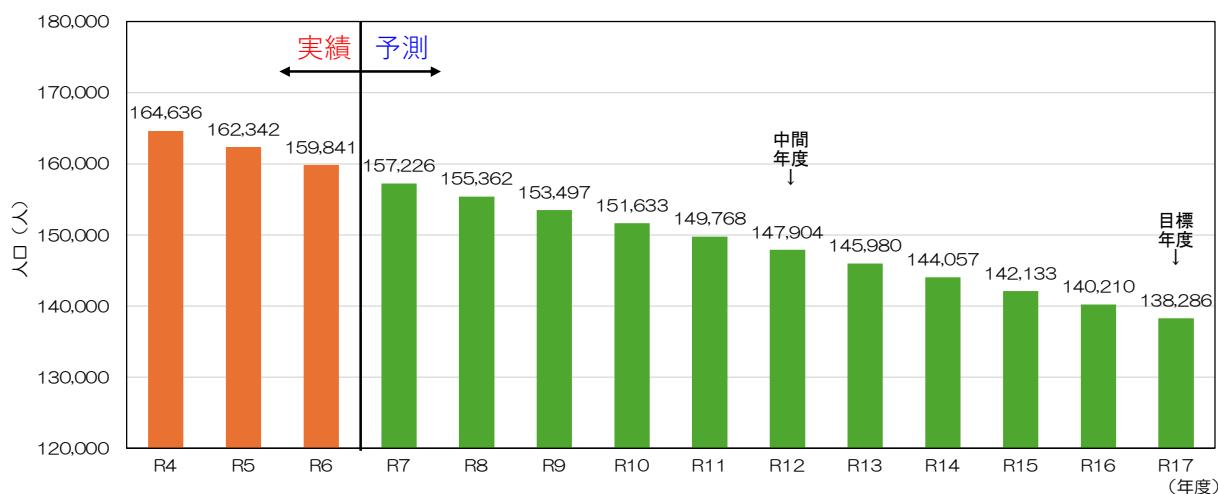


図 3-27 弘前市の将来人口推計

3.7.3. 推計結果 (BAU ケース : 現状のまま推移した場合)

(1) ごみの排出量

ごみの排出量の推計結果は、表 3-17 及び図 3-28 に示すとおりです。

ごみの排出量の推計を行うにあたり、家庭系ごみ及び集団回収の原単位は 1 人 1 日当たり (g/人・日)、事業系ごみの原単位は総量 (t/年) で行いました。

施策を導入せずに現状のまま推移した場合、目標年度 (令和 17 年度) の総排出量は 48,695t/年となり、令和 5 年度比で約 22% 減少するものと予測されました。

表 3-17 ごみ排出量の推計結果 (BAU ケース)

区分		単位	実績		予測		基準年度[R5]比増減率(%)	
			R4年度	R5年度	中間年度 R12年度	目標年度 R17年度	中間年度 R12/R5	目標年度 R17/R5
人口	人	人	164,636	162,342	147,904	138,286	—	—
当たり 1 人 1 日	排出量	g/人・日	1073	1048	993	962	-5.3%	-8.2%
	家庭系ごみ + 集団回収量	g/人・日	695	669	622	586	-7.0%	-12.4%
	事業系ごみ	g/人・日	378	379	371	376	-2.2%	-0.9%
1 年当たりの排出量	排出量	t/年	64,479	62,277	53,600	48,695	-13.9%	-21.8%
	家庭系ごみ + 集団回収量	t/年	41,736	39,733	33,566	29,658	-15.5%	-25.4%
	家庭系ごみ	t/年	40,634	38,744	32,985	29,264	-14.9%	-24.5%
	一般ごみ	t/年	36,390	34,697	29,235	25,751	-15.7%	-25.8%
	燃やせるごみ	t/年	32,956	31,437	26,263	22,977	-16.5%	-26.9%
	燃やせないごみ	t/年	1,319	1,256	1,099	1,001	-12.5%	-20.3%
	大型ごみ	t/年	2,115	2,004	1,872	1,774	-6.6%	-11.5%
	資源ごみ	t/年	4,198	3,942	3,707	3,467	-6.0%	-12.1%
	容器包装	t/年	2,967	2,795	2,626	2,461	-6.0%	-11.9%
	かん	t/年	554	522	482	446	-7.7%	-14.6%
	びん	t/年	1,174	1,095	1,033	954	-5.7%	-12.9%
	紙パック	t/年	26	25	23	21	-8.6%	-17.0%
	ダンボール	t/年	675	629	604	576	-3.9%	-8.3%
	ペットボトル	t/年	538	524	484	464	-7.6%	-11.4%
	雑誌・雑がみ	t/年	1,231	1,147	1,081	1,005	-5.8%	-12.3%
	その他ごみ (公共回収等)	t/年	46	105	44	46	-58.2%	-56.6%
	事業系ごみ	t/年	22,743	22,544	20,034	19,038	-11.1%	-15.6%
	一般ごみ	t/年	22,329	22,136	19,707	18,738	-11.0%	-15.3%
	燃やせるごみ	t/年	21,051	20,974	18,720	17,808	-10.7%	-15.1%
	燃やせないごみ	t/年	55	43	48	48	10.5%	10.5%
	大型ごみ	t/年	1,223	1,119	940	883	-16.0%	-21.1%
	容器包装	t/年	414	408	327	299	-19.7%	-26.7%
	集団回収量	t/年	1,102	989	580	394	-41.3%	-60.2%

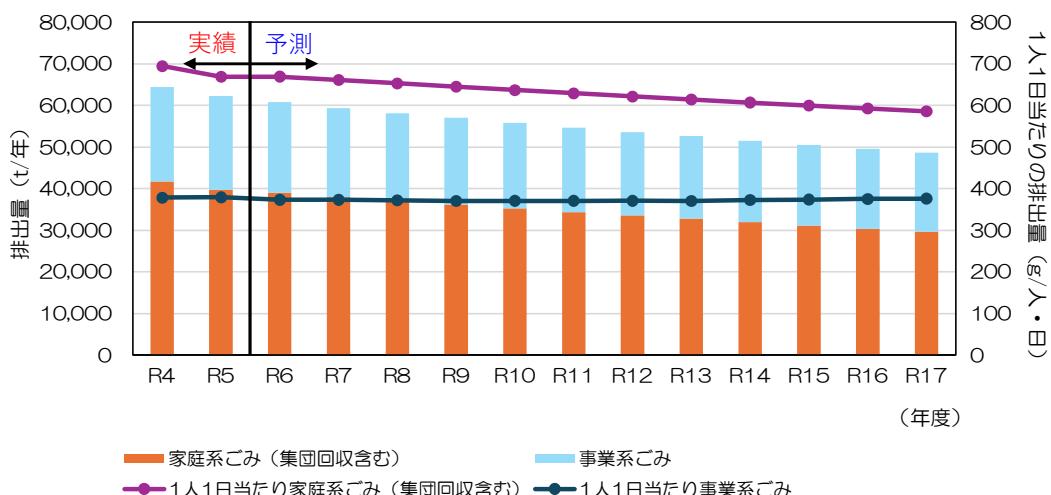


図 3-28 ごみ排出量の推計 (BAU ケース)

(2) 処理・処分・資源化量の推計

ごみの処理・処分・資源化量の推計結果は、表 3-18 及び図 3-29～図 3-31 に示すとおりです。

処理・処分・資源化量の推計は、総量 (t/年) を原単位として行いました。

施策を導入せずに現状のまま推移した場合、目標年度（令和 17 年度）では、「焼却処理量」が 44,930t/年（令和 5 年度比で約 21% 減少）、「最終処分量」が 6,124t/年（令和 5 年度比で約 17% 減少）、「リサイクル率」が 7.8%（令和 5 年度から約 1% 減少）と予測されました。

表 3-18 処理・処分・資源化量の推計 (BAU ケース)

区分	単位	実績		予測		基準年度[R5]比増減率(%)	
		R4年度	R5年度	中間年度 R12年度	目標年度 R17年度	中間年度 R12/R5	目標年度 R17/R5
人口	人	164,636	162,342	147,904	138,286	—	—
1人1日	処理・処分・資源化量計	g/人・日	1,073	1,048	993	962	-5.3% -8.2%
	焼却処理量（直接焼却+中間処理）	g/人・日	975	955	912	888	-4.5% -7.1%
	中間処理量	g/人・日	135	128	126	123	-2.1% -4.2%
	最終処分量（直接最終+中間処理）	g/人・日	129	125	124	121	-0.9% -3.0%
	資源化量（直接資源化+中間処理+集団）	g/人・日	98	92	81	75	-11.5% -18.6%
	リサイクル率	%	9.1%	8.8%	8.2%	7.8%	-0.6% -1.0%
1年当たりの処理・処分・資源化量	処理・処分・資源化量計(①～⑤)	t/年	64,479	62,275	53,600	48,695	-13.9% -21.8%
	焼却処理量（直接焼却+中間処理）	t/年	58,600	56,761	49,231	44,930	-13.3% -20.8%
	直接焼却量…①	t/年	54,042	52,459	45,110	41,007	-14.0% -21.8%
	中間処理量後残渣焼却量	t/年	4,558	4,302	4,121	3,923	-4.2% -8.8%
	中間処理量…②	t/年	8,097	7,631	6,788	6,225	-11.1% -18.4%
	大型ごみ処理	t/年	4,716	4,425	3,889	3,557	-12.1% -19.6%
	その他資源化処理	t/年	3,381	3,206	2,899	2,668	-9.6% -16.8%
	最終処分量（直接最終+中間処理）	t/年	7,750	7,410	6,671	6,124	-10.0% -17.4%
	直接最終処分量…③	t/年	3	45	3	3	-93.9% -94.2%
	焼却残渣量	t/年	7,747	7,365	6,668	6,122	-9.5% -16.9%
	中間処理後残渣量	t/年	0	0	0	0	0.0% 0.0%
	資源化量（直接資源化+中間処理+集団）	t/年	5,876	5,469	4,396	3,794	-19.6% -30.6%
	直接資源化量…④	t/年	1,235	1,151	1,119	1,067	-2.8% -7.3%
	中間処理後再生利用量	t/年	3,539	3,329	2,697	2,333	-19.0% -29.9%
	集団回収量…⑤	t/年	1,102	989	580	394	-41.3% -60.2%
	リサイクル率	%	9.1%	8.8%	8.2%	7.8%	-0.6% -1.0%

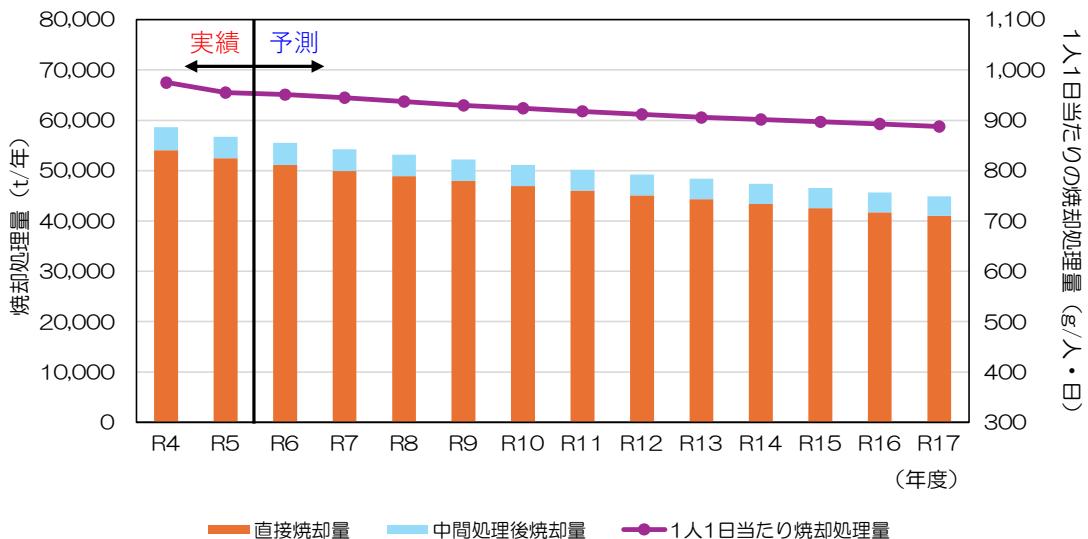


図 3-29 焼却処理量の推計 (BAU ケース)

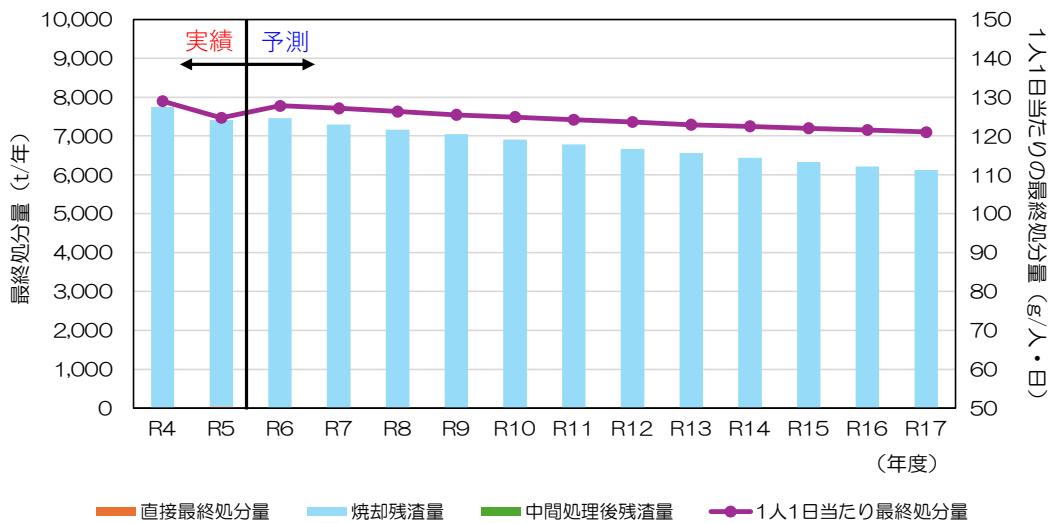


図 3-30 最終処分量の推計 (BAU ケース)

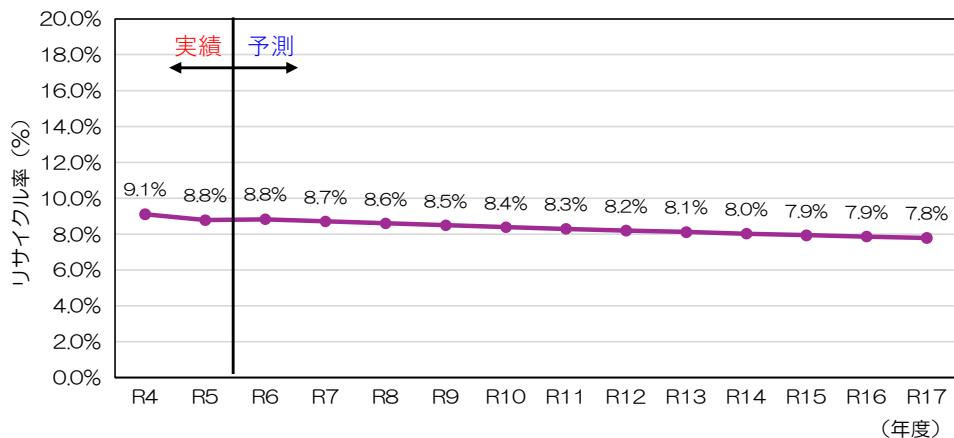


図 3-31 リサイクル率の推計 (BAU ケース)

(3) 実質リサイクル率の推計

実質リサイクル率の推計結果は、表 3-19 及び図 3-32 に示すとおりです。

施策を導入せずに現状のまま推移した場合、目標年度（令和 17 年度）の実質リサイクル率（民間回収分を含むリサイクル率）は 29.2% となり、令和 5 年度比で約 1.7% 減少するものと予測されました。

表 3-19 実質リサイクルの推計結果 (BAU ケース)

区分	単位	実績		予測		基準年度[R5]比増減率(%)	
		R4 年度	R5 年度	中間年度 R12 年度	目標年度 R17 年度	中間年度 R12/R5	目標年度 R17/R5
実質リサイクル率 (行政+民間)	%	30.9%	30.9%	30.2%	29.2%	-0.7%	-1.7%

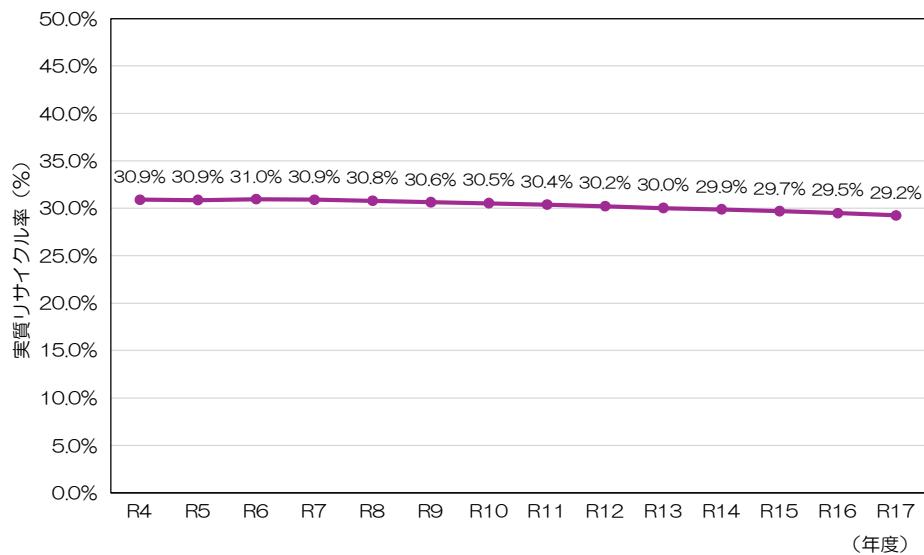


図 3-32 実質リサイクル率の推計結果 (BAU ケース)

3.7.4. 数値目標の設定

(1) 目標設定の考え方

目標設定の考え方は、図 3-33 に示すとおりです。

BAU ケース（現状のまま推移した場合）で推計されるごみの発生量に対し、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）といった各種施策の実践により、減量化や資源化できる量を考慮して設定します。

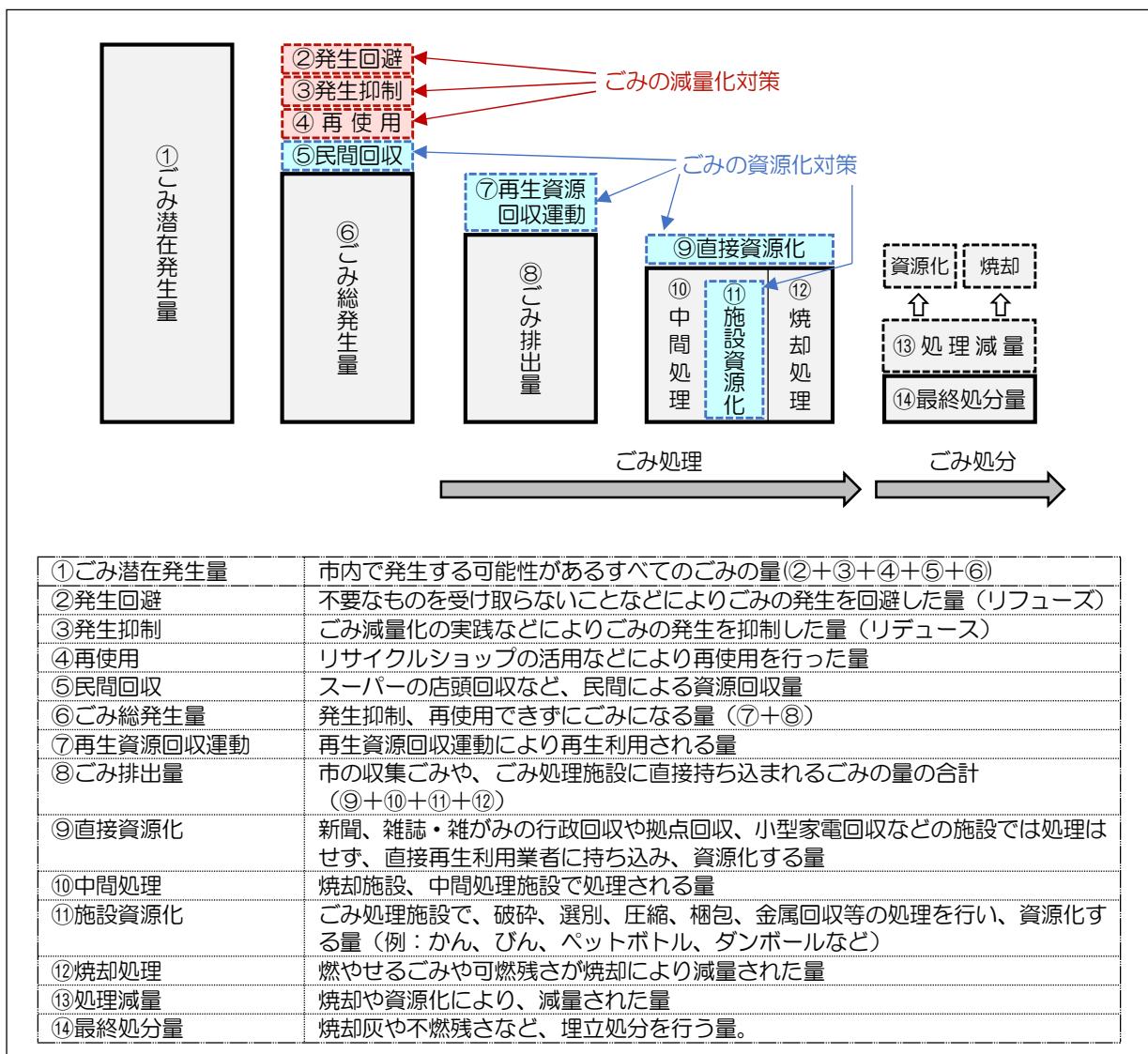


図 3-33 目標設定の考え方

(2) 目標値の設定

本計画は、令和 17 年度を目標年度として図 3-34 に示す 6 項目について数値目標を設定します。

6 つの項目のうち、『ごみ焼却量』は「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和 6 年 8 月、環境省) で新たに設定された項目となり、本計画でも新たな項目として設定します。

『家庭ごみ排出量 (1 人 1 日当たり)』の数値目標は、これまでの本市の削減状況を踏まえ、今後実施する個別施策と市民のさらなる削減努力を考慮して設定しました。『事業系ごみ (1 人 1 日当たり)』も同様の考え方により設定しています。

『リサイクル率』『実質リサイクル率』の数値目標は、家庭ごみ及び事業系ごみの数値目標、今後実施する個別施策、市民・事業者・行政の資源化のための努力を考慮し設定しました。

『ごみ焼却量 (1 人 1 日当たり)』『最終処分量 (1 人 1 日当たり)』は家庭ごみ、事業系ごみ、リサイクル率の数値目標をもとに設定しました。

なお、表 3-20 に示すとおり、本計画の基準年度は令和 5 年度とし、中間年度の数値目標は、基準年度（実績値）と目標年度の数値目標の中間値とします。



* : 「実質リサイクル率」とは、行政回収分に加え、民間回収分を含めたリサイクル率をいう。

備考 : 上記の数値目標のうち、「リサイクル率」は、「一般廃棄物処理基本計画」(令和 2 年度(中間年度)、弘前市) にリサイクル率(行政回収分) 25.0%から実質リサイクル率(行政回収分+民間回収分) 34.0%に改定された。

図 3-34 令和 17 年度の数値目標

表 3-20 本計画の基準年度及び数値目標（中間年度、目標年度）

項目	基準年度 (令和 5 年度*)	数値目標		備考
		中間年度 (令和 12 年度)	目標年度 (令和 17 年度)	
1 人 1 日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,048	915	835	家庭系+事業系
家庭系ごみ(g/人・日)	669	585	535	集団回収含む
事業系ごみ(g/人・日)	379	335	300	
リサイクル率(%)	8.8	11.5	15.0	
実質リサイクル率(%)	30.9	35.0	40.0	
1 人 1 日当たりのごみ焼却量(g/人・日)	955	830	710	
1 人 1 日当たりの最終処分量(g/人・日)	125	112	100	

* : 基準年度(令和 5 年度)は、実績値である。

3.7.5. 推計結果（目標を達成した場合）

(1) ごみの排出量

目標を達成した場合の、ごみ排出量の推計結果は、表 3-21 及び図 3-35 に示すとおりです。

本市では令和 7 年度からの有害ごみの回収、令和 8 年度からのプラスチックの一括回収が新たに開始されたことを踏まえ、これらの取組を含む各種施策の効果を反映したうえで、目標を達成した場合の推計を行いました。目標を達成した場合、目標年度（令和 17 年度）の総排出量は 42,258t/年となり、令和 5 年度比で約 32% 減少するものと予測されました。

表 3-21 ごみ排出量の推計結果（目標達成時）

区分	単位	実績		予測		基準年度[R5]	比増減率(%)
		R4年度	R5年度	中間年度 R12年度	目標年度 R17年度		
人口	人	164,636	162,342	147,904	138,286		—
当人1 当たり 日	排出量 g/人・日	1,073	1,048	914	835	-12.8%	-20.3%
	家庭系ごみ+集団回収量 g/人・日	695	669	581	535	-13.1%	-20.0%
	事業系ごみ g/人・日	378	379	333	300	-12.2%	-20.9%
1年当たりの排出量	排出量 t/年	64,479	62,277	49,368	42,258	-20.7%	-32.1%
	家庭系ごみ+集団回収量 t/年	41,736	39,733	31,387	27,075	-21.0%	-31.9%
	家庭系ごみ t/年	40,634	38,744	30,646	26,486	-20.9%	-31.6%
	一般ごみ t/年	36,390	34,697	26,674	22,564	-23.1%	-35.0%
	燃やせるごみ t/年	32,956	31,437	18,952	15,625	-39.7%	-50.3%
	プラスチック（新） t/年			4,760	4,164		
	燃やせないごみ t/年	1,319	1,256	1,066	971	-15.1%	-22.7%
	有害ごみ（新） t/年			33	30		
	大型ごみ t/年	2,115	2,004	1,863	1,774	-7.1%	-11.5%
	資源ごみ t/年	4,198	3,942	3,904	3,876	-1.0%	-1.7%
	容器包装 t/年	2,967	2,795	2,589	2,461	-7.4%	-11.9%
	かん t/年	554	522	475	446	-9.0%	-14.6%
	びん t/年	1,174	1,095	1,008	954	-8.0%	-12.9%
	紙パック t/年	26	25	22	21	-10.5%	-17.0%
	ダンボール t/年	675	629	597	576	-5.1%	-8.3%
	ペットボトル t/年	538	524	487	464	-7.0%	-11.4%
	雑誌・雑がみ t/年	1,231	1,147	1,314	1,415	14.6%	23.3%
	その他ごみ（公共回収等） t/年	46	105	68	46	-35.1%	-56.6%
事業系ごみ	事業系ごみ t/年	22,743	22,544	17,981	15,182	-20.2%	-32.7%
	一般ごみ t/年	22,329	22,136	17,640	14,883	-20.3%	-32.8%
	燃やせるごみ t/年	21,051	20,974	16,621	13,953	-20.8%	-33.5%
	燃やせないごみ t/年	55	43	46	48	6.6%	10.5%
	大型ごみ t/年	1,223	1,119	973	883	-13.0%	-21.1%
	容器包装 t/年	414	408	341	299	-16.5%	-26.7%
	集団回収量 t/年	1,102	989	741	590	-25.0%	-40.4%

備考：令和 7 年度から有害ごみの回収、令和 8 年度よりプラスチックの一括回収が新たに開始された。目標を達成した場合の予測では、BAU ケースやこれまでのごみの排出状況を考慮して新区分の予測を行った。

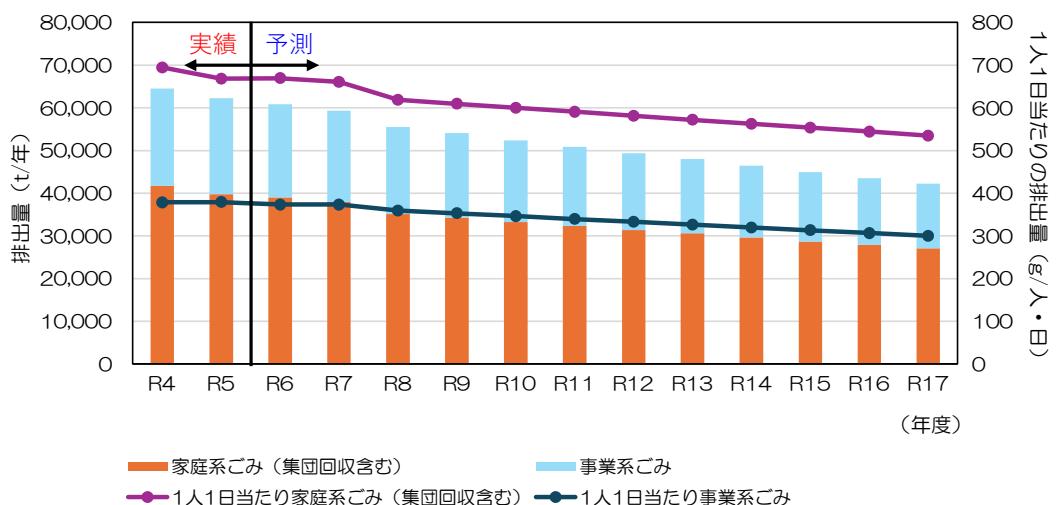


図 3-35 ごみ排出量の推計（目標達成時）

(2) 処理・処分・資源化量の推計

目標を達成した場合の、ごみの処理・処分・資源化量の推計結果は、表 3-22 及び図 3-36～図 3-38 に示すとおりです。

目標を達成した場合、目標年度（令和 17 年度）では、「焼却処理量」が 35,895t/年（令和 5 年度比で約 37% 減少）、「最終処分量」が 5,061t/年（令和 5 年度比で約 32% 減少）、「リサイクル率」が 15.1%（令和 5 年度から約 6.3% 上昇）と予測されました。

表 3-22 処理・処分・資源化量の推計（目標達成時）

区分	単位	実績		予測		基準年度[R5]比増減率(%)	
		R4年度	R5年度	中間年度 R12年度	目標年度 R17年度	中間年度 R12/R5	目標年度 R17/R5
人口	人	164,636	162,342	147,904	138,286	—	—
1人 当たり 1日	処理・処分・資源化量計	g/人・日	1,073	1,048	937	835	-10.6% -20.3%
	焼却処理量（直接焼却+中間処理）	g/人・日	975	955	826	709	-13.5% -25.8%
	中間処理量	g/人・日	135	128	111	96	-13.5% -25.6%
	最終処分量（直接最終+中間処理）	g/人・日	129	125	112	100	-10.3% -19.8%
	資源化量（直接資源化+中間処理+集団）	g/人・日	98	92	111	126	20.5% 36.5%
	リサイクル率	%	9.1%	8.8%	11.8%	15.1%	3.1% 6.3%
1年 当たり の処理 ・処分 ・資源 化量	処理・処分・資源化量計(①～⑤)	t/年	64,479	62,275	50,598	42,258	-18.8% -32.1%
	焼却処理量（直接焼却+中間処理）	t/年	58,600	56,761	44,589	35,895	-21.4% -36.8%
	直接焼却量…①	t/年	54,042	52,459	42,494	35,376	-19.0% -32.6%
	中間処理量後残渣焼却量	t/年	4,558	4,302	2,096	520	-51.3% -87.9%
	中間処理量…②	t/年	8,097	7,631	6,000	4,835	-21.4% -36.6%
	大型ごみ処理	t/年	4,716	4,425	3,456	2,763	-21.9% -37.6%
	その他資源化処理	t/年	3,381	3,206	2,545	2,072	-20.6% -35.4%
	最終処分量（直接最終+中間処理）	t/年	7,750	7,410	6,040	5,061	-18.5% -31.7%
	直接最終処分量…③	t/年	3	45	20	2	-55.4% -95.0%
	焼却残渣量	t/年	7,747	7,365	6,020	5,059	-18.3% -31.3%
	中間処理後残渣量	t/年	0	0	0	0	0.0% 0.0%
	資源化量（直接資源化+中間処理+集団）	t/年	5,876	5,469	5,989	6,360	9.5% 16.3%
	直接資源化量…④	t/年	1,235	1,151	1,328	1,455	15.4% 26.4%
	中間処理後再生利用量	t/年	3,539	3,329	3,905	4,316	17.3% 29.6%
	集団回収量…⑤	t/年	1,102	989	756	590	-23.6% -40.4%
	リサイクル率	%	9.1%	8.8%	11.8%	15.1%	3.1% 6.3%

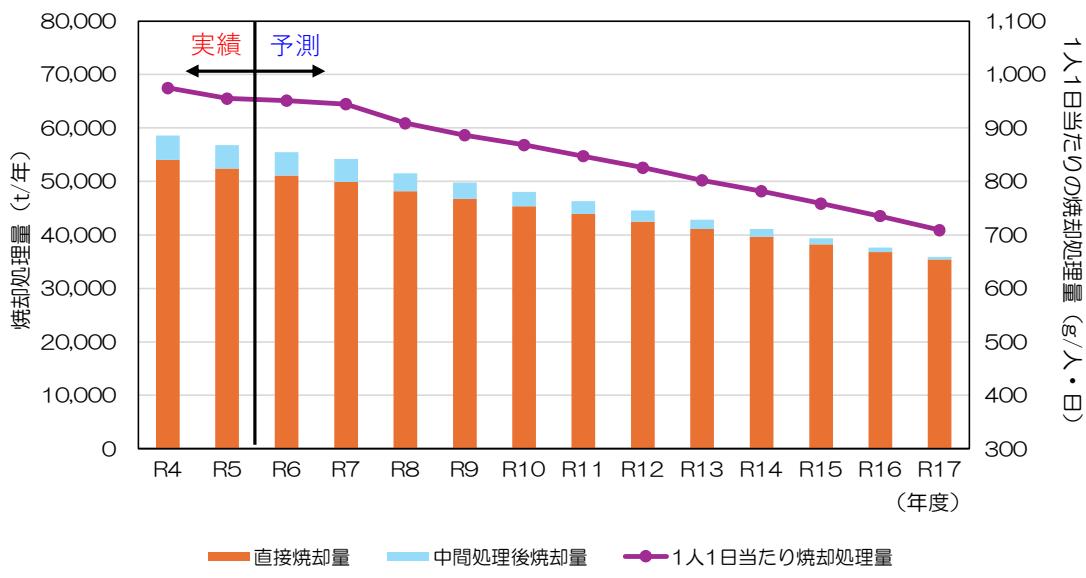


図 3-36 焼却処理量の推計（目標達成時）

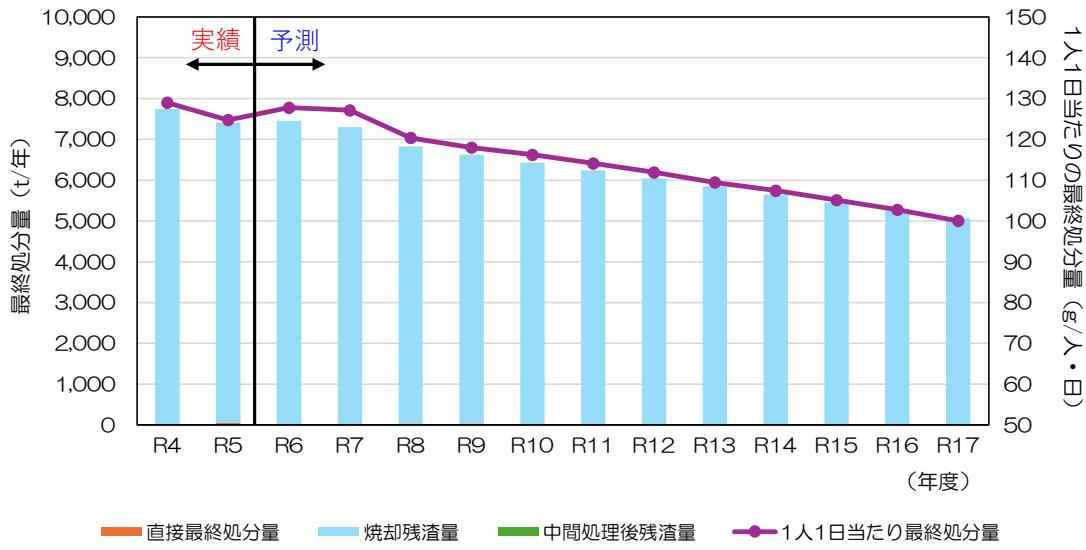


図 3-37 最終処分量の推計（目標達成時）

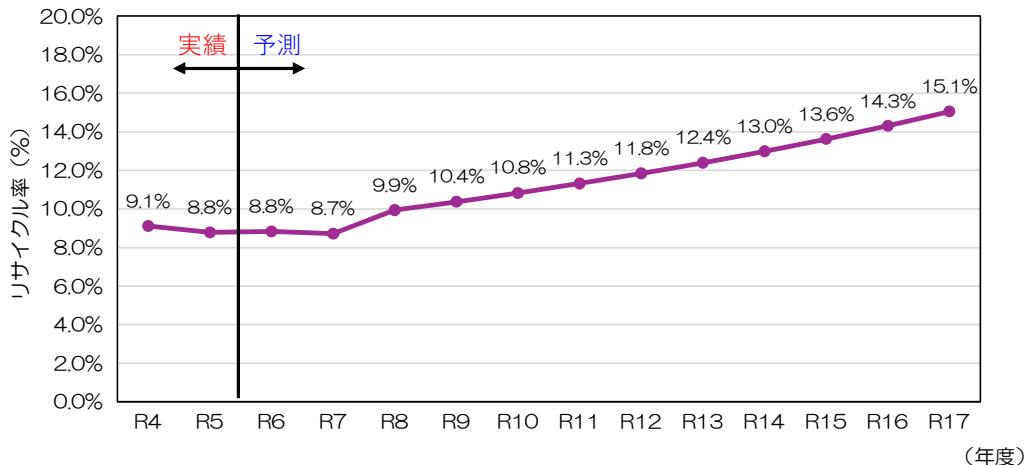


図 3-38 リサイクル率の推計（目標達成時）

(3) 実質リサイクル率の推計

目標を達成した場合の、実質リサイクル率（民間回収分を含むリサイクル率）の推計結果は、表3-23 及び図 3-39 に示すとおりです。

目標を達成した場合、目標年度（令和17年度）の実質リサイクル率は40.1%となり、令和5年度比で約9.2%上昇するものと予測されました。

表 3-23 実質リサイクルの推計結果（目標達成時）

区分	単位	実績		予測		基準年度[R5]比増減率(%)		
		R4 年度	R5 年度	中間年度 R12 年度	目標年度 R17 年度	中間年度 R12/R5	目標年度 R17/R5	
実質リサイクル率 (行政+民間)	%	30.9%	30.9%	33.5%	36.2	40.1	5.3%	9.2%

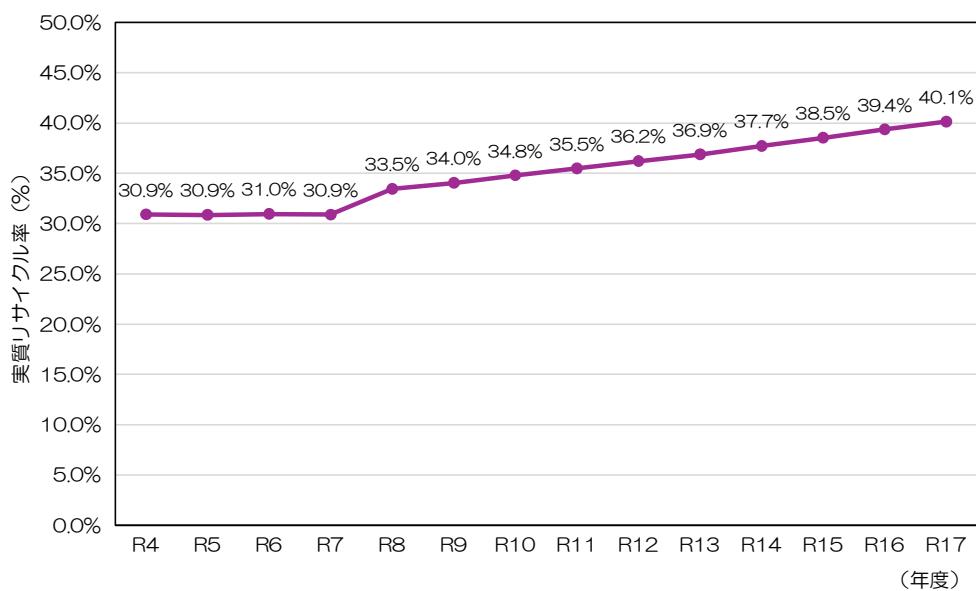


図 3-39 実質リサイクル率の推計結果（目標達成時）

3.7.6. 【参考】推計結果（BAU ケースと目標達成時）の比較

BAU ケース（現状のまま推移した場合）と目標を達成した場合の推計結果を比較した結果を、図 3-40～図 3-44 に示します。

比較した項目は、数値目標を設定している次の 6 項目です。

- ・ごみ排出量
 - 〔家庭系ごみ〕 (g/人・日)
 - 〔事業系ごみ〕 (g/人・日)
- ・リサイクル率(%)
- ・実質リサイクル率(%)
- ・1人1日当たりのごみ焼却量(g/人・日)
- ・1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)

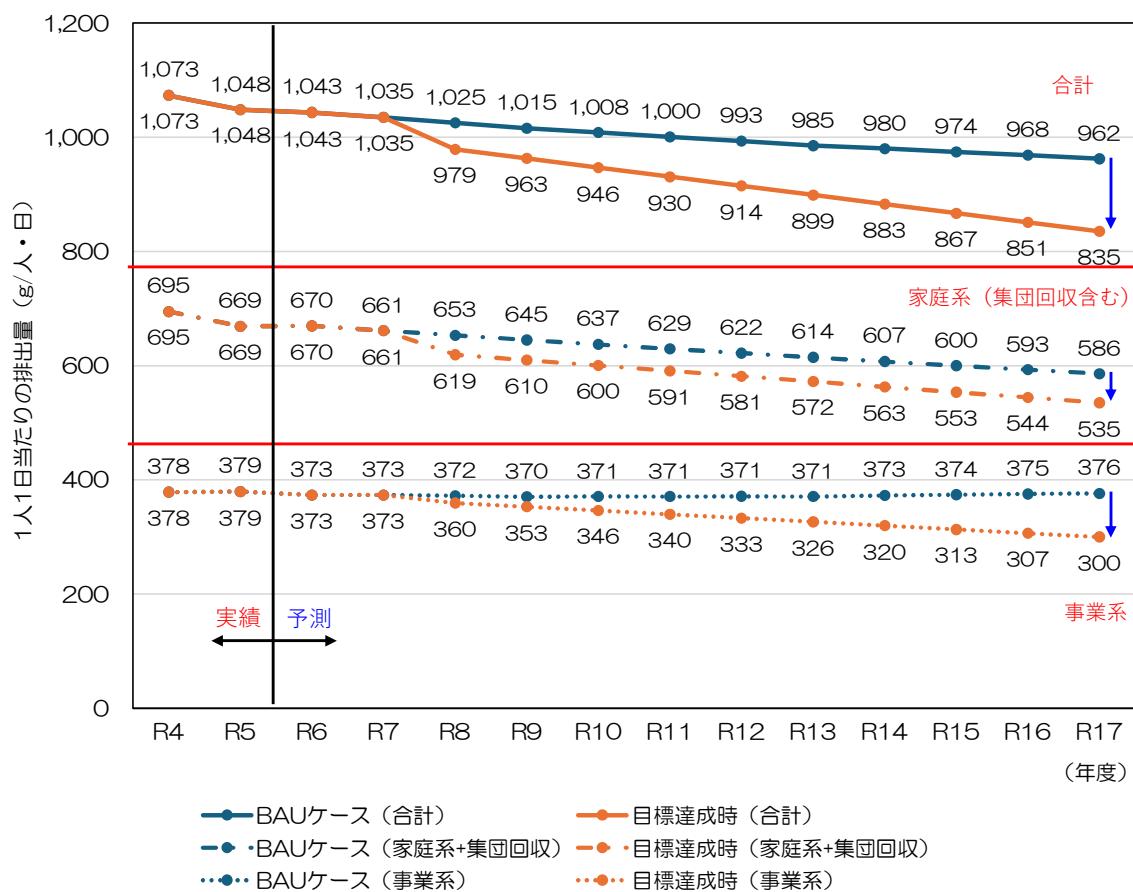


図 3-40 ごみ排出量の推計結果比較

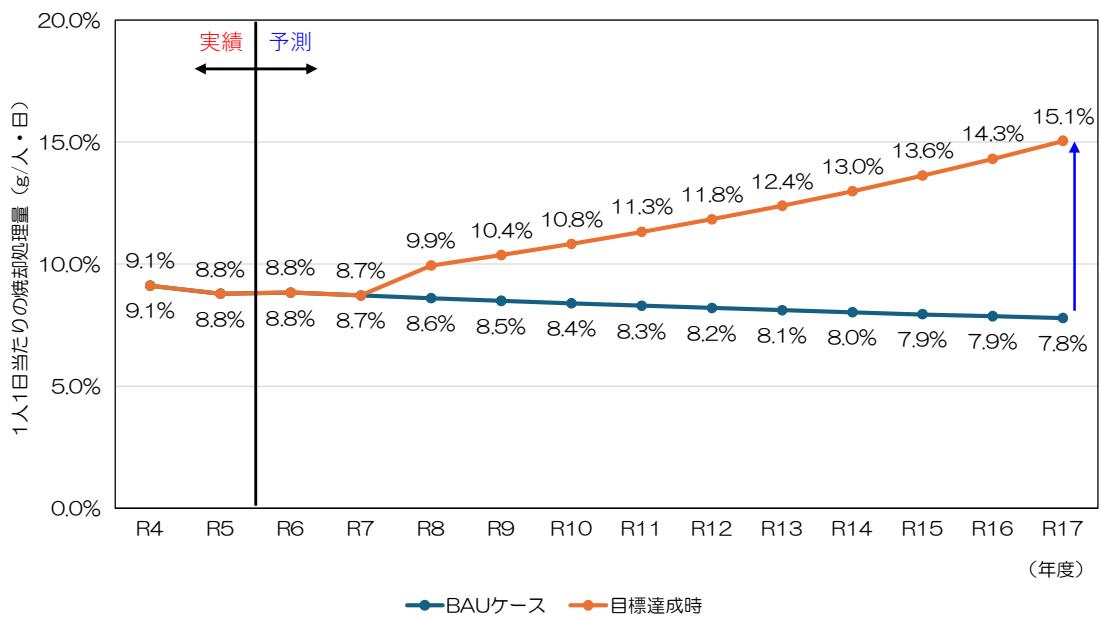


図 3-41 リサイクル率の推計結果比較

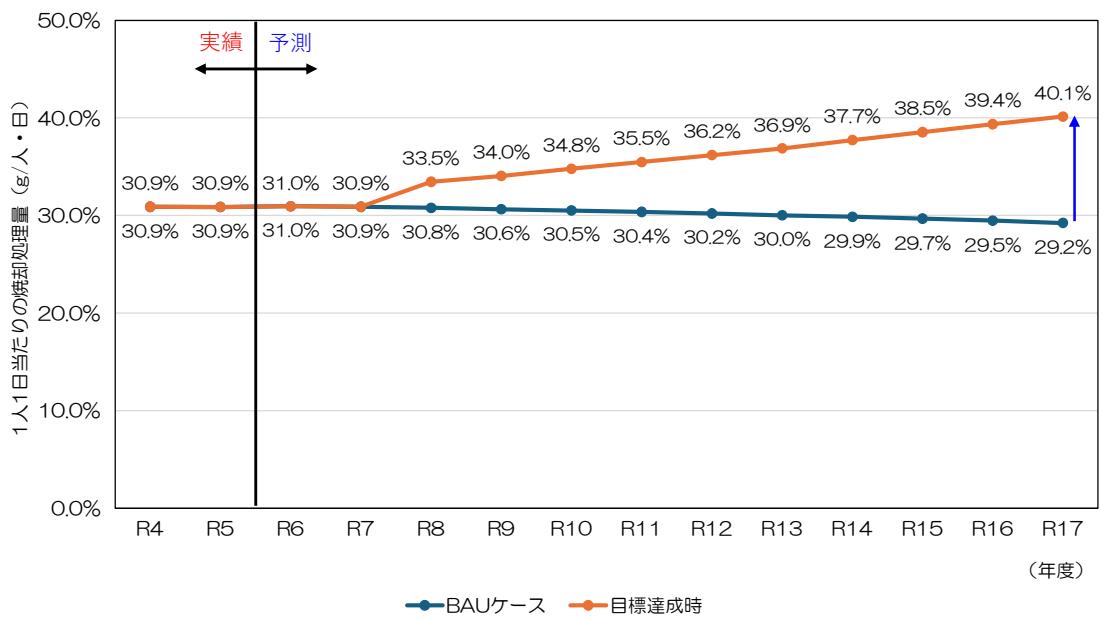


図 3-42 実質リサイクル率の推計結果比較

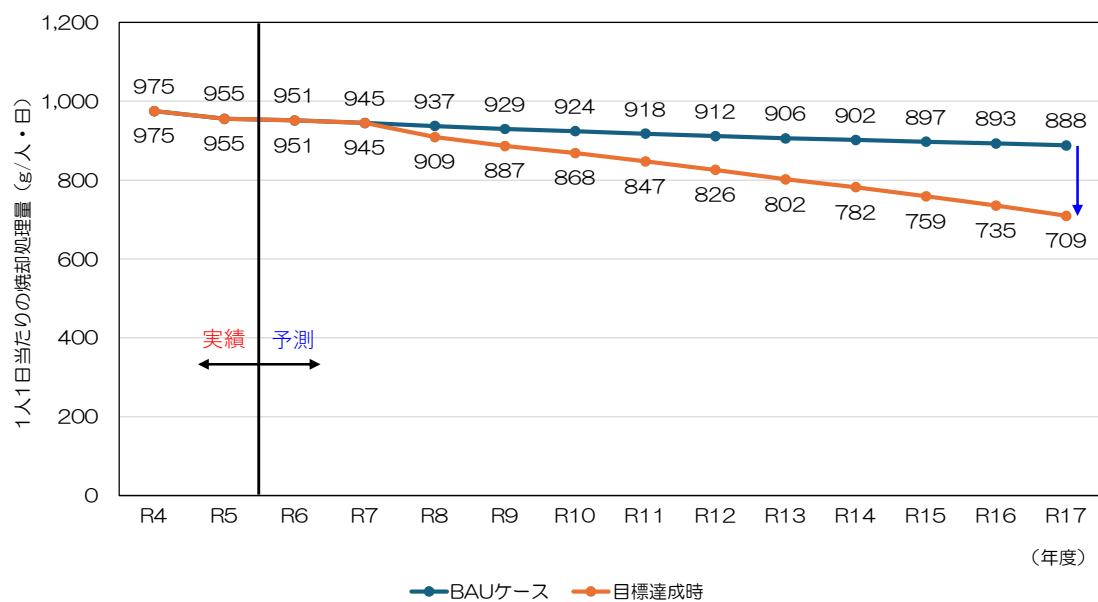


図 3-43 焼却処理量の推計結果比較

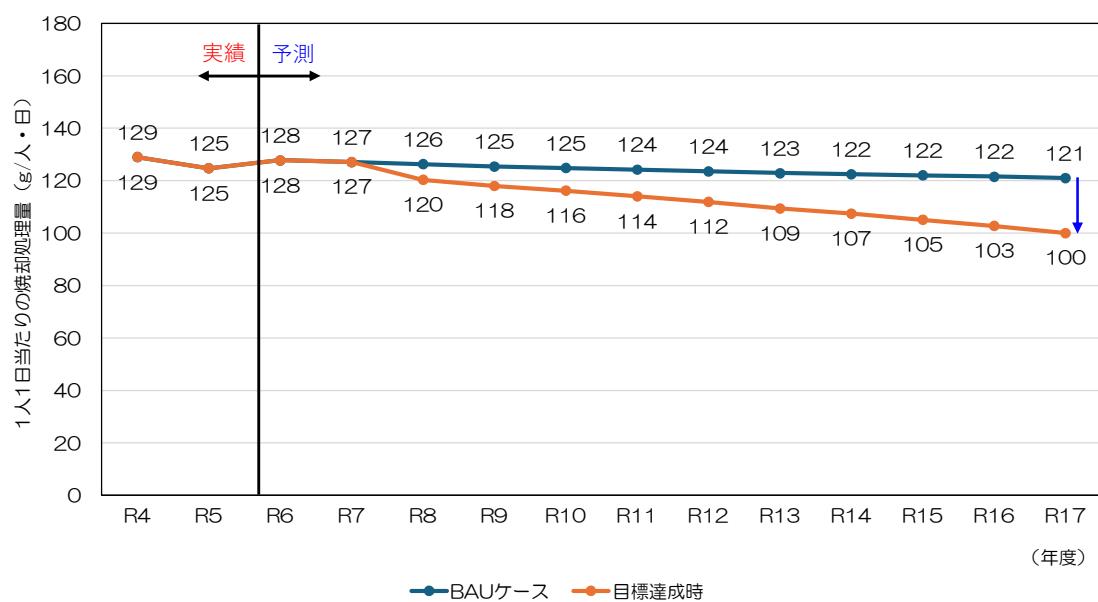


図 3-44 最終処分量の推計結果比較

3.8 目標達成に向けた個別施策

3.8.1. 個別施策の実施方針

個別施策の役割・取組のイメージは、図 3-45 に示すとおりです。

個別施策は、**基本理念及び基本方針**に基づき、**市民・事業者・行政**の三者が協働して実施する施策を設定します。

市民は家庭系ごみについて、事業者は事業系ごみについて、それぞれ減量化・資源化のための取組を実践する内容としています。行政は、ごみ全般の資源化や減量化を推進するための施策やごみ処理体制の効率化について検討するとともに、市民や事業者の見本となるように取組を実践します。

個別施策の詳細は「3.8.2. 目標達成に向けた個別施策」に示すとおりです。

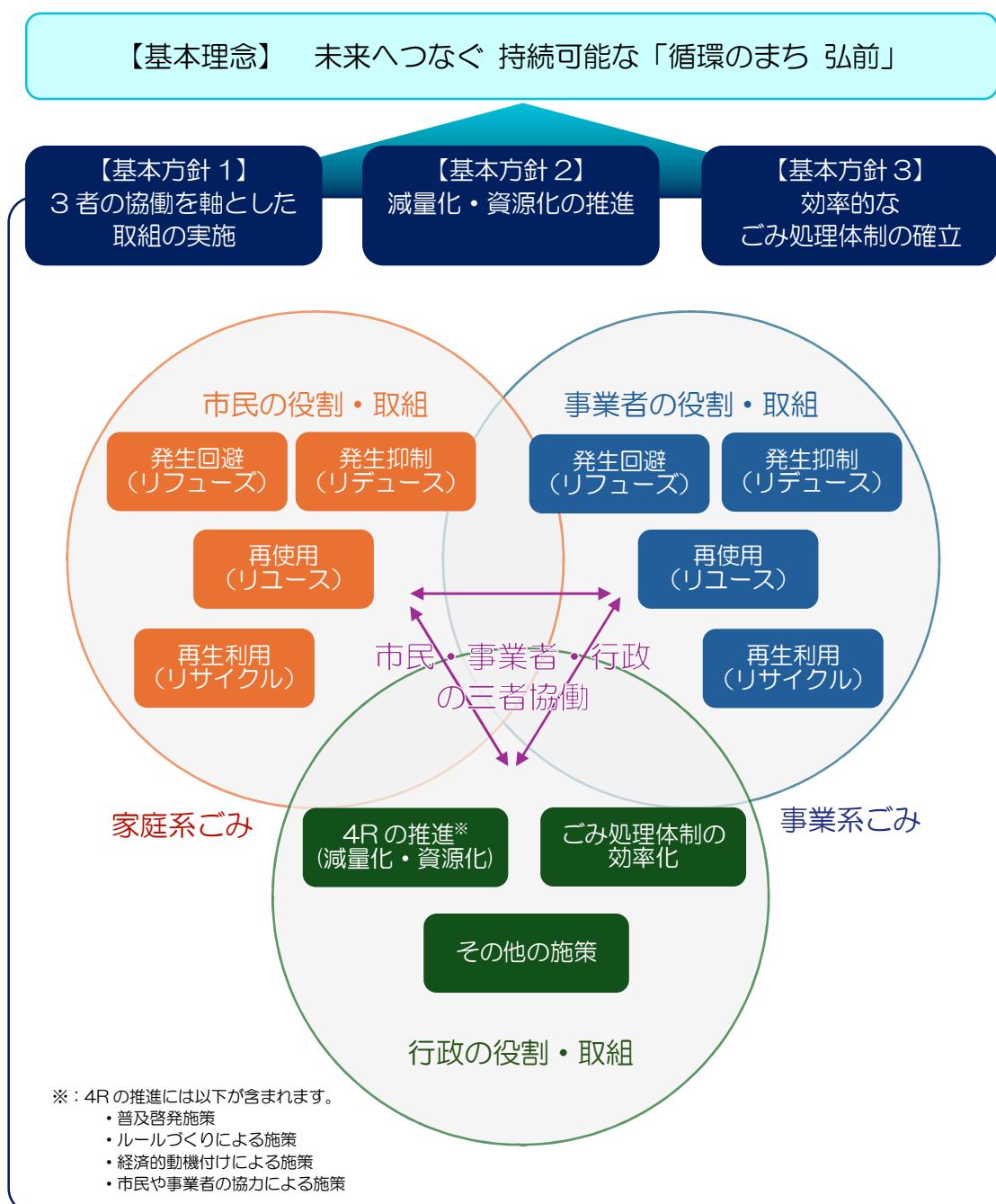


図 3-45 個別施策の役割・取組のイメージ

3.8.2. 目標達成に向けた個別施策

目標達成のためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれが担うべき役割を果たし、発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を適時に実行していくことが必要となります。

(1) 市民の役割・取組

市民の役割・取組内容は、表 3-24(1)～(2)に示すとおりとしました。

表 3-24(1) 市民の役割・取組内容

役 割	使い捨てのライフスタイル（生活様式）を改め、ごみの減量化・再生利用を念頭において、環境にやさしいライフスタイルを心がけます。		
4R 行動	取組場面	取組内容	新規
発生回避 (リフューズ)	ものを買うとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コンビニやスーパー等では、不要な割りばし、スプーン、フォーク、ストロー等の受け取りを控えます。 ✓ 不要な購入や衝動買いはせず、本当に必要な物だけを購入するようにします。 ✓ 過剰な容器包装の受け取りを控えます。（マイバック・マイボトルの利用） 	○
	ものを受け取るとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無料の配布物などは、必要なものだけを受け取ります。 ✓ 利用しないカタログやチラシ等には受け取らない意思表示をして、不要な紙類の削減に取り組みます。 	○ ○
発生抑制 (リデュース)	ものを買うとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ごみの減量につながるものを率先して購入します。（詰替品・ばら売り品・量り売り商品、リターナブル容器など） ✓ 長期間使用が可能なものの、修理が可能なものを購入し、物を大切に使います。 ✓ エコストア・エコオフィスを利用します。 	
	ものを使うとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 短期間や一定の期間の使用でよいものは、リースやレンタルを活用します。（本・DVDなど） ✓ 物を修理して使うなど、できるだけ長く使用します。 	
	ものを食べるとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3キリ運動を実践します。（使い切り、食べきり）【重点項目①】 ✓ 生ごみを減らす調理方法やマイ箸の利用を実践します。（エコクッキングの実践） 	
	ごみを出すとき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3キリ運動を実践します。（水キリ）【重点項目①】 ✓ 分別収集のマナーを遵守し、適切にごみを分別・排出します。 ✓ 消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」を活用するなど、生ごみの減量化を行います。 	
再使用 (リユース)	ものを買うとき	✓ フリーマーケット（インターネットやスマートフォンのアプリを利用したオンラインも含む）、リユースショップ、古本屋を活用します。	
	ものを使うとき	✓ リターナブル容器（酒びんやビールびんなど、洗浄して繰り返し利用可能な容器）を使用します。	
	ものを使った後	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 衣類については、市が設置している衣類回収ボックス、古着屋などを活用します。 ✓ まだ使用が可能なものについては、バザーやリサイクルショップ等を活用します。 	

表 3-24(2) 市民の役割・取組内容

4R 行動	取組場面	取組内容	新規
再生利用 (リサイクル)	ものを買うとき ものを使った後	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再生品を購入します。 ✓ かん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみについては、行政回収を利用するか、回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収を活用します。 ✓ 家電製品（テレビ、エアコンなど）は、家電リサイクル法に従い、適切に処理します。 ✓ 使用済小型家電については、市が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。 ✓ ごみ出しにおいては、排出ルールを順守します。 	
その他	生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域におけるごみ減量化・資源化活動へ積極的に参加または協力します。 【重点項目②】 ✓ 再生資源回収運動など、地域の取組に積極的に参画し、一人ひとりが意識を持って循環型社会の形成を推進していきます。 	
【重点項目①】	<p>3 キリ運動の実践</p> <p>市が実施している組成分析調査によると、厨芥類（生ごみや食品ロス）は燃やせるごみの約4割を占めており、ごみの減量には、生ごみや食品ロスの減量が効果的です。</p> <p>具体的には、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみに出す前に水を切る「水キリ」を実施し、ごみの減量を進めていきます。</p>		
【重点項目②】	<p>地域におけるごみ減量等活動への参加</p> <p>町会、PTAなどの団体が主体となって家庭から出る新聞、雑誌・雑がみ、アルミ缶などを集め、資源回収業者へ引き取ってもらう自主的な資源化推進活動である「再生資源回収運動」等の取組に積極的に参加します。</p> <p>一人ひとりがごみの減量化・資源化の主役であるとの意識を高め、地域一体となって取組の活性化につなげます。</p>		

(2) 事業者の役割・取組

事業者の役割・取組内容は、表 3-25(1)～(2)に示すとおりとしました。

表 3-25(1) 事業者の役割・取組内容

役割	リサイクルの推進や資源を循環的に活用するサーキュラーエコノミーの推進等、環境に配慮した事業活動を行います。		
4R 行動	取組場面	取組内容	新規
発生回避 (リフューズ)	企画・生産過程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の少ない製品を製造するよう、生産工程を工夫します。 ✓ 包装材・梱包材を削減します。(簡易包装の実施) ✓ 使い捨て製品の製造をできるだけ減らします。 	
発生抑制 (リデュース)	企画・生産過程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「拡大生産者責任の原則」、「自己処理責任の原則」を理解して、商品などの企画・生産を行います。【重点項目③】 ✓ 製品の長寿命化・省資源化が図られるよう、設計段階において配慮します。【製造業】 ✓ 食材の使い切り、生ごみの水切りに努めます。【食品製造業、飲食店、飲料品販売店】 ✓ 減量計画書の策定を行うなど、事業所全体で計画的な取組を実施します。 ✓ 紙と電子媒体の使い方の工夫により、ごみの発生抑制につなげます。 ✓ ばら売り販売（青果等）を充実させ、食品ロスの削減に取り組みます。【スーパー等の小売店】 ✓ 食べ残しが出ないように小盛（少量）サイズのメニューの追加を検討し食品ロスの削減に取り組みます。【飲食店】 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	販売・流通過程	✓ 修理や機能性向上のための、アフターサービスなどに努めます。	
再使用 (リユース)	企画・生産過程	✓ 使用済製品や部品を再利用します。	
	販売・流通過程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 包装材・梱包材などを繰り返し使用します。 ✓ 使い捨て容器（ワンウェイ容器）から繰り返し利用できる容器（リターナブル容器）といった、再使用可能用品への転換を可能な限り推進していきます。 	<input type="radio"/>
再生利用 (リサイクル)	企画・生産過程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源化が容易な製品の開発・製造を行います。 ✓ 資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。 ✓ ごみとして排出される、かん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみについては、回収業者、回収ステーションなどを積極的に活用します（燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入を控えます）。 ✓ オフィス町内会を積極的に活用します。【重点項目④】 ✓ 発生した生ごみについては、可能な限り食品リサイクルに努めます。 	
	販売・流通過程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 長期間使用できる製品、リサイクル可能な製品、再生品等、環境に優しい商品の販売に努め、ごみになったときに処分、処理がしやすい商品を販売するよう配慮します。 ✓ 販売・流通に伴い発生した梱包材（ダンボール・紙箱）などを適切に資源化します。 	

表 3-25(2) 事業者の役割・取組内容

4R 行動	取組場面	取組内容	新規
その他	事業全般	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源化が困難なもの（処理困難物）についても、適正に処理を行います。 ✓ 有害物質が発生しない商品を企画します。 ✓ 管理体制の整備や事業所における適正処理の普及啓発・環境教育に努めます。 ✓ エコストア・エコオフィス制度の活用に努めます。 ✓ グリーン購入を実践します。 ✓ 市民への環境配慮型製品の積極的な情報提供を行います。 ✓ 地域の環境活動に積極的に参加するなど、環境に配慮した事業活動を推進し、環境保全を考える事業所を目指します。 ✓ 一般廃棄物と産業廃棄物の分別など、適正排出に努めます。【重点項目⑤】 ✓ 事業系ごみは、家庭系のごみ集積所への排出は禁止されていることを理解します。 ✓ 事業者としてのごみ減量化やリサイクルの取組を消費者にPRします。 ✓ ごみの減量化や適正処理について、行政の施策に協力します。 	○ ○
【重点項目③】			
<p>「拡大生産者責任の原則」、「自己処理責任の原則」の理解</p> <p>●拡大生産者責任の原則</p> <p>生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・資源化の段階まで責任を負うという考え方です。具体的には、生産者が使用済製品を回収、廃棄、資源化し、その費用も負担するというもので、OECD（経済協力開発機構）が提唱しました。</p> <p>●自己処理責任の原則</p> <p>廃棄物処理法第3条第1項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められていることから、事業所から出るごみについては、事業者が責任を持って処理を行う必要があります。</p>			
【重点項目④】			
<p>オフィス町内会の活用</p> <p>オフィス町内会とは、会員となった複数の事業者が協力しあい、共通の回収便を運行することで、回収業者の運送費に見合うよう、量的、コスト的なメリットを生み出し、一般古紙類を「無料」で回収するサービスです。</p> <p>経費をかけないで資源化を推進できるとともに、環境活動への貢献によるイメージアップにもつながります。</p>			
【重点項目⑤】			
<p>事業系ごみの分別徹底と適正排出</p> <p>事業者は「自己処理責任の原則」から、排出されるごみについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、適正に分別し、排出しなければなりません。</p> <p>市では、焼却施設へ持ち込まれる事業系ごみについて、分別不十分なものや不適正排出が疑われるものの搬入規制を令和元年12月から実施しており、今後さらに適正排出が進むよう、周知啓発を強化してきます。</p>			

(3) 行政の役割・取組

行政の役割・取組内容は、表 3-26(1)～(6)に示すとおりとしました。

表 3-26(1) 行政の役割・取組内容

役割	プラスチック資源のリサイクル推進に加え、新しい資源循環の構築を検討するとともに、市民及び事業者とともに減量化・資源化に向けた主体的な取組を推進します。		
項目	施策の内容	取組内容	新規
4Rの推進 (普及啓発施策)	ア. 4Rの率先した取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓市は公共施設等において、ごみが出にくい仕組み、分別しやすい仕組みを検討します。 ✓紙類プラスチック等のリサイクルや、代替品の使用など積極的に取り組み、市民及び事業者の見本となる4R活動を推進します。 	<input type="radio"/>
	イ. 広報誌やインターネット等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ✓「ごみ収集アプリ」などを通じて、適切な分別方法やリサイクル方法を通知・検索できるようにし、市民・事業者へごみの減量化・資源化に取り組みやすくします。 	<input type="radio"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ごみの分別・排出に悩みの薄い外国人住民もいることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、各年代のごみ減量・4Rに関する施策の推進を図るため、「ごみ収集アプリ」の多言語版の積極的な活用や機能の充実を推進します。 ✓市のごみ減量化・資源化の状況や、1人当たりのごみ処理経費を定期的に発信する等、市全体でごみ処理のあり方を共有できるよう検討していきます。 	<input type="radio"/>
	ウ. 環境教育の充実 (リフェューズ)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ごみの減量化・資源化に関する理解を深めるため、学校や地域において、ごみゼロゲームの実施やごみ処理施設・リサイクルプラザの見学などを通じた環境教育に取り組んでいきます。 ✓環境教育は、教育委員会や環境団体と連携しながら、エコクッキングなどの体験型学習を積極的に取り入れ、様々な施策と組み合わせる等、効果的に実施していきます。 	
	エ. 3キリ運動の推進 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ✓生ごみの水キリを推進し、腐敗等による悪臭を防止とともに、ごみ減量による収集台数の減少及び焼却量の削減を図ります。 ✓市民・事業者に「生ごみ3キリ運動」(食べキリ・水キリ・使いキリ)を推進するため、ホームページやSNSなどを活用して情報発信を強化します。 ✓食品ロスの現状や食材の「賞味期限」と「消費期限」との違いなどの情報発信を行うなど、効果的な周知啓発に努めています。 	
	オ. 消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の活用 (リデュース)	✓消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」について、令和元年度の市の実証実験及び令和2年度から令和6年度までのモニター事業の実施結果を踏まえ、情報発信等を行っていきます。	
カ. 食品ロスの発生抑制・再資源化の推進 (リデュース)		<ul style="list-style-type: none"> ✓「3010運動」を推進するほか、令和6年8月から開始しているフードシェアリングサービスを活用した食品ロス削減マッチング事業「ひろさきタベスケ」の活用を積極的に推進し、さらなる食品ロスの削減に取り組みます。 ✓食品ロスの削減のため、無駄のない買い方、上手な収納、エコレシピ(通常捨てられる野菜の皮や芯、作りすぎた料理などを使い、手軽においしい料理に変身させる料理方法)など、日常生活で実践できる方法をホームページ等で紹介します。 	<input type="radio"/>

表 3-26(2) 行政の役割・取組内容

項目	施策の内容	取組内容	新規
4R の推進 ((普及啓発施策)) つづき	キ. 新聞、雑誌・雑がみ回収の推進 (リサイクル)	✓新聞、雑誌・雑がみ（特に雑がみ）の分別方法について、よりわかりやすい周知を実施していくほか、資源化をより一層向上するため、古紙類回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収の更なる活用を推進します。	
	ク. 事業系ごみの適正分別・適正排出の推進	✓焼却施設における事業系ごみ*の展開検査の状況や市のごみ収集運搬委託事業者からの情報をもとに不適正排出が見込まれる事業者に対する訪問指導を行うほか、事業系ごみの適正分別・適正排出の周知啓発を強化していきます。 ※：ごみの組成分析などの実態調査や事業者へのアンケート調査により、事業系ごみについては、家庭系のごみ収集に排出しているといった課題もあります。これらの課題の原因としては、主に事業者の知識・理解不足によるところが大きく、本市のごみの排出量が減らない要因のひとつとなっています。	
	ケ. 使用済小型家電リサイクルの推進 (リサイクル)	✓使用済小型家電のリユースやリサイクル*を推進していくため、積極的な周知啓発を今後も実施していくほか、より市民が取組を行いやすいよう、回収ボックスの設置箇所拡大の検討や新たな回収方法を研究していきます。 ※：使用済小型家電は平成25年3月より、市の公共施設などに設置した専用の回収ボックスによる回収を実施しているほか、平成27年4月からは弘前地区環境整備センターへ搬入される燃やせないごみ・大型ごみからの回収を実施しています。また、専用の回収ボックスは、公共施設だけでなく、家電量販店やスーパーなど、市民にとって利便性が高い場所への設置に取り組んでいます。	
	コ. 衣類回収の推進 (リユース)	✓衣類のリユースやリサイクル*を推進していくため、今後も積極的な周知啓発を実施していくほか、より市民が取組を行いやすいよう、回収ボックスの設置箇所拡大などを検討していきます。 ✓令和8年度から子供服のリユース事業を本格稼働し、買い替え頻度が高く、廃棄されやすい衣類のリユースにより、廃棄物の減量化を推進します。 ※：平成27年4月より専用の回収ボックスによる衣類回収を実施するとともに、平成27年7月より再生資源回収運動の回収品目に追加しています。	○
	サ. 民間回収の推進 (リサイクル)	✓令和元年に市内スーパーなどの協力のもと、民間回収も含めた市内の資源物拠点回収マップを作成し、「ごみ収集アプリ」の新たな機能として追加しています。今後も市民のさらなる利便性向上を目指していきます。	
	シ. グリーン購入の推進	✓市も事業者として、率先して環境にやさしい製品の購入を推進していくとともに、地域全体における環境意識の向上に向けてグリーン製品購入の推進に努めています。	
4R 推進 ((ルールづくりによる施策))	ス. 多量排出事業者に対する減量計画の作成指導	✓事業系ごみの発生抑制、減量化を図るため、廃棄物及び清掃に関する法律に基づき、多量排出事業者に対して、減量化計画の作成指導を検討していきます。	

表 3-26(3) 行政の役割・取組内容

項目	施策の内容	取組内容	新規
4R 推進 ((ルールづくり による施策) つづき	セ. 焚却施設における展開 検査	✓ 焚却施設に持ち込まれる事業系ごみの展開検査を継続して実施し、排出状況の実態把握に努め、訪問指導等につなげるほか、「テ. 焚却施設における搬入規制」と併せて行うことで事業系ごみの排出適正化を促していきます。	
	ソ. 焚却施設における搬入 規制	✓ 焚却施設の搬入規制 [*] 展開検査と合わせて行うことで、適正排出が促され、事業系ごみの減量化・資源化に大きく寄与するため、搬入規制の取組を強化していきます。 ※：焼却施設においては、平成 28 年 4 月から実施している資源化可能な新聞、雑誌・雑がみの受入制限に加え、令和元年 12 月より、分別不十分や産業廃棄物の疑いのある不適正な事業系ごみの搬入規制を行っています。 ✓ 事業系ごみ対策について、同じ焼却施設を利用する弘前地区環境整備事務組合の構成市町村全てで展開検査及び搬入規制が実施できるよう組合及び周辺市町村と協議を重ねてていきます。	
4R の推進 ((経済的動機付 けによる施策))	タ. 再生資源回収運動の 推進（リサイクル）	✓ 町会や PTA などが実施する再生資源回収運動は、市民が主体となって取り組む重要な施策ですが、担い手不足などにより、近年、団体数が減少傾向です。今後は、報奨金制度の見直しなど、取組の充実に努めています。	
	チ. 生ごみ堆肥化容器（コ ンポスト容器）の購入 補助（リデュース）	✓ 町会連合会の斡旋する指定商品に対して、町会を通じて購入費の一部を補助していますが、今後は、より市民が取組を行いやすいよう、周知啓発に努めています。	
	ツ. ごみ減量手段の検討	✓ 一般廃棄物処理の有料化については、ごみの減量化・資源化の推進に一定の効果があるとされており、国全体の施策の方針として推進することが明確化されています。市においては、現在のごみ袋や廃棄物収集のあり方について、環境負荷の低減効果や市民意識への影響等を検証し、可能性や課題を整理したうえで、より効果的なごみ減量施策を検討していきます。	
	テ. 事業系ごみの処分手数 料の適正化等	✓ 今後も他の自治体、周辺市町村の動向を注視しながら、有効な制度を検討していきます。また、不均衡が生じない料金設定 [*] を、構成市町村として適時求めていきます。 ※：事業系ごみの処分手数料については、事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられており、廃棄物の処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいとされています。中間処理施設への処分手数料については、弘前地区環境整備事務組合が設定していますが、近年は、国や先進自治体などにおいて、食品ロスを削減するため、食品リサイクルに係る費用とのバランスを考慮すべきとの議論も出てきています。また、事業系ごみの指定袋制度を導入し、排出ルールの徹底を図っている先進自治体もあります。	
4R の推進 ((市民や事業者 の協力による 施策))	ト. 廃棄物減量等推進員の 活用	✓ 市民と行政のパイプ役となる廃棄物減量等推進員を配置することにより、適正なごみ分別方法などの排出ルールが浸透するように努めています。 ✓ 推進員の配置については、地域間で不均衡となっているなどの課題もあるため、制度のあり方について検討していきます。	

表 3-26(4) 行政の役割・取組内容

項目	施策の内容	取組内容	新規
4R の推進 （市民や事業者の協力による施策） つづき	ナ. オフィス町内会の推進	✓ 事業所から排出されるダンボールや新聞、コピー用紙などの一般古紙類を古紙再生事業者が無料で回収するオフィス町内会については、年々回収量実績が増加しているものの、さらなる加入を図るため、今後も協定締結団体を中心に積極的な周知啓発を行い、加入を促進していきます。	
	ニ. エコストア・エコオフィス制度の普及拡大	✓ 現在の認定店舗・事業者数を更に増やしていくよう事業者に働きかけるとともに市民に対しても本制度を周知啓発し、環境に優しい取組を実施している事業者への理解を深めてもらうように努めています。	
ごみ処理体制の効率化	ヌ. 収集体制の効率化	✓ ごみの収集については、平成 26 年 4 月より民間事業者への全面委託を実施していますが、今後は、収集体制（分別区分、収集日程、業務委託体制等）の効率化について検討していきます。 ✓ 収集効率の向上・公平性確保のため、現存の毎戸収集方式地区について、折り畳み式収納枠などの運用を検討し、ステーション収集方式への移行に努めています。	
	ネ. 最終処分場の維持管理	✓ 当面の間の最終処分場の処理容量※は確保できますが、新たな埋立地の整備には多額の経費がかかるため、ごみの減量化・資源化を推進し、延命に努めています。 ※：弘前市埋立処分場については、平成 30 年 6 月から第 2 次第 2 区画の運用を開始しています。	
その他施策	ノ. 生ごみ等（バイオマス）の収集と活用に関する研究	✓ バイオマス※の一種である生ごみ等の収集および活用方法について調査・研究を行い、地域における利活用の実現可能性を検証します。 ※：バイオマスとは、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」であり、適切に利用することで大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」の実現に寄与できる可能性があります。	○
	ハ. 紙おむつのリサイクル研究（リサイクル）	✓ 紙おむつのリサイクル※の調査・研究を行い、リサイクルの実現可能性を検証します。 ※：紙おむつの素材は上質パルプや樹脂から構成されており、使用済み紙おむつはリサイクルによりパルプ等に有効利用できることがわかっています。（「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」（令和 2 年 3 月、環境省））	○
	ヒ. 大型ごみのリユースサービス検討（リユース）	✓ 大型ごみの処分費用は高額で、財政にも影響を与えています。使用可能な大型ごみについては、必要に応じて修復したのち希望者に提供するリユースサービスや大型ごみを地域で譲り合うリユース拠点等の検討を行います。	○
	フ. 枝葉の活用検討	✓ 野焼きの抑制や資源化を促進するため、家庭系または事業系（ただし、産業廃棄物※となる場合を除く）で発生する枝葉について、資源化（堆肥化等）の検討を行います。 ※：築工事や土木工事、解体工事の際に発生した刈草や剪定枝は、産業廃棄物（建設工事に伴う木くず）として扱われます。	○
	ヘ. 環境美化活動等に関する表彰制度の検討	✓ ごみ拾いや集積所の美化活動等により、住みやすいまちづくりに貢献している市民や事業者に対し、表彰する制度を検討します。	○

表 3-26(5) 行政の役割・取組内容

項目	施策の内容	取組内容	新規
その他施策 つづき	ホ. 適正処理 マ. 不法投棄・不法回収対策 ミ. 野焼き・不適正処理対策 ム. ごみ出しサポート事業 メ. 災害廃棄物対策 モ. 感染症流行時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓排出されたごみ（一般廃棄物）を衛生的かつ迅速に収集運搬するとともに、資源化が可能なものは中間処理を行い、資源化業者への引渡しを行います。処理方法等については、環境負荷の低減を図るためのシステムを構築していきます。 ✓山林やごみ集積所などの不法投棄*されやすい場所の定期的なパトロールを実施するほか、県と共同で防犯カメラを用いた監視を継続するとともに、警察との連携も強化していきます。 ✓市民・事業者・行政が協働して、河川清掃美化運動や町内一斉清掃等の清掃活動を実施するなど、不法投棄のない環境づくりに努めています。 ✓条例の改正（資源物等の持ち去りに関する条例）に基づき、ごみ集積所等の回収場所からの廃棄物の持ち去り*についても、不法投棄同様にパトロール等により対策を行っていきます。 <p>*: 不法投棄や廃棄物の持ち去りは、人気のない場所や管理が行き届いていない場所で行われる傾向があります。不法投棄・不法回収対策は、目撃された日時、車両や人物の特徴などの情報提供を基に、発生状況の特定や再発防止に向けた措置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓市民からの通報やパトロール中などに野焼き・不適正処理を発見した場合は、直ちに現場を確認し、原因者に対してごみの適正処理を呼びかけていきます。 ✓町会と連携し、ごみ集積所への監視カメラ設置や不適正排出防止キャンペーンを実施するなど、地域に密着した活動を通し、適正処理が促される環境づくりに努めています。 <p>*: 高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者など、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な住民が全国的に増加しており、これらの住民に対する支援として、ごみを自宅や所定の場所で収集する事業を実施している自治体が増えてきています。本市では、令和2年4月から「弘前市ごみ出しサポート事業」を開始しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓令和2年4月に策定した「弘前市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に実施します。 ✓災害発生時に計画に沿って迅速に行動ができるよう具体的な手順書を作成し関係職員で共有するとともに、市民向けに分かりやすい広報を行い、平時から備えられるよう防災訓練等で周知を図っていきます。 <p>*: 感染症が流行した際でも、安定的な処理を継続するため、収集・処理業者に対して感染防止対策をしっかりと行ったうえで収集し、適切な処理処分に努めるように指導します。</p> <p>*: 感染症の流行に備えて、感染もしくは感染が疑われる場合のごみの出し方を周知します。</p>	○ ○ ○ ○ ○ ○

表 3-26(6) 行政の役割・取組内容

項目	施策の内容	取組内容	新規
その他施策 つづき	ヤ. 段理困難物への対応	<p>✓ 段理困難物※は、製造業者や販売業者が段理することが原則であるため、今後も更なる周知徹底に努めるほか、受入先の確保についても検討していきます。</p> <p>※：車のタイヤ、ワイパー、バッテリー、耐火金庫、消火器、ガスボンベなどは段理困難物として、市では収集しないものとして指定していますが、依然として、集積所などに排出されています。</p>	
	ユ. 一般廃棄物処理業の許可の適正化	<p>✓ 事業系ごみの収集運搬については、市の許可業者によって行われています。一般廃棄物処理業の許可については、引き続き、適正な収集運搬作業を安定的に実施させていくことを最優先とします。</p> <p>✓ 本市の今後の事業系ごみの排出量については、人口減少などにより排出量の増加が見込まれず、現状の許可業者の収集運搬能力を上回る見込みがないことから、収集運搬業の新規許可は原則として行わないこととします。また、処分業においても同様に、現行の処理体制で適正処理が確保されていることから新規許可は原則として行わないものとします。ただし、今後のごみ排出状況の変動や、資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。</p>	

3.9 ごみ処理施設整備計画

3.9.1. 中間処理施設

弘前市のごみ処理は、これまで弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村の6市町村で構成する一部事務組合（弘前地区環境整備事務組合）で行われてきました。一方、施設の老朽化等の問題を踏まえ、「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の処理区域を合わせた一つの区域としてごみ処理の検討がなされ、令和8年度から弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村の8市町村によるごみ処理の広域化が開始されます。

広域化により、ごみ処理施設の集約・廃止による処理費用の削減やごみ処理に係る人員配置の効率化等の効果が期待できます。今後、ごみ排出量やごみ質の予測などを踏まえ、将来を見据えた適切な施設のあり方について、一部事務組合及び他の構成市町村とともに検討していきます。

3.9.2. 最終処分施設

(1) 最終処分場

弘前市埋立処分場の第2次第2区画の整備により、当面の間、十分な処分容量を確保できますが、新たな整備には、多額の費用がかかるため、ごみの減量化・資源化の推進などによる最終処分場の延命化を図っていきます。

(2) 施設維持管理に関する計画

第2次施設における浸出水等処理設備は、第1区画及び第2区画からの浸出水を生物化学的及び物理化学的処理を行って、計画的かつ衛生的に処理することで、本地域の生活環境及び公共用水域の水質の保全を図っています。

処理方式は、回転円板法（酸化+脱窒+再ばつ気）+凝集沈殿+高度処理（砂ろ過+活性炭）+滅菌となっており、それぞれの処理過程ごとに適切な耐用年数を設定し、計画的に機能保全対策、延命化対策を実施しますが、浸出水等処理設備は、平成8年の供用開始から20年以上経過し、老朽化が進んでいることから、埋立する廃棄物の質・量等を勘案したうえで、適切な処理方法を検討し、改築・更新を進めていきます。

また、最終処分場の適正管理及び更新時期の把握のため、最終処分場の残余容量について適宜調査等を実施して正確な残余年数を把握し、最終処分場の更新時期を検討していきます。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水の排出及び処理の状況

4.1.1. 生活排水処理等の現状

(1) 生活排水の排出及び処理状況

本市における生活排水の排出及び処理の状況について、し尿処理は、下水道（公共下水道、特定環境保全公共下水道）、農業集落排水施設（小規模集合排水処理施設を含む）、し尿等希釈投入施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の5つの方法で行っています。また、生活雑排水の処理は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の3つの方法で行い、それ以外は河川などに未処理で排出されています。

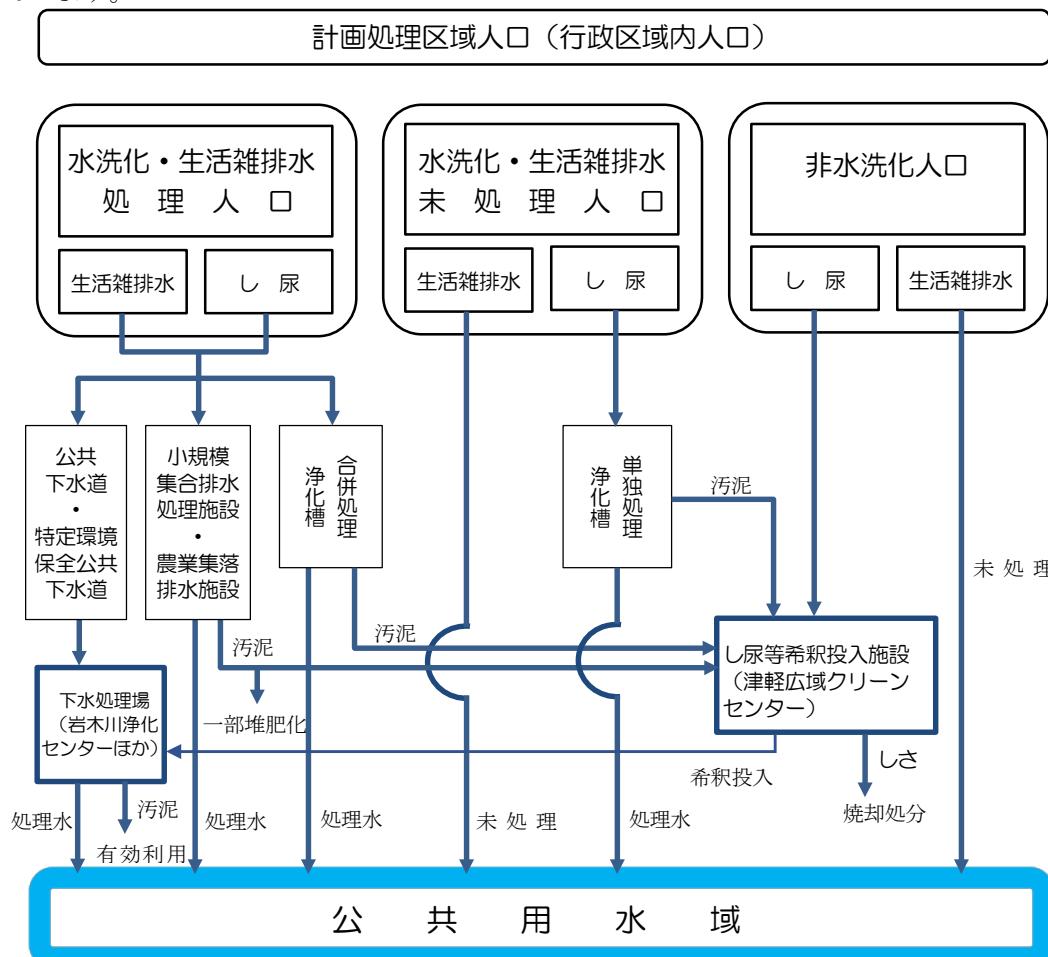
本市における生活排水の処理フローは、図4-1のとおりです。

下水道、農業集落排水施設に接続しているか、合併処理浄化槽を設置している世帯については、し尿と生活雑排水の全てが適正に処理され、公共用水域に放流されています。これらの世帯人口については、「水洗化・生活雑排水処理人口」としています。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯については、トイレは水洗化されていますが、台所や風呂などの生活雑排水は未処理のまま放流していますので、この世帯人口を「水洗化・生活雑排水未処理人口」としています。

汲み取り式トイレの世帯については、し尿の収集運搬のほか、台所や風呂などの生活雑排水を未処理のまま放流していますので、この世帯人口を「非水洗化人口」としています。

汲み取りし尿や浄化槽汚泥については、し尿等希釈投入施設「津軽広域クリーンセンター」へ搬入して夾雑物を除去後、希釈して県が管理する下水処理場である「岩木川浄化センター」へ投入し、処理しています。



(2) 生活排水処理率

生活排水処理形態別の人団の推移は、表 4-1 及び図 4-2 に示すとおりです。

計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、年々減少しており、令和 6 年度は令和元年度に比べ 10,696 人減少しており、157,987 人となっています。これに伴い、水洗化・生活雑排水処理人口（合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設）、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）、非水洗化人口（汲み取り）とも減少しています。

構成比でみると、下水道の割合が上昇していることにより、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口の割合）は、令和元年度の 89.4% から令和 6 年度には 90.6% に上昇しました。

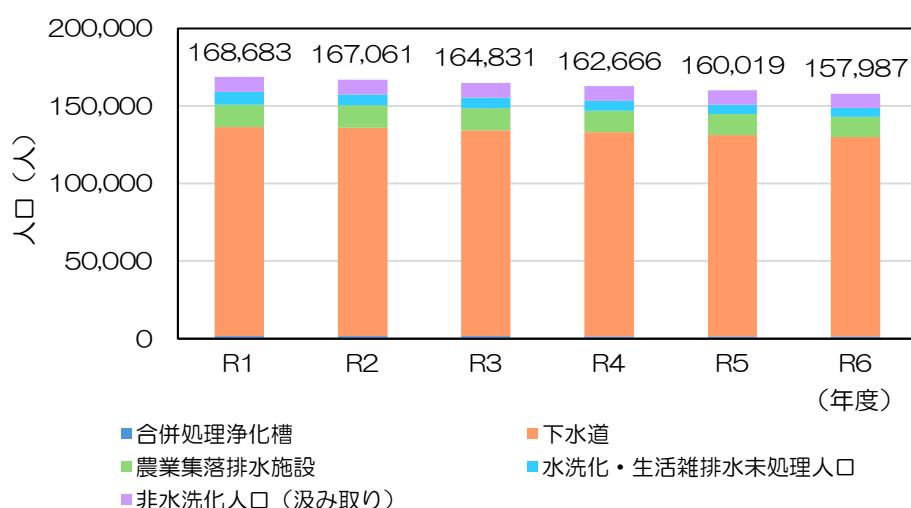
表 4-1 処理形態別人口の推移

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	168,683 人	167,061 人	164,831 人	162,666 人	160,019 人	157,987 人
水洗化・生活雑排水処理人口 (89.4%)	150,875 人 (90.0%)	150,327 人 (90.2%)	148,603 人 (90.3%)	146,918 人 (90.4%)	144,737 人 (90.6%)	143,170 人 (90.6%)
合併処理浄化槽	1,434 人 (0.9%)	1,420 人 (0.8%)	1,386 人 (0.8%)	1,378 人 (0.8%)	1,368 人 (0.9%)	1,351 人 (0.9%)
下水道*	134,845 人 (79.9%)	134,474 人 (80.5%)	133,072 人 (80.7%)	131,738 人 (81.0%)	129,854 人 (81.1%)	128,574 人 (81.4%)
農業集落排水施設*	14,596 人 (8.7%)	14,433 人 (8.6%)	14,145 人 (8.6%)	13,802 人 (8.5%)	13,515 人 (8.4%)	13,245 人 (8.4%)
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	8,140 人 (4.8%)	7,192 人 (4.3%)	6,777 人 (4.1%)	6,384 人 (3.9%)	6,015 人 (3.8%)	5,609 人 (3.6%)
非水洗化人口 (汲み取り)	9,668 人 (5.7%)	9,542 人 (5.7%)	9,451 人 (5.7%)	9,364 人 (5.8%)	9,267 人 (5.8%)	9,208 人 (5.8%)
計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

*：下水道に「特定環境保全公共下水道」、農業集落排水に「小規模集合排水処理施設」を含む。

備考：四捨五入の関係で、%の合計が 100 にならない場合がある。

出典：「弘前市一般廃棄物処理実施計画」（令和 3 年度～令和 7 年度、弘前市）



出典：「弘前市一般廃棄物処理実施計画」（令和 3 年度～令和 7 年度、弘前市）

図 4-2 処理形態別人口の推移

(3) し尿等収集区域の範囲及び収集運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、市内全域を対象に廃棄物処理法に基づく一般廃棄物許可業者により行われています。

表 4-2 し尿等収集運搬の概要（令和 7 年 4 月現在）

区分	し尿	浄化槽汚泥
収集業者	許可業者 3 社	許可業者 6 社
収集車両	バキューム車	バキューム車
収集方法	地域ごとの定期汲み取り、 または排出者が許可業者に 申し込む	排出者が許可業者に 申し込む

(4) し尿等収集実績

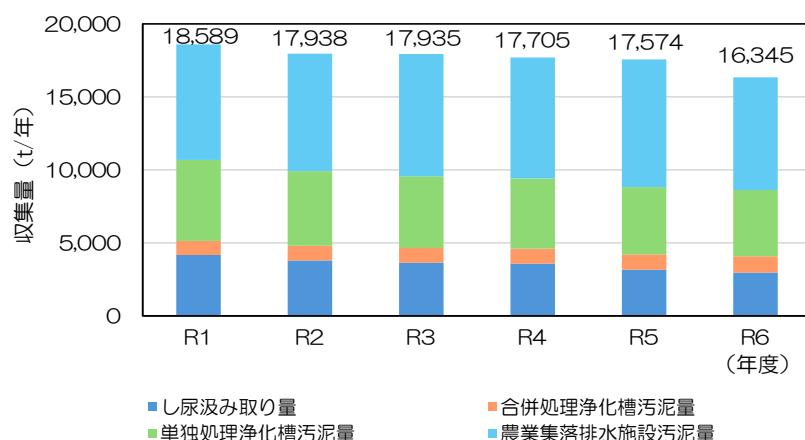
し尿等の収集量は、汲み取りから下水道等への切り替えが進んでいることから、全体としては減少傾向にあります。

表 4-3 し尿等収集実績

（単位：t/年）

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
し尿汲み取り量	4,148	3,784	3,643	3,566	3,153	2,973
浄化槽汚泥量	14,441	14,154	14,292	14,139	14,421	13,372
合併処理浄化槽汚泥量	980	1,010	1,006	1,038	1,051	1,093
単独処理浄化槽汚泥量	5,561	5,113	4,920	4,808	4,620	4,537
農業集落排水施設汚泥量	7,900	8,031	8,366	8,293	8,750	7,742
計	18,589	17,938	17,935	17,705	17,574	16,345

出典：「弘前市一般廃棄物処理実施計画」（令和 3 年度～令和 7 年度、弘前市）



出典：「弘前市一般廃棄物処理実施計画」（令和 3 年度～令和 7 年度、弘前市）

図 4-3 し尿等収集実績

(5) 生活排水処理施設の整備状況

1) 公共下水道

本市の公共下水道は、昭和 36 年 11 月に単独公共下水道事業の認可を受けて昭和 37 年から工事に着手し、昭和 48 年度から供用を開始しました。

昭和 54 年度から岩木川流域下水道事業に参画し、単独公共下水道及び岩木川流域関連公共下水道の 2 種類で事業を進め、平成 18 年 2 月の市町村合併により、旧岩木町の岩木町流域関連公共下水道（岩木処理分区）が加わりました。

また、平成 27 年 3 月より、相馬処理区を岩木川流域関連公共下水道区域に編入する計画としました。

その後、平成 27 年 4 月に効率的かつ経済的な管理運営を図るため、流域関連公共下水道区域の汚水と、市下水処理場で処理していた単独公共下水道区域の汚水を一体的に処理することとし、青森県の岩木川浄化センターに汚水処理機能を統合しました。

2) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、百沢処理区、常盤野処理区を対象として、2 つの処理施設が整備されています。

3) 農業集落排水施設等の整備状況

a. 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、主に農村地域を対象に整備されています。

平成元年度に供用開始した紙漉沢地区をはじめ、東目屋、高杉、船沢、新和鬼檜、裾野新和北、八幡、新岡、大久保、鳥井野、新法師、一丁木、藍内、弥生の 14 地区に、合わせて 13 の処理施設があります。

b. 小規模集合排水処理施設

小規模集合排水処理施設は、沢田地区を対象に 1 施設整備されています。

表 4-4 下水道施設等の整備状況（令和 4 年度末）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水施設	小規模集合 排水処理施設
供用開始年度（年度）	昭和 48	令和 2	平成元ほか	平成 10
処理区数	3	2	14	1
行政区域（下水道区域）人口（A）（人）	142,394	611	19,123	21
処理区域内人口（B）（人）	139,191	518	19,123	21
処理区域面積（C）（ha）	3,610.1	45.4	1,430.4	3.5
普及率（B/A）（%）	97.7	84.8	100	100
処理区域内人口密度（B/C）（人/ha）	38.6	11.4	13.3	6.0
年間総汚水処理水量（千 m ³ ）	18,659	25	1,446	893

出典：「弘前市上下水道ビジョン」（令和 6 年 10 月、弘前市）

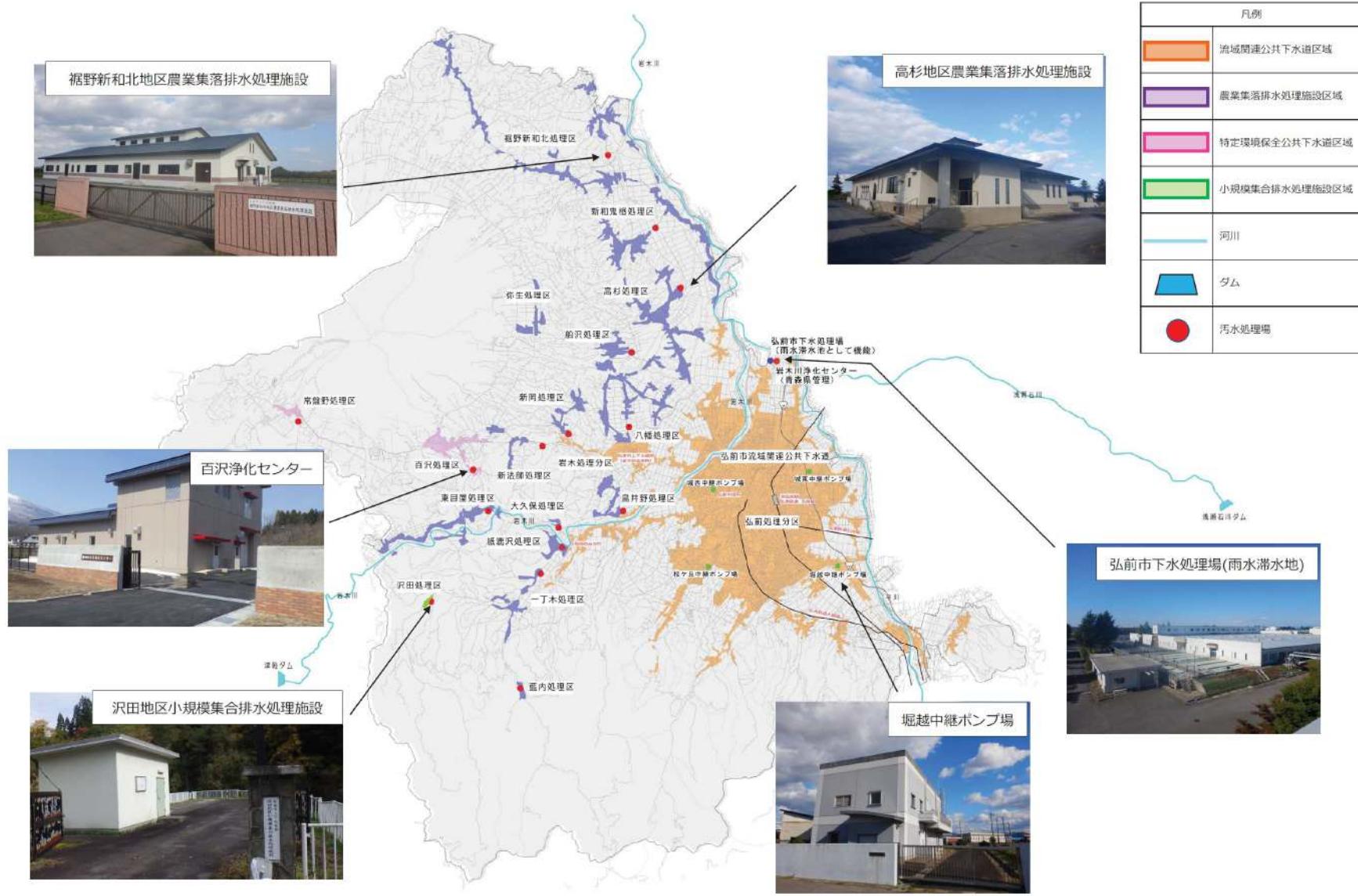


図 4-4 下水道事業等の処理区域及び処理施設

(6) 関連計画【弘前市上下水道ビジョン（弘前市上下水道事業基本計画 2024～2033）】

1) 計画策定の趣旨

「弘前市上下水道ビジョン」は、今後の上下水道の将来像を明示するとともに、その将来像を具現化することを目的に、当面の間取り組むべき事項や方策を定めた本市の上下水道事業の基本計画です。

2) 計画期間

本ビジョンの計画期間は、「令和 6 年度～令和 15 年度」としています。

3) 弘前市上下水道ビジョンの将来像

今後も市民の暮らしを守る安全・安心な上下水道を次世代に引き継いでいくことを目指し、本ビジョンの将来像を「暮らしを守る上下水道事業の継続」としています。

4) 基本目標

本ビジョンの計画期間における施策の方向性を示すものとして「1. 安全・快適」、「2. 強靭」、「3. 持続」、「4. 環境」の 4 つの基本目標を掲げています。

5) 主な数値目標

本ビジョンにおける主な数値目標は、表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5 弘前市上下水道ビジョンにおける主な数値目標

指標	単位	指標の説明	現状 (令和 4 年度)	中間年度 (令和 10 年度)	目標値 (令和 15 年度)
汚水処理人口普及率	%	処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口	98.5	98.6	98.7
水洗化率	%	水洗化戸数 ÷ 処理開始戸数	94.1	94.6	95.2
放流水の水質基準適合率	%	放流水の水質基準達成維持	100	100	100

4.1.2. 前回計画の検証

(1) 前回計画における数値目標

前回計画においては、生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、行政人口に占める水洗化・生活排水処理人口の割合を示す生活排水処理率（汚水衛生処理率）を用い、目標年度である令和7年度の目標値を97.0%に設定していました。

直近の令和6年度実績値は90.6%となっており、生活排水処理率は年々向上しているものの、前回計画の令和7年度目標値の達成は難しい状況となっています。

表4-6 前回計画における生活排水処理の目標値の達成状況

	①実績値 (令和6年度)	②前回計画目標 (令和7年度)	①-② (差)
生活排水処理率 (汚水衛生処理率)	90.6%	97.0%	-6.4%

(2) 生活排水処理計画

前回計画では、公共下水道事業計画区域内及び農業集落排水施設整備区域内において計画的に施設整備を進め、未接続世帯の接続を促進するとともに、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水施設整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、全市域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流を減少させる計画としていました。

表4-7に示すとおり、水洗化・生活雑排水処理人口は下水道と農業集落排水で処理率の上昇を見込んでいましたが、目標に達していない状況です。一方、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（汲み取り）は、戸数は減少しているものの、目標としていた処理率まで減らすことができていない状況です。

表4-7 前回計画における生活排水処理の形態別目標値の達成状況

区分	①実績値 (令和6年度)	②前回計画目標 (令和7年度)	①-② (差)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	157,987人	158,965人	-978人
水洗化・生活雑排水処理人口	143,170人 (90.6%)	154,197人 (97.0%)	-11,027人 (-6.4%)
合併処理浄化槽	1,351人 (0.9%)	1,134人 (0.7%)	217人 (0.1%)
下水道*	128,574人 (81.4%)	137,346人 (86.4%)	-8,772人 (-5.0%)
農業集落排水施設*	13,245人 (8.4%)	15,717人 (9.9%)	-2,472人 (-1.5%)
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,609人 (3.6%)	2,066人 (1.3%)	3,543人 (2.3%)
非水洗化人口 (汲み取り)	9,208人 (5.8%)	2,702人 (1.7%)	6,506人 (4.1%)
計画処理区域外人口	0人	0人	0人

*：下水道に「特定環境保全公共下水道」、農業集落排水に「小規模集合排水処理施設」を含む。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

前回計画において、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、下水道等の普及や人口の減少などの影響により減少することを見込んでいました。しかし、下水道の普及が見込みよりも小さいため、令和6年度時点の処理量は、令和7年度目標を大きく上回る状況となっています。

表 4-8 し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績値と前回計画との比較

(単位: t/年)

区分	①実績値 (令和6年度)	②前回計画目標 (令和7年度)	①-② (差)
し尿汲み取り量	2,973	1,156	1,817
浄化槽汚泥量	13,372	10,680	2,692
合併処理浄化槽汚泥量	1,093	773	320
単独処理浄化槽汚泥量	4,537	1,408	3,129
農業集落排水施設汚泥量	7,742	8,499	-757
計	16,345	11,836	4,509

4.1.3. 課題の分析

- ・令和6年度時点で、生活排水処理率（汚水衛生処理率）は90.6%であり、前回計画の令和7年度目標（97.0%）の達成は難しい状況となっています。
- ・計画処理区域内人口（行政区域内人口）157,987人のうち、9.4%の14,817人からの生活雑排水については、未処理のまま河川等へ放流されているため、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の原因となっています。これらの世帯に対し、生活雑排水対策の必要性や重要性について引き続き啓発活動を行い、合併処理浄化槽の設置（下水道等の供用区域については下水道等への接続）を促進していくことが課題となっています。
- ・浄化槽の維持管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について徹底していくことが必要です。
- ・下水道等の普及などによるし尿汲み取り人口の減少に対応するため、現在、許可制度により行っているし尿処理について、今後の社会情勢に即した効率的な処理体制を検討していくことが課題となっています。

4.2 生活排水処理基本計画

4.2.1. 基本方針

生活排水の処理は、「し尿」と「生活雑排水」を同時に処理することが基本であり、本市では、主に「下水道」、「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」で処理しています。

本市の生活排水処理施設の整備は、下水道や農業集落排水施設の整備を積極的に推進してきた結果、令和6年度末で「水洗化・生活雑排水処理人口」の割合は90.6%に達しています。

施設の整備が進む一方で、「単独処理浄化槽」や「汲み取り式トイレ」を使用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま河川などに放流されており、水環境悪化の原因となっています。

生活排水処理施設にはそれぞれの特徴があり、整備する地域の状況によって効果的な施設整備を選択する必要があることから、本市の地域特性にあった施設整備を総合的に推進するため、次とおり基本方針を定めます。

基本方針

- ① 本市の生活排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による処理を基本とします。
- ② 公共下水道事業計画区域内及び農業集落排水施設区域内においては、すべての家庭、事業所などが下水道または農業集落排水へ接続するよう普及を促進します。
- ③ 公共下水道事業計画区域及び農業集落排水施設整備区域以外の地域は、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、すでに単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ④ 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理体制を確立します。

4.2.2. 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理の目標

本計画においても引き続き、公共下水道事業計画区域内及び農業集落排水施設整備区域内では、基本方針に沿って未接続世帯の接続を促進し、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水施設整備区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進することで、全市域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流を減少させていきます。

目標としては、生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、行政人口に占める水洗化・生活排水処理人口の割合を示す生活排水処理率（汚水衛生処理率）を用い、目標年度である令和17年度の目標値を設定します。

目標の設定にあたっては、これまでの生活排水処理率の推移や、弘前市上下水道ビジョンの目標値との整合を考慮し、表4-9のとおり、目標年度の令和17年度に93.1%（暫定値）を目指します。また、目標設定に伴う「処理人口の内訳」及び「生活雑排水の処理形態別内訳」は表4-10、表4-11、図4-5のとおりです。

表4-9 生活排水処理の目標

	実績値 (令和6年度)	中間年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
生活排水処理率 (汚水衛生処理率)	90.6%	92.0%	93.1%

表4-10 処理人口の内訳

	実績値 (令和6年度)	中間年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	157,987人	147,904人	138,286人
水洗化・生活雑排水処理人口	143,170人	136,012人	128,744人

備考：計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計（国立社会保障・人口問題研究所）による。

表 4-11 生活排水の処理形態別内訳

区分	実績値 (令和 6 年度)	中間年度 (令和 12 年度)	目標年度 (令和 17 年度)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	157,987 人	147,904 人	138,286 人
水洗化・生活雑排水処理人口	143,170 人 (90.6%)	136,012 人 (92.0%)	128,744 人 (93.1%)
合併処理浄化槽	1,351 人 (0.9%)	1,272 人 (0.9%)	1,245 人 (0.9%)
下水道*	128,574 人 (81.4%)	122,908 人 (83.1%)	116,713 人 (84.4%)
農業集落排水施設*	13,245 人 (8.4%)	11,832 人 (8.0%)	10,786 人 (7.8%)
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,609 人 (3.6%)	4,585 人 (3.1%)	4,010 人 (2.9%)
非水洗化人口 (汲み取り)	9,208 人 (5.8%)	7,307 人 (4.9%)	5,532 人 (4.0%)
計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人

* : 下水道に「特定環境保全公共下水道」、農業集落排水に「小規模集合排水処理施設」を含む。

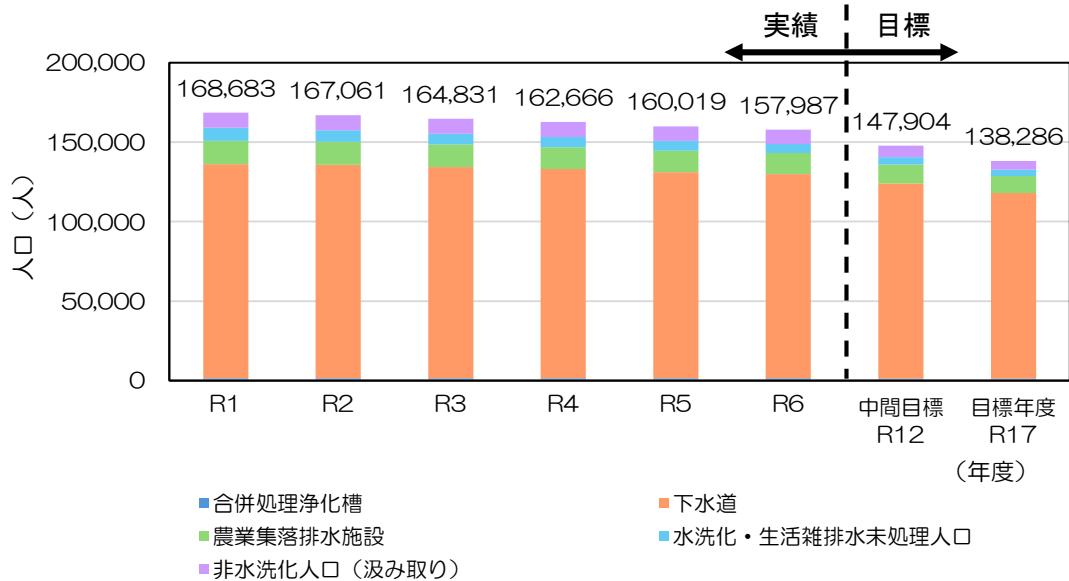


図 4-5 生活排水処理形態別人口の実績値と目標値

(2) 施設整備計画

本市の下水道事業は昭和 37 年から工事に着手し、高度経済成長期に集中的に整備された下水道施設や管渠が多く存在しております。今後施設の老朽化が急激に進みます。

弘前市上下水道ビジョンにも記載のとおり、今後は下水道管路や下水処理施設等の耐震化に加え、標準耐用年数を迎える下水道施設の計画的な改築、更新を行っていきます。

4.2.3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥については、今後も一定量の発生が見込まれます。下水道等の未整備地域における汲み取りし尿や浄化槽汚泥とともに、下水道等の整備地域内における非水洗化世帯のし尿や浄化槽汚泥についても、適正な処理体制を持続します。

(1) 処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、下水道等の普及や人口の減少などの影響により減少するものと見込まれます。

表4-11（生活排水の処理形態別内訳）及び表4-12（令和6年度1人1日当たりの処理実績）に基づく、し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込みは、表4-13のとおりです。

表4-12 令和6年度1人1日当たりの処理実績

区分	1人1日当たりの処理量
生し尿	0.8822 kg/人・日
合併処理浄化槽汚泥	2.2105 kg/人・日
単独処理浄化槽汚泥	2.2101 kg/人・日
農業集落排水施設汚泥	1.5971 kg/人・日

表4-13 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

(単位:t/年)

区分	実績値 (令和6年度)	中間年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
し尿汲み取り量	2,973	2,359	1,791
浄化槽汚泥量	13,372	11,654	10,584
合併処理浄化槽汚泥量	1,093	1,029	1,010
単独処理浄化槽汚泥量	4,537	3,709	3,252
農業集落排水施設汚泥量	7,742	6,916	6,322
計	16,345	14,013	12,375

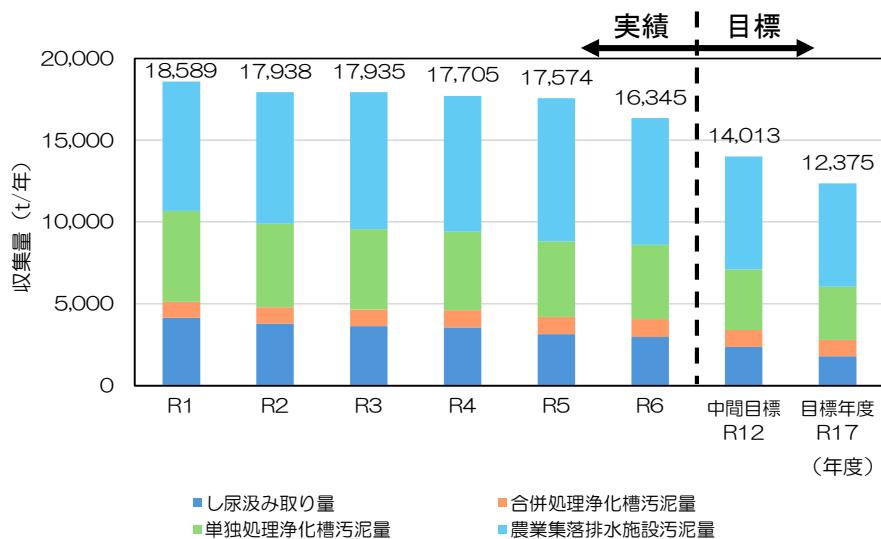


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績値と推計値

(2) 収集運搬計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が実施しています。

今後も許可業者による収集運搬の一層の効率化を図りながら、安定した収集運搬体制の維持に努めます。

また、許可業者が利用者から徴収する「し尿処理手数料」については、公的要素を有していることから、利用者間の不公平が生じないよう、弘前市廃棄物減量等推進審議会での審議の上、許可業者が決定しています。今後も、処理原価や他の自治体の動向などを踏まえ、適正な料金設定に努めます。

(3) 処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、今後も津軽広域連合の津軽広域クリーンセンターで夾雑物を除去後、希釈して県の岩木川浄化センターへ投入し、処理を行うこととなります。県並びに津軽広域連合及びその構成市町村と連携し、施設の適正な維持管理を図りながら、適正処理を推進します。

4.2.4. 住民に対する広報・啓発活動

家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁要因となることを広く周知し、生活雑排水対策の必要性、重要性について定期的な広報、啓発活動を実施します。

その際、公共下水道事業計画区域内及び農業集落排水施設区域内の未接続世帯に対しては、融資あっせん、報奨金制度※の利用を奨励し、接続を推進します。また、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水施設区域外の単独浄化槽または汲み取りの世帯・事業所に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の活用を奨励します。

また、浄化槽の維持管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報などを通じてその徹底に努めます。

※：融資あっせんを受けていないことが対象の条件としています。